

経済産業省

20260602資第9号
令和8年6月4日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について

電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第4項の規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の10第1項第3号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第21条第1項ただし書に規定する特定小売供給約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

2026年6月2日

北海道電力株式会社

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

北電 V M 料企 第 1 号
2026 年 6 月 2 日

経済産業大臣 赤澤 亮正 殿

札幌市中央区大通東 1 丁目 2 番地
北海道電力株式会社
代表取締役
社長執行役員 齋藤 晋

平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項の規定により，次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2026 年 7 月 1 日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

別 紙

特定小売供給約款以外の供給条件

(電気・ガス料金支援に係る電気料金の特別措置)

2026年7月1日実施

北海道電力株式会社

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（2025年8月25日届出。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、2026年7月の検針日から2026年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款15（定額電灯）(4)もしくは供給約款18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16（従量電灯）(1)ニ、供給約款17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款20（臨時電力）(3)イもしくは供給約款附則3（農事用電力〔脱穀調整用電力〕）のお客さまについての特別措置(2)の料金または供給約款16（従量電灯）(2)ニ、供給約款16（従量電灯）(3)ホ、供給約款17（臨時電灯）(2)ハ、供給約款17（臨時電灯）(3)ロ、供給約款18（公衆街路灯）(2)ニ、供給約款19（低圧電力）(5)、供給約款20（臨時電力）(3)ロもしくは供給約款21（農事用電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料金

2（適用期間）に定める適用期間における、供給約款15（定額電灯）(4)もしくは供給約款18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16（従量電灯）(1)ニ、供給約款17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款20（臨時電力）(3)イもしくは供給約款附則3（農事用電力〔脱穀調整用電力〕）のお客さまについての特別措置(2)の料金または供給約款16（従量電灯）(2)ニ、供給約款16（従量電灯）(3)ホ、供給約款17（臨時電灯）(2)ハ、供給約款17（臨時電灯）(3)ロ、供給約款18（公衆街路灯）(2)ニ、供給約款19（低圧

電力) (5), 供給約款 20 (臨時電力) (3)ロもしくは供給約款 21 (農事用電力) (3)の電力量料金は, 供給約款に定める燃料費調整によらず, 燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1(2)ロ(イ), (ロ)または(ハ)により算定される場合は, 別表 (燃料費調整) 1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし, 燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1(2)ロ(ニ)により算定される場合は, 別表 (燃料費調整) 1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものいたします。

5 そ の 他

その他の事項については, 供給約款に定めるところによるものいたします。

別 表 (燃料費調整)

別 表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1874$$

$$\beta = 0.0899$$

$$\gamma = 1.0036$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (80,800 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回り、かつ、121,200 円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,800 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 121,200 円を上回る場合

平均燃料価格は、121,200円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (121,200 \text{円} - 80,800 \text{円}) \times \frac{2 \text{ (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、bの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2026年3月1日から2026年5月31日までの期間	2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間
2026年4月1日から2026年6月30日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
2026年5月1日から2026年7月31日までの期間	2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

ロ 本則2(適用期間)に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円の場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃 料 費
調整単価 = 基準燃料費調整単価 - (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおり
といたします。

		2026年7月の検針日 から2026年8月の 検針日の前日までの 期間および2026年9 月の検針日から 2026年10月の検針 日の前日までの期間	2026年8月の検針日 から2026年9月の 検針日の前日までの 期間
		電 灯	10ワットまでの1灯につき
10ワットをこえ20ワットまでの1灯 につき	27円19銭		34円96銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯 につき	54円38銭		69円91銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯 につき	81円56銭		104円87銭
60ワットをこえ100ワットまでの1 灯につき	135円94銭		174円78銭
100ワットをこえる1灯につき50ワ ットまでごとに	67円97銭		87円39銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につ き	40円60銭	52円20銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルト アンペアまでの1機器につき	81円21銭	104円41銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器に つき50ボルトアンペアまでごとに	40円60銭	52円20銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1円10銭	1円41銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2円19銭	2円82銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2円19銭	2円82銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	21円91銭	28円17銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	21円91銭	28円17銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	23円03銭	29円61銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11円52銭	14円81銭

(d) 農事用電力（脱穀調整用電力）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	5円76銭	7円40銭
契約電力1キロワットの場合1日につき	11円51銭	14円80銭
契約電力2キロワットの場合1日につき	23円03銭	29円61銭
契約電力3キロワットの場合1日につき	34円54銭	44円41銭
契約電力3キロワットをこえる場合1キロワットを増すごとに1日につき	11円51銭	14円80銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	3円50銭	4円50銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A、臨時電力および農事用電力（脱穀調整用電力）

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	67銭1厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円34銭2厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2円68銭3厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4円02銭5厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6円70銭8厘
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	3円35銭4厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円00銭3厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4円00銭7厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	2円00銭3厘

ロ 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	5 銭 4 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	10 銭 8 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	10 銭 8 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 08 銭 1 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 08 銭 1 厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 13 銭 6 厘
---------------------	--------------

ニ 農事用電力（脱穀調整用電力）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5 キロワット	1 キロワット	2 キロワット	3 キロワット	3 キロワットをこえ 1 キロワットを増すごとに
1 日につき	28 銭 4 厘	56 銭 8 厘	1 円 13 銭 6 厘	1 円 70 銭 4 厘	56 銭 8 厘

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	17 銭 3 厘
-------------	----------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および 1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を電磁的方法等によりお知らせいたします。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う
経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、2026年5月25日の高市内閣総理大臣記者会見において中東情勢への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、特定小売供給約款に基づき算定される2026年8月分および2026年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、2026年9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき4.5円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項により特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、認可を申請する次第であります。

以 上

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		2026年8月分および 10月分	2026年9月分
		(a)	(b)
1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	3円 50銭	4円 50銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh	2026年8月分および 10月分 (※2)	2026年9月分 (※2)
				(※1)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 公衆街路灯A	電灯	10W まで	1 灯	3.884	13 円 59 銭	17 円 48 銭
		10W をこえ 20W まで	〃	7.768	27 円 19 銭	34 円 96 銭
		20W をこえ 40W まで	〃	15.536	54 円 38 銭	69 円 91 銭
		40W をこえ 60W まで	〃	23.304	81 円 56 銭	104 円 87 銭
		60W をこえ 100W まで	〃	38.840	135 円 94 銭	174 円 78 銭
		100W 超過 50W までごとに	〃	19.420	67 円 97 銭	87 円 39 銭
	小型 機器	50VA まで	1 機器	11.601	40 円 60 銭	52 円 20 銭
		50VA をこえ 100VA まで	〃	23.202	81 円 21 銭	104 円 41 銭
		100VA 超過 50VA までごとに	〃	11.601	40 円 60 銭	52 円 20 銭
臨時電灯A	50VA まで 1日につき	1 契約	0.313	1 円 10 銭	1 円 41 銭	
	50VA をこえ 100VA まで 1日につき	〃	0.626	2 円 19 銭	2 円 82 銭	
	100VA 超過 500VA まで 100VA までごとに 1日につき	〃	0.626	2 円 19 銭	2 円 82 銭	
	500VA 超過 1kVA まで 1日につき	〃	6.260	21 円 91 銭	28 円 17 銭	
	1kVA 超過 3kVA まで 1kVA までごとに 1日につき	〃	6.260	21 円 91 銭	28 円 17 銭	
	臨時電力	0.5kW の場合 1日につき	1 契約	—	(※3) 11 円 52 銭	(※3) 14 円 81 銭
	1 kW 1日につき	1 kW	6.579	23 円 03 銭	29 円 61 銭	

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	2026年8月分および 10月分(※2)	2026年9月分 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
農事用電力 (脱穀調整用 電力)	0.5kWの場合1日につき		1契約	1.645	5円76銭	7円40銭
	1kWの場合1日につき		〃	3.289	11円51銭	14円80銭
	2kWの場合1日につき		〃	6.579	23円03銭	29円61銭
	3kWの場合1日につき		〃	9.868	34円54銭	44円41銭
	3kW超過1kW増すごとに		〃	3.289	11円51銭	14円80銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」(課税標準数量の計算等)に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1kWの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定にもとづき申請を行なった特定小売供給約款以外の供給条件（2026年7月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間適用）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価を設定することといたしました。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、別表（燃料費調整）1（2）ロ（ホ）に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表（燃料費調整）2に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表(燃料費調整) 1(2) 口(ホ)に定める2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間に使用される電気および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
a 定額制供給の場合		
(a) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	13.59	1.24
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27.19	2.47
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54.38	4.94
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81.56	7.41
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135.94	12.36
100ワットをこえる1灯につき50ワットまで ごとに	67.97	6.18
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	40.60	3.69
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの1機器につき	81.21	7.38
100ボルトアンペアをこえる1機器につき 50ボルトアンペアまでごとに	40.60	3.69
(b) 臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1.10	0.10
総容量が50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの場合	2.19	0.20
総容量が100ボルトアンペアをこえ 500ボルトアンペアまでの場合100ボルト アンペアまでごとに	2.19	0.20
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1キロボルトアンペアまでの場合	21.91	1.99
総容量が1キロボルトアンペアをこえ 3キロボルトアンペアまでの場合 1キロボルトアンペアまでごとに	21.91	1.99
(c) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	23.03	2.09
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11.52	1.05

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
(d) 農事用電力（脱穀調整用電力）		
1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	5.76	0.52
1キロワット	11.51	1.05
2キロワット	23.03	2.09
3キロワット	34.54	3.14
3キロワットをこえ1キロワットを 増すごとに	11.51	1.05
b 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	3.50	0.32

(2) 別表（燃料費調整）1（2）ロ（ホ）に定める2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
a 定額制供給の場合		
(a) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	17.48	1.59
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	34.96	3.18
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	69.91	6.36
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	104.87	9.53
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	174.78	15.89
100ワットをこえる1灯につき50ワットまで ごとに	87.39	7.94
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	52.20	4.75
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの1機器につき	104.41	9.49
100ボルトアンペアをこえる1機器につき 50ボルトアンペアまでごとに	52.20	4.75

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
(b) 臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1.41	0.13
総容量が50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの場合	2.82	0.26
総容量が100ボルトアンペアをこえ 500ボルトアンペアまでの場合100ボルト アンペアまでごとに	2.82	0.26
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1キロボルトアンペアまでの場合	28.17	2.56
総容量が1キロボルトアンペアをこえ 3キロボルトアンペアまでの場合 1キロボルトアンペアまでごとに	28.17	2.56
(c) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	29.61	2.69
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	14.81	1.35
(d) 農事用電力（脱穀調整用電力）		
1 日につき		
契約電力		
0.5キロワット	7.40	0.67
1キロワット	14.80	1.35
2キロワット	29.61	2.69
3キロワット	44.41	4.04
3キロワットをこえ1キロワットを 増すごとに	14.80	1.35
b 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	4.50	0.41

(3) 別表（燃料費調整）2に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
(1) 定額制供給の場合		
イ 定額電灯および公衆街路灯A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.671	0.061
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.342	0.122
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2.683	0.244
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4.025	0.366
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6.708	0.610
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	3.354	0.305
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	2.003	0.182
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4.007	0.364
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	2.003	0.182
ロ 臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.054	0.005
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.108	0.010
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.108	0.010
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1.081	0.098
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1.081	0.098
ハ 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.136	0.103

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
ニ 農事用電力（脱穀調整用電力）		
1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	0.284	0.026
1キロワット	0.568	0.052
2キロワット	1.136	0.103
3キロワット	1.704	0.155
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	0.568	0.052
(2) 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	0.173	0.016

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

東北電販戦第1号

2026年6月2日

経済産業大臣 赤澤 亮正 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号

東北電力株式会社

代表取締役社長 石山 一弘
社長執行役員

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2026年7月1日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（2025年2月7日届出。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、2026年7月の検針日から2026年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款 15（定額電灯）(4)もしくは供給約款 18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款 16（従量電灯）(1)ニ、供給約款 17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款 20（臨時電力）(3)イ、供給約款 21（農事用電力）(2)ハもしくは供給約款附則 4（農事用電力〔脱穀調整用電力〕）のお客さまについての特別措置）(1)の料金または供給約款 16（従量電灯）(2)ニ、供給約款 16（従量電灯）(3)ホ、供給約款 17（臨時電灯）(2)ハ、供給約款 17（臨時電灯）(3)ロ、供給約款 18（公衆街路灯）(2)ニ、供給約款 19（低圧電力）(5)、供給約款 20（臨時電力）(3)ロもしくは供給約款 21（農事用電力）(1)

ハの電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における、供給約款 15（定額電灯）(4)もしくは供給約款 18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金，供給約款 16（従量電灯）(1)ニ，供給約款 17（臨時電灯）(1)ハ，供給約款 20（臨時電力）(3)イ，供給約款 21（農事用電力）(2)ハもしくは供給約款附則 4（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）(1)の料金または供給約款 16（従量電灯）(2)ニ，供給約款 16（従量電灯）(3)ホ，供給約款 17（臨時電灯）(2)ハ，供給約款 17（臨時電灯）(3)ロ，供給約款 18（公衆街路灯）(2)ニ，供給約款 19（低圧電力）(5)，供給約款 20（臨時電力）(3)ロもしくは供給約款 21（農事用電力）(1)ハの電力量料金は，供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ)，(ロ)または(ハ)により算定される場合は，別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(ニ)により算定される場合は，別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

別 表

燃料費調整

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0259$$

$$\beta = 0.2563$$

$$\gamma = 0.8915$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定

された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

- a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (83,500 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を上回り、かつ、125,300 円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 83,500 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 125,300 円を上回る場合
平均燃料価格は、125,300 円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (125,300 \text{ 円} - 83,500 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2026 年 3 月 1 日から 2026 年 5 月 31 日までの期間	2026 年 7 月の検針日から 2026 年 8 月の検針日の前日までの期間
2026 年 4 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日までの期間	2026 年 8 月の検針日から 2026 年 9 月の検針日の前日までの期間
2026 年 5 月 1 日から 2026 年 7 月 31 日までの期間	2026 年 9 月の検針日から 2026 年 10 月の検針日の前日までの期間

- b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力 B で、料金

の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、
または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合
は、aにいう検針日は、応当日といたします。

ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費
調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{基準燃料費調整単価} + \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の} \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の} \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を上回り、かつ、
基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回
る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の} \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array} - \text{基準燃料費調整単価}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を上回り、かつ、
基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上と
なる場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{基準燃料費調整単価} - \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の} \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	13円59銭	17円48銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27円19銭	34円96銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54円38銭	69円91銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81円56銭	104円87銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135円94銭	174円78銭
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	135円94銭	174円78銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	40円60銭	52円20銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	81円21銭	104円41銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	81円21銭	104円41銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間 および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1円10銭	1円41銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2円19銭	2円82銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合 100ボルトアンペアまでごとに	2円19銭	2円82銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	21円91銭	28円17銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合 1キロボルトアンペアまでごとに	21円91銭	28円17銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間 および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	23円03銭	29円61銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11円52銭	14円81銭

(d) 農事用電力B（育苗温床用電力）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間 および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	41円45銭	53円29銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	20円73銭	26円65銭

(e) 農事用電力（脱穀調整用電力）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間 および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	5円76銭	7円40銭
契約電力1キロワットの場合1日につき	11円51銭	14円80銭
契約電力2キロワットの場合1日につき	23円03銭	29円61銭
契約電力3キロワットの場合1日につき	34円54銭	44円41銭
契約電力3キロワットをこえ1キロワット増すごとに1日につき	11円51銭	14円80銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間 および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	3円50銭 4円50銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A，臨時電力，農事用電力Bおよび農事用電力（脱穀調整用電力）

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	76 銭 5 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1 円 52 銭 9 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	3 円 05 銭 9 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	4 円 58 銭 8 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	7 円 64 銭 7 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	7 円 64 銭 7 厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 円 28 銭 5 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	4 円 56 銭 8 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	4 円 56 銭 8 厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	6 銭 2 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	12 銭 3 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	12 銭 3 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 23 銭 3 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 23 銭 3 厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 29 銭 6 厘
---------------------	--------------

ニ 農事用電力 B（育苗温床用電力）

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	2 円 33 銭 2 厘
---------------------	--------------

ホ 農事用電力（脱穀調整用電力）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5 キロワット	1 キロワット	2 キロワット	3 キロワット	3 キロワットをこえ 1 キロワットを増すごとに
1 日につき	32 銭 3 厘	64 銭 8 厘	1 円 29 銭 6 厘	1 円 94 銭 3 厘	64 銭 8 厘

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	19 銭 7 厘
-------------	----------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および 1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価をお知らせいたします。

(添付書類)

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、2026年5月25日の高市内閣総理大臣記者会見において中東情勢への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、特定小売供給約款に基づき算定される2026年8月分および2026年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、2026年9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき4.5円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項により特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要があるため、認可を申請する次第であります。

以 上

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		2026年8月分および 10月分	2026年9月分
		(a)	(b)
1kWhにつき	低圧で供給を受ける場合	3円50銭	4円50銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	2026年8月分および 10月分 (※2)	2026年9月分 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 および 公衆街路灯A	電灯	10Wまで	1灯	3.884	13円59銭	17円48銭
		20Wまで	〃	7.768	27円19銭	34円96銭
		40Wまで	〃	15.536	54円38銭	69円91銭
		60Wまで	〃	23.304	81円56銭	104円87銭
		100Wまで	〃	38.840	135円94銭	174円78銭
		100W超過 100Wまでごとに	〃	38.840	135円94銭	174円78銭
	小型 機器	50VAまでの機器	1機器	11.601	40円60銭	52円20銭
		100VAまでの機器	〃	23.202	81円21銭	104円41銭
		100VA超過 100VAまでごとに	〃	23.202	81円21銭	104円41銭
臨時電灯A	50VAまで 1日につき	1契約	0.313	1円10銭	1円41銭	
	100VAまで 1日につき	〃	0.626	2円19銭	2円82銭	
	100VA超過 500VAまでの 100VAまでごとに 1日につき	〃	0.626	2円19銭	2円82銭	
	500VA超過 1kVAまで 1日につき	〃	6.260	21円91銭	28円17銭	
	1kVA超過 3kVAまでの 1kVAまでごとに 1日につき	〃	6.260	21円91銭	28円17銭	
臨時電力	0.5kWの場合 1日につき	1契約	—	(※3) 11円52銭	(※3) 14円81銭	
	1kW 1日につき	1kW	6.579	23円03銭	29円61銭	
農事用電力B (育苗温床用電力)	0.5kWの場合 1日につき	1契約	—	(※3) 20円73銭	(※3) 26円65銭	
	1kW 1日につき	1kW	11.842	41円45銭	53円29銭	
農事用電力 (脱穀調整用電力)	0.5kWの場合 1日につき	1契約	1.645	5円76銭	7円40銭	
	1kWの場合 1日につき	〃	3.289	11円51銭	14円80銭	
	2kWの場合 1日につき	〃	6.579	23円03銭	29円61銭	
	3kWの場合 1日につき	〃	9.868	34円54銭	44円41銭	
	3kW超過 1kW増すごとに 1日につき	〃	3.289	11円51銭	14円80銭	

※1 みなしkWhは、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」(課税標準数量の計算等)に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1kWの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定にもとづき申請を行なった特定小売供給約款以外の供給条件（2026年7月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間適用）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表（燃料費調整）1(2)ロ(ホ)に定める2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価ならびに別表（燃料費調整）1(2)ロ(ホ)に定める2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表（燃料費調整）2に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

- (1) 別表（燃料費調整）1(2)ロ(ホ)に定める2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	13.59	1.24
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27.19	2.47
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54.38	4.94
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81.56	7.41
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135.94	12.36
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	135.94	12.36
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	40.60	3.69

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
50 ボルトアンペアをこえ100 ボルトアンペアまでの1 機器につき	81.21	7.38
100 ボルトアンペアをこえる1 機器につき100 ボルトアンペアまでごとに	81.21	7.38
(ロ) 臨時電灯 A		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	1.10	0.10
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ100 ボルトアンペアまでの場合	2.19	0.20
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ500 ボルトアンペアまでの場合100 ボルトアンペアまでごとに	2.19	0.20
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ1 キロボルトアンペアまでの場合	21.91	1.99
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ3 キロボルトアンペアまでの場合1 キロボルトアンペアまでごとに	21.91	1.99
(ハ) 臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	23.03	2.09
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	11.52	1.05
(ニ) 農事用電力 B (育苗温床用電力)		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	41.45	3.77
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	20.73	1.88
(ホ) 農事用電力 (脱穀調整用電力)		
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	5.76	0.52
契約電力 1 キロワットの場合 1 日につき	11.51	1.05
契約電力 2 キロワットの場合 1 日につき	23.03	2.09
契約電力 3 キロワットの場合 1 日につき	34.54	3.14
契約電力 3 キロワットをこえ1 キロワット増すごとに 1 日につき	11.51	1.05
ロ 従量制供給の場合 1 キロワット時につき	3.50	0.32

(2) 別表（燃料費調整）1(2)ロ(ホ)に定める2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	17.48	1.59
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	34.96	3.18
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	69.91	6.36
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	104.87	9.53
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	174.78	15.89
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	174.78	15.89
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	52.20	4.75
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	104.41	9.49
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	104.41	9.49
(ロ) 臨時電灯A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1.41	0.13
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2.82	0.26
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2.82	0.26
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	28.17	2.56
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	28.17	2.56
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	29.61	2.69
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	14.81	1.35
(ニ) 農事用電力B（育苗温床用電力）		
契約電力1キロワット1日につき	53.29	4.84
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	26.65	2.42

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
(ホ) 農事用電力（脱穀調整用電力）		
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	7.40	0.67
契約電力 1 キロワットの場合 1 日につき	14.80	1.35
契約電力 2 キロワットの場合 1 日につき	29.61	2.69
契約電力 3 キロワットの場合 1 日につき	44.41	4.04
契約電力 3 キロワットをこえ 1 キロワット 増すごとに 1 日につき	14.80	1.35
ロ 従量制供給の場合		
1 キロワット時につき	4.50	0.41

(3) 別表（燃料費調整）2 に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.765	0.070
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.529	0.139
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3.059	0.278
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4.588	0.417
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	7.647	0.695
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	7.647	0.695
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	2.285	0.208
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4.568	0.415
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	4.568	0.415
(ロ) 臨時電灯A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.062	0.006
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.123	0.011
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.123	0.011
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1.233	0.112
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1.233	0.112
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.296	0.118
(ニ) 農事用電力B（育苗温床用電力）		
契約電力1キロワット1日につき	2.332	0.212
(ホ) 農事用電力（脱穀調整用電力）		
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	0.323	0.029
契約電力1キロワットの場合1日につき	0.648	0.059
契約電力2キロワットの場合1日につき	1.296	0.118

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
契約電力3キロワットの場合1日につき	円 1.943	円 0.177
契約電力3キロワットをこえ1キロワット 増すごとに1日につき	0.648	0.059
ロ 従量制供給の場合 1キロワット時につき	0.197	0.018

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

エ経料発 8 第 1 号

令和 8 年 6 月 2 日

経済産業大臣 赤澤 亮正 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力エナジーパートナー株式会社

代表取締役社長 山岸 桃子

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：令和8年7月1日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（令和7年9月30日届出。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けられるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、令和8年8月分の計量期間等の始期から令和8年10月分の計量期間等の終期までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう計量期間等は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款15（定額電灯）(4)もしくは供給約款18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16（従量電灯）(1)ニ、供給約款17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款20（臨時電力）(3)イ、供給約款附則4（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)もしくは供給約款附則6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）(2)の料金または供給約款16（従量電灯）(2)ニ、供給約款16（従量電灯）(3)ホ、供給約款17（臨時電灯）(2)ハ、供給約款17（臨時電灯）(3)ロ、供給約款18（公衆街路灯）(2)ニ、供給約款19（低圧電力）(5)、供給約款20（臨時電力）(3)ロもしくは供給約款21（農事用電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における，供給約款15（定額電灯）（4）もしくは供給約款18（公衆街路灯）（1）ロの電灯料金もしくは小型機器料金，供給約款16（従量電灯）（1）ニ，供給約款17（臨時電灯）（1）ハ，供給約款20（臨時電力）（3）イ，供給約款附則4（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）（2）もしくは供給約款附則6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）（2）の料金または供給約款16（従量電灯）（2）ニ，供給約款16（従量電灯）（3）ホ，供給約款17（臨時電灯）（2）ハ，供給約款17（臨時電灯）（3）ロ，供給約款18（公衆街路灯）（2）ニ，供給約款19（低圧電力）（5），供給約款20（臨時電力）（3）ロもしくは供給約款21（農事用電力）（3）の電力量料金は，供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1（2）ロ（イ），（ロ）または（ハ）により算定される場合は，別表（燃料費調整）1（3）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1（2）ロ（ニ）により算定される場合は，別表（燃料費調整）1（3）によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

別 表

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格の単位は、100円とし、その端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0048$$

$$\beta = 0.3827$$

$$\gamma = 0.6584$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (86,100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回り,かつ,129,200円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 86,100\text{円}) \times \frac{2 \text{ (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が129,200円を上回る場合
平均燃料価格は,129,200円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (129,200\text{円} - 86,100\text{円}) \times \frac{2 \text{ (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は,その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は, b の場合を除き,次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和8年3月1日から令和8年5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
令和8年4月1日から令和8年6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
令和8年5月1日から令和8年7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等

b 定額制供給の場合は,各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は, a に準ずるものといたします。この場合, a にいう計量期間等は,前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。

ロ 本則2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる
燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{基準燃料費調整単価} \\ \text{調整単価} \end{array} + \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の} \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価} \\ \text{調整単価} \end{array}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回り、かつ、
基準燃料費調整単価が(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回
る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の} \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array} - \begin{array}{l} \text{基準燃料費調整単価} \\ \text{調整単価} \end{array}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回り、かつ、
基準燃料費調整単価が(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上と
なる場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{基準燃料費調整単価} \\ \text{調整単価} \end{array} - \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の} \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につ
き次のとおりといたします。

		令和8年8月分 および令和8年10 月分の計量期間等	令和8年9月分 の計量期間等
電 灯	10ワットまでの1灯につき	13円59銭	17円48銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27円19銭	34円96銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54円38銭	69円91銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81円56銭	104円87銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135円94銭	174円78銭
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまで ごとに	135円94銭	174円78銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	40円60銭	52円20銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの1機器につき	81円21銭	104円41銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100 ボルトアンペアまでごとに	81円21銭	104円41銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）
によって、1日につき次のとおりといたします。

	令和8年8月分 および令和8年10 月分の計量期間等	令和8年9月分 の計量期間等
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1円10銭	1円41銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペ アまでの場合	2円19銭	2円82銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアン ペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2円19銭	2円82銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトア ンペアまでの場合	21円91銭	28円17銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボル トアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまで ごとに	21円91銭	28円17銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和8年8月分 および令和8年10 月分の計量期間等	令和8年9月分 の計量期間等
契約電力1キロワット1日につき	23円03銭	29円61銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11円52銭	14円81銭

(d) 農事用電力（脱穀調整用電力）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和8年8月分 および令和8年10 月分の計量期間等	令和8年9月分 の計量期間等
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	5円76銭	7円40銭
契約電力1キロワットの場合1日につき	11円51銭	14円80銭
契約電力2キロワットの場合1日につき	23円03銭	29円61銭
契約電力3キロワットの場合1日につき	34円54銭	44円41銭
契約電力が3キロワットをこえる場合1キロワッ トを増すごとに1日につき	11円51銭	14円80銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和8年8月分 および令和8年10 月分の計量期間等	令和8年9月分 の計量期間等
1キロワット時につき	3円50銭	4円50銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯 A，臨時電力および農事用電力（脱穀調整用電力）

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A または供給約款附則 4（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	71 銭 0 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1 円 41 銭 8 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	2 円 83 銭 7 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	4 円 25 銭 5 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	7 円 9 銭 2 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	7 円 9 銭 2 厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 円 11 銭 9 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	4 円 23 銭 7 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルト アンペアまでごとに	4 円 23 銭 7 厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	5 銭 7 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペア までの場合	11 銭 4 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペア までの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	11 銭 4 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペア までの場合	1 円 14 銭 3 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアン ペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 14 銭 3 厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 20 銭 1 厘
---------------------	--------------

ニ 農事用電力（脱穀調整用電力）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
1日につき	30銭0厘	60銭1厘	1円20銭1厘	1円80銭2厘	60銭1厘

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	18銭3厘
------------	-------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格ならびに1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置 に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省
令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省
令第26条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省
令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、令和8年5月25日の高市内閣総理大臣記者会見において中東情勢への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、特定小売供給約款に基づき算定される令和8年8月分および令和8年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、令和8年9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき4.5円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項により特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要性があり、認可を申請する次第であります。

以上

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		令和8年8月分 および 令和8年10月分	令和8年9月分
		(a)	(b)
1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	3円50銭	4円50銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	みなし kWh (※1)	令和8年8月分 および 令和8年10月分 (※2)	令和8年9月分 (※2)
			(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 および 公衆街路灯 A	電灯	10ワットまでの1灯につき	3.884	13円59銭	17円48銭
		10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	7.768	27円19銭	34円96銭
		20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	15.536	54円38銭	69円91銭
		40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	23.304	81円56銭	104円87銭
		60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	38.840	135円94銭	174円78銭
		100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	38.840	135円94銭	174円78銭
	小型 機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	11.601	40円60銭	52円20銭
		50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	23.202	81円21銭	104円41銭
		100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	23.202	81円21銭	104円41銭

契約種別	範囲	みなし kWh (※1)	令和8年8月分 および 令和8年10月分 (※2)	令和8年9月分 (※2)
		(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
臨時電灯 A	総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	0.313	1 円 10 銭	1 円 41 銭
	総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	0.626	2 円 19 銭	2 円 82 銭
	総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合	0.626	2 円 19 銭	2 円 82 銭
	100 ボルトアンペアまでごとに			
	総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	6.260	21 円 91 銭	28 円 17 銭
臨時電力	総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合	6.260	21 円 91 銭	28 円 17 銭
	1 キロボルトアンペアまでごとに			
臨時電力	契約電力 1 キロワット 1 日につき	6.579	23 円 03 銭	29 円 61 銭
	契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	—	(※3) 11 円 52 銭	(※3) 14 円 81 銭
農事用電力 (脱穀調整用電力)	契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	1.645	5 円 76 銭	7 円 40 銭
	契約電力 1 キロワットの場合 1 日につき	3.289	11 円 51 銭	14 円 80 銭
	契約電力 2 キロワットの場合 1 日につき	6.579	23 円 03 銭	29 円 61 銭
	契約電力 3 キロワットの場合 1 日につき	9.868	34 円 54 銭	44 円 41 銭
	契約電力が 3 キロワットをこえる場合 1 キロワットを増すごとに 1 日につき	3.289	11 円 51 銭	14 円 80 銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

※3 1 キロワットの場合の単価の半額とし、小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定にもとづき申請を行なった特定小売供給約款以外の供給条件（令和8年8月分の計量期間等の始期から令和8年10月分の計量期間等の終期までの期間実施）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、別表(燃料費調整)1(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表(燃料費調整)2に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

- (1) 別表(燃料費調整)1(2)ロ(ホ)に定める令和8年8月分および令和8年10月分の計量期間等に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
a 定額制供給の場合		
(a) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	13.59	1.24
10ワットをこえ20ワットまでの1 灯につき	27.19	2.47
20ワットをこえ40ワットまでの1 灯につき	54.38	4.94
40ワットをこえ60ワットまでの1 灯につき	81.56	7.41
60ワットをこえ100ワットまでの1 灯につき	135.94	12.36
100ワットをこえる1灯につき100 ワットまでごとに	135.94	12.36
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器に つき	40.60	3.69
50ボルトアンペアをこえ100ボルト アンペアまでの1機器につき	81.21	7.38
100ボルトアンペアをこえる1機器 につき100ボルトアンペアまでごと に	81.21	7.38

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
(b) 臨時電灯 A 1日につき 総容量が50ボルトアンペアまでの場 合 総容量が50ボルトアンペアをこえ100 ボルトアンペアまでの場合 総容量が100ボルトアンペアをこえ 500ボルトアンペアまでの場合100 ボルトアンペアまでごとに 総容量が500ボルトアンペアをこえ 1キロボルトアンペアまでの場合 総容量が1キロボルトアンペアを こえ3キロボルトアンペアまでの場 合1キロボルトアンペアまでごとに	1.10 2.19 2.19 21.91 21.91	0.10 0.20 0.20 1.99 1.99
(c) 臨時電力 契約電力1キロワット1日につき 契約電力0.5キロワットの場合1日に つき	23.03 11.52	2.09 1.05
(d) 農事用電力（脱穀調整用電力） 1日につき 契約電力 0.5キロワット 1キロワット 2キロワット 3キロワット 3キロワットをこえ1キロワットを 増すごとに	5.76 11.51 23.03 34.54 11.51	0.52 1.05 2.09 3.14 1.05
b 従量制供給の場合 1キロワット時につき	3.50	0.32

(2) 別表(燃料費調整)1(2)ロ(ホ)に定める令和8年9月分の計量期間等に使用される電
気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
a 定額制供給の場合 (a) 定額電灯および公衆街路灯 A 電灯 10ワットまでの1灯につき 10ワットをこえ20ワットまでの1 灯につき 20ワットをこえ40ワットまでの1 灯につき 40ワットをこえ60ワットまでの1 灯につき 60ワットをこえ100ワットまでの1 灯につき	17.48 34.96 69.91 104.87 174.78	1.59 3.18 6.36 9.53 15.89

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	174.78	15.89
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	52.20	4.75
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	104.41	9.49
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	104.41	9.49
(b) 臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1.41	0.13
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2.82	0.26
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2.82	0.26
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	28.17	2.56
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	28.17	2.56
(c) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	29.61	2.69
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	14.81	1.35
(d) 農事用電力(脱穀調整用電力)		
1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	7.40	0.67
1キロワット	14.80	1.35
2キロワット	29.61	2.69
3キロワット	44.41	4.04
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	14.80	1.35
b 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	4.50	0.41

(3) 別表(燃料費調整)2に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
(1) 定額制供給の場合		
イ 定額電灯および公衆街路灯A電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.710	0.065

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
10ワットをこえ20ワットまでの1 灯につき	1.418	0.129
20ワットをこえ40ワットまでの1 灯につき	2.837	0.258
40ワットをこえ60ワットまでの1 灯につき	4.255	0.387
60ワットをこえ100ワットまでの1 灯につき	7.092	0.645
100ワットをこえる1灯につき100 ワットまでごとに	7.092	0.645
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器に つき	2.119	0.193
50ボルトアンペアをこえ100ボルト アンペアまでの1機器につき	4.237	0.385
100ボルトアンペアをこえる1機器 につき100ボルトアンペアまでごと に	4.237	0.385
ロ 臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場 合	0.057	0.005
総容量が50ボルトアンペアをこえ100 ボルトアンペアまでの場合	0.114	0.010
総容量が100ボルトアンペアをこえ 500ボルトアンペアまでの場合100 ボルトアンペアまでごとに	0.114	0.010
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1キロボルトアンペアまでの場合	1.143	0.104
総容量が1キロボルトアンペアを こえ3キロボルトアンペアまでの場 合1キロボルトアンペアまでごとに	1.143	0.104
ハ 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.201	0.109
ニ 農事用電力（脱穀調整用電力）		
1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	0.300	0.027
1キロワット	0.601	0.055
2キロワット	1.201	0.109
3キロワット	1.802	0.164
3キロワットをこえ1キロワットを 増すごとに	0.601	0.055
(2) 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	0.183	0.017

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

2026年6月2日

中部電力ミライズ株式会社

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

事 戦 本 第 2 号

2026年 6 月 2 日

経済産業大臣 赤澤 亮正 殿

名古屋市東区東新町1番地

中部電力ミライズ株式会社

代表取締役
社長執行役員 中川 治

平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項の規定により，次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2026年7月1日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（2025年2月7日届出。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、2026年7月の検針日から2026年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款 15（定額電灯）(4)、供給約款 18（公衆街路灯）(1)ロもしくは供給約款附則 3（定額電灯のお客さまについての特別措置）(1)の電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款 16（従量電灯）(1)ニ、供給約款 17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款 20（臨時電力）(3)イ、供給約款 21（農事用電力）(2)ニ(イ)、供給約款附則 5（農事用電灯のお客さまについての特別措置）(1)、供給約款附則 6（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)もしくは供給約款附則 7（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）(2)の料金または供給約款 16（従量電灯）(2)ニ、(3)ホ、供給約款 17（臨時電灯）(2)ハ、(3)ロ、供給約款 18（公衆街路灯）(2)ニ、供給約款 19（低圧電力）(5)、供給約款 20（臨時電力）(3)ロ、供給約款 21（農事用電力）(1)ハ、(2)ニ(ロ)もしくは供給約款附則 8（深夜電力のお客さまについての特別措置）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における，供給約款 15（定額電灯）（4），供給約款 18（公衆街路灯）（1）ロもしくは供給約款附則 3（定額電灯のお客さまについての特別措置）（1）の電灯料金もしくは小型機器料金，供給約款 16（従量電灯）（1）ニ，供給約款 17（臨時電灯）（1）ハ，供給約款 20（臨時電力）（3）イ，供給約款 21（農事用電力）（2）ニ（イ），供給約款附則 5（農事用電灯のお客さまについての特別措置）（1），供給約款附則 6（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）（2）もしくは供給約款附則 7（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）（2）の料金または供給約款 16（従量電灯）（2）ニ，（3）ホ，供給約款 17（臨時電灯）（2）ハ，（3）ロ，供給約款 18（公衆街路灯）（2）ニ，供給約款 19（低圧電力）（5），供給約款 20（臨時電力）（3）ロ，供給約款 21（農事用電力）（1）ハ，（2）ニ（ロ）もしくは供給約款附則 8（深夜電力のお客さまについての特別措置）（3）の電力量料金は，供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1（2）ロ（イ），（ロ）または（ハ）により算定される場合は，別表（燃料費調整） 1（3）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1（2）ロ（ニ）により算定される場合は，別表（燃料費調整） 1（3）によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

別 表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0275$$

$$\beta = 0.4792$$

$$\gamma = 0.4275$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (45,900 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回り、かつ、68,900円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 45,900 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 68,900 円を上回る場合
平均燃料価格は、68,900円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (68,900 \text{ 円} - 45,900 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。
- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、bの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2026年3月1日から 2026年5月31日までの期間	2026年7月の検針日から 2026年8月の検針日の前日までの期間
2026年4月1日から 2026年6月30日までの期間	2026年8月の検針日から 2026年9月の検針日の前日までの期間
2026年5月1日から 2026年7月31日までの期間	2026年9月の検針日から 2026年10月の検針日の前日までの期間

- b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、aにいう検針日は、応当日といたします。

ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円の場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} - \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		2026年7月の 検針日から 2026年8月の 検針日の前日 までの期間お よび2026年9 月の検針日か ら2026年10月 の検針日の前 日までの期間	2026年8月の 検針日から 2026年9月の 検針日の前日 までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	13円59銭	17円48銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27円19銭	34円96銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54円38銭	69円91銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81円56銭	104円87銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135円94銭	174円78銭
	100ワットをこえる1灯につき 100ワットまで ごとに	135円94銭	174円78銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	40円60銭	52円20銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアま での1機器につき	81円21銭	104円41銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	81円21銭	104円41銭

(b) 供給約款附則 3（定額電灯のお客さまについての特別措置）(1)の適用を受けているラジオの小型機器料金について，特別措置の燃料費調整単価は，1月につき次のとおりといたします。

	2026年7月の 検針日から 2026年8月の 検針日の前日 までの期間お よび2026年9 月の検針日か ら2026年10月 の検針日の前 日までの期間	2026年8月の 検針日から 2026年9月の 検針日の前日 までの期間
20 ボルトアンペアまでのラジオ1台につき	16円24銭	20円88銭
20 ボルトアンペアをこえ 30 ボルトアンペアまでの ラジオ1台につき	24円36銭	31円32銭

(c) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	2026年7月の 検針日から 2026年8月の 検針日の前日 までの期間お よび2026年9 月の検針日か ら2026年10月 の検針日の前 日までの期間	2026年8月の 検針日から 2026年9月の 検針日の前日 までの期間
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	1円10銭	1円41銭
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	2円19銭	2円82銭
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	2円19銭	2円82銭
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	21円91銭	28円17銭
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	21円91銭	28円17銭

(d) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年7月の 検針日から 2026年8月の 検針日の前日 までの期間お よび2026年9 月の検針日か ら2026年10月 の検針日の前 日までの期間	2026年8月の 検針日から 2026年9月の 検針日の前日 までの期間
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11円52銭	14円81銭
契約電力1キロワット1日につき	23円03銭	29円61銭

(e) 農事用電力B

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年7月の 検針日から 2026年8月の 検針日の前日 までの期間お よび2026年9 月の検針日か ら2026年10月 の検針日の前 日までの期間	2026年8月の 検針日から 2026年9月の 検針日の前日 までの期間
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	20円73銭	26円65銭
契約電力1キロワット1日につき	41円45銭	53円29銭

(f) 供給約款附則7（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）の特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年7月の 検針日から 2026年8月の 検針日の前日 までの期間お よび2026年9 月の検針日か ら2026年10月 の検針日の前 日までの期間	2026年8月の 検針日から 2026年9月の 検針日の前日 までの期間
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	5円76銭	7円40銭
契約電力1キロワットの場合1日につき	11円51銭	14円80銭
契約電力2キロワットの場合1日につき	23円03銭	29円61銭
契約電力3キロワットの場合1日につき	34円54銭	44円41銭
契約電力3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに1日につき	11円51銭	14円80銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年7月の 検針日から 2026年8月の 検針日の前日 までの期間お よび2026年9 月の検針日か ら2026年10月 の検針日の前 日までの期間	2026年8月の 検針日から 2026年9月の 検針日の前日 までの期間
1キロワット時につき	3円50銭	4円50銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

- (イ) 定額電灯，公衆街路灯 A および供給約款附則 3（定額電灯のお客さまについての特別措置）

燃料費調整額は，(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

- (ロ) 臨時電灯 A，臨時電力，農事用電力 B および供給約款附則 7（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）

燃料費調整額は，(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯 A，供給約款附則 5（農事用電灯のお客さまについての特別措置）および供給約款附則 6（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の場合は，最低料金の燃料費調整額は，最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は，各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	90 銭 5 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1 円 81 銭 2 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	3 円 62 銭 3 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	5 円 43 銭 4 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	9 円 05 銭 7 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	9 円 05 銭 7 厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 円 70 銭 5 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	5 円 41 銭 1 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	5 円 41 銭 1 厘

ロ 供給約款附則 3（定額電灯のお客さまについての特別措置）(1)の適用を受けているラジオの小型機器料金について、基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

20 ボルトアンペアまでのラジオ 1 台につき	1 円 08 銭 2 厘
20 ボルトアンペアをこえ 30 ボルトアンペアまでのラジオ 1 台につき	1 円 62 銭 4 厘

ハ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	7 銭 3 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	14 銭 6 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	14 銭 6 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 46 銭 0 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 46 銭 0 厘

ニ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円53銭5厘
-----------------	---------

ホ 農事用電力B

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	2円76銭2厘
-----------------	---------

へ 供給約款附則7（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）の基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
1日につき	38銭4厘	76銭7厘	1円53銭5厘	2円30銭1厘	76銭7厘

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	23銭3厘
------------	-------

3 燃料費調整単価等の揭示

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に揭示いたします。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置

に関する省令第26条の規定にもとづく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)
特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第2号)
特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 1 号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、2026年5月25日の高市内閣総理大臣記者会見において中東情勢への対応として発表された内容にもとづく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、特定小売供給約款にもとづき算定される2026年8月分および2026年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、2026年9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき4.5円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項により特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要性があり、認可を申請する次第であります。

以 上

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 2 号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		2026年8月分および 2026年10月分	2026年9月分
		(a)	(b)
1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	3円 50銭	4円 50銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなしkWh (※1) (c)	2026年8月分 および2026年10月分 (※2) (a)×(c)	2026年9月分 (※2) (b)×(c)
定額電灯 および公 衆街路灯 A	電灯	10Wまで	1灯	3.884	13円 59銭	17円 48銭
		20Wまで	〃	7.768	27円 19銭	34円 96銭
		40Wまで	〃	15.536	54円 38銭	69円 91銭
		60Wまで	〃	23.304	81円 56銭	104円 87銭
		100Wまで	〃	38.840	135円 94銭	174円 78銭
		100W超過 100Wまでごとに	〃	38.840	135円 94銭	174円 78銭
	小型 機器	50VA まで	1機器	11.601	40円 60銭	52円 20銭
		100VA まで	〃	23.202	81円 21銭	104円 41銭
		100VA 超過 100VA までごとに	〃	23.202	81円 21銭	104円 41銭
定額電灯 (附則)	ラジオ	20VA まで	1台	4.640	16円 24銭	20円 88銭
		30VA まで	〃	6.961	24円 36銭	31円 32銭
臨時電灯A		50VA まで1日につき	1契約	0.313	1円 10銭	1円 41銭
		100VA まで1日につき	〃	0.626	2円 19銭	2円 82銭
		100VA 超過 500VA まで 100VA までごとに1日につき	〃	0.626	2円 19銭	2円 82銭
		500VA 超過 1kVA まで1日につき	〃	6.260	21円 91銭	28円 17銭
		1kVA 超過 3kVA まで 1kVA までごとに1日につき	〃	6.260	21円 91銭	28円 17銭

臨時電力	0.5kW の場合 1 日につき	1 契約	—	(※3)11 円 52 銭	(※3)14 円 81 銭
	1 kW 1 日につき	〃	6.579	23 円 03 銭	29 円 61 銭
農事用電力 B	0.5kW の場合 1 日につき	1 契約	—	(※3)20 円 73 銭	(※3)26 円 65 銭
	1 kW 1 日につき	〃	11.842	41 円 45 銭	53 円 29 銭
農事用電力 (附則)	0.5kW 1 日につき	1 契約	1.645	5 円 76 銭	7 円 40 銭
	1 kW 1 日につき	〃	3.289	11 円 51 銭	14 円 80 銭
	2 kW 1 日につき	〃	6.579	23 円 03 銭	29 円 61 銭
	3 kW 1 日につき	〃	9.868	34 円 54 銭	44 円 41 銭
	3 kW 超過 1 kW を増すごとに 1 日 につき	〃	3.289	11 円 51 銭	14 円 80 銭

- ※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」(課税標準数量の計算等)に定める方法等により算定している。
- ※2 小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。
- ※3 1 kW の場合の単価の半額とし、小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

2026年6月2日

中部電力ミライズ株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定にもとづき申請を行った特定小売供給約款以外の供給条件（2026年7月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間適用）において、消費税等相当額を含んだ燃料費調整単価等を設定することといたしました。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、別表（燃料費調整）1(2)ロ(ホ)に定める2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用する特別措置の燃料費調整単価および2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用する特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表（燃料費調整）2に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表（燃料費調整） 1 (2) ロ(ホ)に定める2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用する特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
a 定額制供給の場合		
(a) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	13.59	1.24
10ワットをこえ20ワットま での1灯につき	27.19	2.47
20ワットをこえ40ワットま での1灯につき	54.38	4.94
40ワットをこえ60ワットま での1灯につき	81.56	7.41
60ワットをこえ100ワット までの1灯につき	135.94	12.36
100ワットをこえる1灯に つき100ワットまでごとに	135.94	12.36
小型機器		
50ボルトアンペアまでの 1機器につき	40.60	3.69
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1機器につき	81.21	7.38
100ボルトアンペアをこえ る1機器につき100ボルト アンペアまでごとに	81.21	7.38

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
(b) 供給約款附則3（定額電灯の お客さまについての特別措置） （1）の適用を受けているラジオの 小型機器料金		
20ボルトアンペアまでのラジ オ1台につき	16.24	1.48
20ボルトアンペアをこえ30ボ ルトアンペアまでのラジオ1 台につき	24.36	2.21
(c) 臨時電灯A		
総容量が50ボルトアンペアま での場合	1.10	0.10
総容量が50ボルトアンペアを こえ100ボルトアンペアまで の場合	2.19	0.20
総容量が100ボルトアンペア をこえ500ボルトアンペアま での場合100ボルトアンペア までごとに	2.19	0.20
総容量が500ボルトアンペア をこえ1キロボルトアンペア までの場合	21.91	1.99
総容量が1キロボルトアンペ アをこえ3キロボルトアンペ アまでの場合1キロボルトア ンペアまでごとに	21.91	1.99
(d) 臨時電力		
契約電力0.5キロワットの場合 1日につき	11.52	1.05
契約電力1キロワット1日に つき	23.03	2.09

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
(e) 農事用電力B 契約電力0.5キロワットの場合 1日につき	20.73	1.88
契約電力1キロワット1日につき	41.45	3.77
(f) 供給約款附則7（農事用電力 〔脱穀調整需要〕のお客さまに ついての特別措置）		
1日につき 契約電力		
0.5キロワット	5.76	0.52
1キロワット	11.51	1.05
2キロワット	23.03	2.09
3キロワット	34.54	3.14
3キロワットをこえ1キ ロワットを増すごとに	11.51	1.05
b 従量制供給の場合 1キロワット時につき	3.50	0.32

(2) 別表（燃料費調整） 1 (2) ロ(ホ)に定める2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用する特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
a 定額制供給の場合		
(a) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	17.48	1.59
10ワットをこえ20ワットま での1灯につき	34.96	3.18
20ワットをこえ40ワットま での1灯につき	69.91	6.36
40ワットをこえ60ワットま での1灯につき	104.87	9.53
60ワットをこえ100ワット までの1灯につき	174.78	15.89
100ワットをこえる1灯に つき100ワットまでごとに	174.78	15.89
小型機器		
50ボルトアンペアまでの 1機器につき	52.20	4.75
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1機器につき	104.41	9.49
100ボルトアンペアをこえ る1機器につき100ボルト アンペアまでごとに	104.41	9.49

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
(b) 供給約款附則3（定額電灯のお客さまについての特別措置） （1）の適用を受けているラジオの 小型機器料金		
20ボルトアンペアまでのラジ オ1台につき	20.88	1.90
20ボルトアンペアをこえ30ボ ルトアンペアまでのラジオ1 台につき	31.32	2.85
(c) 臨時電灯A		
総容量が50ボルトアンペアま での場合	1.41	0.13
総容量が50ボルトアンペアを こえ100ボルトアンペアまで の場合	2.82	0.26
総容量が100ボルトアンペア をこえ500ボルトアンペアま での場合100ボルトアンペア までごとに	2.82	0.26
総容量が500ボルトアンペア をこえ1キロボルトアンペア までの場合	28.17	2.56
総容量が1キロボルトアンペ アをこえ3キロボルトアンペ アまでの場合1キロボルトア ンペアまでごとに	28.17	2.56
(d) 臨時電力		
契約電力0.5キロワットの場合 1日につき	14.81	1.35
契約電力1キロワット1日に つき	29.61	2.69

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
(e) 農事用電力B 契約電力0.5キロワットの場合 1日につき	26.65	2.42
契約電力1キロワット1日につき	53.29	4.84
(f) 供給約款附則7（農事用電力 〔脱穀調整需要〕のお客さまに ついての特別措置）		
1日につき 契約電力		
0.5キロワット	7.40	0.67
1キロワット	14.80	1.35
2キロワット	29.61	2.69
3キロワット	44.41	4.04
3キロワットをこえ1キ ロワットを増すごとに	14.80	1.35
b 従量制供給の場合 1キロワット時につき	4.50	0.41

(3) 別表（燃料費調整）2に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
a 定額制供給の場合		
(a) 定額電灯および公衆街路灯A電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.905	0.082
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.812	0.165
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3.623	0.329
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	5.434	0.494
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	9.057	0.823
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	9.057	0.823
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	2.705	0.246
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	5.411	0.492
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	5.411	0.492
(b) 供給約款附則3（定額電灯のお客さまについての特別措置）		
(1)の適用を受けているラジオの小型機器料金		
20ボルトアンペアまでのラジオ1台につき	1.082	0.098
20ボルトアンペアをこえ30ボルトアンペアまでのラジオ1台につき	1.624	0.148

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
(c) 臨時電灯 A 総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.073	0.007
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.146	0.013
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.146	0.013
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1.460	0.133
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1.460	0.133
(d) 臨時電力 契約電力1キロワット1日につき	1.535	0.140
(e) 農事用電力 B 契約電力1キロワット1日につき	2.762	0.251
(f) 供給約款附則7（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置） 1日につき 契約電力	0.384	0.035
0.5キロワット	0.767	0.070
1キロワット	1.535	0.140
2キロワット	2.301	0.209
3キロワット	0.767	0.070
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに		
b 従量制供給の場合 1キロワット時につき	0.233	0.021

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

2026年6月2日

北陸電力株式会社

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

営業運営統轄センター第2号

2026年6月2日

経済産業大臣 赤澤 亮正 殿

富山県富山市牛島町15番1号
北陸電力株式会社
代表取締役社長
社長執行役員 松田 光司

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2026年7月1日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（2025年2月6日届出。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

(1) 適用期間は、2026年7月の検針日から2026年10月の検針日の前日までといたします。

(2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款 15（定額電灯）(4)もしくは供給約款 18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款 16（従量電灯）(1)ニ、供給約款 17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款 20（臨時電力）(3)イ、供給約款 21（農事用電力）(2)ニ(イ)、供給約款附則 3（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)もしくは供給約款附則 4（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）(2)イの料金または供給約款 16（従量電灯）(2)ニ、供給約款 16（従量電灯）(3)ホ、供給約款 17（臨時電灯）(2)ハ、供給約款 17（臨時電灯）(3)ロ、供給約款 18（公衆街路灯）(2)ニ、供給約款 19（低圧電力）(5)、供給約款 20（臨時電力）(3)ロ、供給約款 21（農事用電力）(1)ハ、

供給約款 21（農事用電力）(2)ニ(ロ)もしくは供給約款附則 4（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）(2)ロの電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における、供給約款 15（定額電灯）(4)もしくは供給約款 18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款 16（従量電灯）(1)ニ、供給約款 17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款 20（臨時電力）(3)イ、供給約款 21（農事用電力）(2)ニ(イ)、供給約款附則 3（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)もしくは供給約款附則 4（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）(2)イの料金または供給約款 16（従量電灯）(2)ニ、供給約款 16（従量電灯）(3)ホ、供給約款 17（臨時電灯）(2)ハ、供給約款 17（臨時電灯）(3)ロ、供給約款 18（公衆街路灯）(2)ニ、供給約款 19（低圧電力）(5)、供給約款 20（臨時電力）(3)ロ、供給約款 21（農事用電力）(1)ハ、供給約款 21（農事用電力）(2)ニ(ロ)もしくは供給約款附則 4（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）(2)ロの電力量料金は、供給約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1 (2)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表（燃料費調整） 1 (3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1 (2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表（燃料費調整） 1 (3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については、供給約款に定めるところによるものといたします。

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0415$$

$$\beta = 0.0745$$

$$\gamma = 1.2499$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 79,800 円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (79,800 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 79,800 円を上回り、かつ、119,700 円以下の場合

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 79,800 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 119,700 円を上回る場合
平均燃料価格は、119,700 円といたします。

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (119,700 \text{ 円} - 79,800 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、
b の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2026年3月1日から 2026年5月31日までの期間	2026年7月の検針日から2026年 8月の検針日の前日までの期間
2026年4月1日から 2026年6月30日までの期間	2026年8月の検針日から2026年 9月の検針日の前日までの期間
2026年5月1日から 2026年7月31日までの期間	2026年9月の検針日から2026年 10月の検針日の前日までの期間

- b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、a にいう検針日は、応当日といたします。

ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 79,800 円を下回る場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 + (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 79,800 円の場合

燃料費調整単価 = (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 79,800 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価 = (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価 - 基準燃料費調整単価

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 79,800 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 - (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間 および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	13円59銭	17円48銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27円19銭	34円96銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54円38銭	69円91銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81円56銭	104円87銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135円94銭	174円78銭
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	135円94銭	174円78銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	40円60銭	52円20銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	81円21銭	104円41銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	81円21銭	104円41銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間 および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1円10銭	1円41銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2円19銭	2円82銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合 100ボルトアンペアまでごとに	2円19銭	2円82銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	21円91銭	28円17銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合 1キロボルトアンペアまでごとに	21円91銭	28円17銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間 および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	23円03銭	29円61銭
契約電力0.5キロワットの場合 1日につき	11円52銭	14円81銭

(d) 農事用電力B

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間 および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	41円45銭	53円29銭
契約電力0.5キロワットの場合 1日につき	20円73銭	26円65銭

(e) 農事用電力（脱穀調整需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間 および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合 1日につき	5円76銭	7円40銭
契約電力1キロワットの場合 1日につき	11円51銭	14円80銭
契約電力2キロワットの場合 1日につき	23円02銭	29円60銭
契約電力3キロワットの場合 1日につき	34円53銭	44円40銭
契約電力3キロワットをこえ 1キロワットを増すごとに 1日につき	11円51銭	14円80銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間 および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	3円50銭	4円50銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力（脱穀調整需要）

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aまたは供給約款附則3（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの 1 灯につき	64 銭 1 厘
	10ワットをこえ 20ワットまでの 1 灯につき	1 円 28 銭 2 厘
	20ワットをこえ 40ワットまでの 1 灯につき	2 円 56 銭 3 厘
	40ワットをこえ 60ワットまでの 1 灯につき	3 円 84 銭 6 厘
	60ワットをこえ 100ワットまでの 1 灯につき	6 円 40 銭 9 厘
	100ワットをこえる 1 灯につき 100ワットまでごとに	6 円 40 銭 9 厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1 円 91 銭 4 厘
	50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	3 円 82 銭 8 厘
	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100ボルトアンペアまでごとに	3 円 82 銭 8 厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

総容量が 50ボルトアンペアまでの場合	5 銭 2 厘
総容量が 50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの場合	10 銭 3 厘
総容量が 100ボルトアンペアをこえ 500ボルトアンペアまでの場合 100ボルトアンペアまでごとに	10 銭 3 厘
総容量が 500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 3 銭 3 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 3 銭 3 厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円8銭6厘
-----------------	--------

ニ 農事用電力B

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円95銭4厘
-----------------	---------

ホ 農事用電力（脱穀調整需要）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
1日につき	27銭2厘	54銭2厘	1円8銭6厘	1円62銭8厘	54銭2厘

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	16銭5厘
------------	-------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置 に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)
特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第2号)
特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 1 号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、2026年5月25日の高市内閣総理大臣記者会見において中東情勢への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、特定小売供給約款に基づき算定される2026年8月分および2026年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、2026年9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき4.5円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項により特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要があるため、認可を申請する次第であります。

以 上

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		2026年8月分 および 2026年10月分	2026年9月分
		(a)	(b)
1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	3円 50銭	4円 50銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	2026年8月分 および 2026年10月分 (※2)	2026年9月分 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 公衆街路灯A	電灯	10W まで	1 灯	3.884	13円 59銭	17円 48銭
		20W まで		7.768	27円 19銭	34円 96銭
		40W まで		15.536	54円 38銭	69円 91銭
		60W まで		23.304	81円 56銭	104円 87銭
		100W まで		38.840	135円 94銭	174円 78銭
		100W 超過 100W までごとに		38.840	135円 94銭	174円 78銭
	小型機器	50VA までの機器	1 機器	11.601	40円 60銭	52円 20銭
		100VA までの機器		23.202	81円 21銭	104円 41銭
		100VA 超過 100VA までごとに		23.202	81円 21銭	104円 41銭
臨時電灯A		50VA まで 1日につき	1 契約	0.313	1円 10銭	1円 41銭
		100VA まで 1日につき		0.626	2円 19銭	2円 82銭
		100VA 超過 500VA まで 100VA までごとに 1日につき		0.626	2円 19銭	2円 82銭
		500VA 超過 1kVA まで 1日 につき		6.260	21円 91銭	28円 17銭
		1kVA 超過 3kVA まで 1kVA までごとに 1日につき		6.260	21円 91銭	28円 17銭
臨時電力		1kW 1日につき	1 kW	6.579	23円 03銭	29円 61銭
		0.5kW 1日につき		—	※3 11円 52銭	※3 14円 81銭

農事用電力B	1kW 1日につき	1kW	11.842	41円 45銭	53円 29銭
	0.5kW 1日につき		—	※3 20円 73銭	※3 26円 65銭
農事用電力 (脱穀調整需要)	0.5kW 1日につき	1契約	1.645	5円 76銭	7円 40銭
	1kW 1日につき		3.289	11円 51銭	14円 80銭
	2kW 1日につき		6.578	23円 02銭	29円 60銭
	3kW 1日につき		9.867	34円 53銭	44円 40銭
	3kW 超過1kW 増すごとに 1日につき		3.289	11円 51銭	14円 80銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1kWの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定にもとづき申請を行なった特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書（2026年7月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間実施）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

請求の方法については、従前のおりでございます。

なお、別表（燃料費調整）1(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、四捨五入しております。

また、別表（燃料費調整）2(1)および(2)に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で、四捨五入しております。

(1) 別表（燃料費調整）1(2)ロ(ホ)に定める2026年7月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	2026年7月の検針日から 2026年8月の検針日の 前日までの期間および 2026年9月の検針日から 2026年10月の検針日の 前日までの期間	2026年8月の検針日から 2026年9月の検針日の 前日までの期間		
	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等 相当額	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等 相当額
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
定額制供給の場合				
定額電灯および公衆街路灯A 電灯				
10ワットまでの1灯につき	13.59	1.24	17.48	1.59
10ワットをこえ20ワットま での1灯につき	27.19	2.47	34.96	3.18
20ワットをこえ40ワットま での1灯につき	54.38	4.94	69.91	6.36

区分および単位	2026年7月の検針日から 2026年8月の検針日の 前日までの期間および 2026年9月の検針日から 2026年10月の検針日の 前日までの期間		2026年8月の検針日から 2026年9月の検針日の 前日までの期間	
	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等 相当額	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等 相当額
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81.56	7.41	104.87	9.53
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135.94	12.36	174.78	15.89
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	135.94	12.36	174.78	15.89
小型機器				
50ボルトアンペアまでの1機器につき	40.60	3.69	52.20	4.75
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	81.21	7.38	104.41	9.49
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	81.21	7.38	104.41	9.49
臨時電灯A				
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1.10	0.10	1.41	0.13
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2.19	0.20	2.82	0.26
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2.19	0.20	2.82	0.26
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	21.91	1.99	28.17	2.56

区分および単位	2026年7月の検針日から 2026年8月の検針日の 前日までの期間および 2026年9月の検針日から 2026年10月の検針日の 前日までの期間		2026年8月の検針日から 2026年9月の検針日の 前日までの期間	
	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等 相当額	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等 相当額
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	21.91	1.99	28.17	2.56
臨時電力				
契約電力1キロワット1日につき	23.03	2.09	29.61	2.69
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11.52	1.05	14.81	1.35
農事用電力B				
契約電力1キロワット1日につき	41.45	3.77	53.29	4.84
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	20.73	1.88	26.65	2.42
農事用電力（脱穀調整需要）				
契約電力0.5キロワット1日につき	5.76	0.52	7.40	0.67
契約電力1キロワット1日につき	11.51	1.05	14.80	1.35
契約電力2キロワット1日につき	23.02	2.09	29.60	2.69
契約電力3キロワット1日につき	34.53	3.14	44.40	4.04
契約電力3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに1日につき	11.51	1.05	14.80	1.35
従量制供給の場合				
1キロワット時につき 特定小売供給約款〔低圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合	3.50	0.32	4.50	0.41

(2) 別表（燃料費調整） 2 (1)および(2)に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
定額制供給の場合		
定額電灯および公衆街路灯A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.641	0.058
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.282	0.117
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2.563	0.233
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3.846	0.350
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6.409	0.583
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	6.409	0.583
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	1.914	0.174
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3.828	0.348
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	3.828	0.348
臨時電灯A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.052	0.005
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.103	0.009
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.103	0.009
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1.033	0.094
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1.033	0.094
臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.086	0.099
農事用電力B		
契約電力1キロワット1日につき	1.954	0.178
農事用電力（脱穀調整需要）		
契約電力0.5キロワット1日につき	0.272	0.025
契約電力1キロワット1日につき	0.542	0.049

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
契約電力2キロワット1日につき	1.086	0.099
契約電力3キロワット1日につき	1.628	0.148
契約電力3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに 1日につき	0.542	0.049
従量制供給の場合 1キロワット時につき 特定小売供給約款〔低圧〕にもとづき電気の供給を 受ける場合	0.165	0.015

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

2026年6月2日

関西電力株式会社

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

関ソ発第4号
2026年6月2日

経済産業大臣 赤澤 亮正 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森 望

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2026年7月1日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（2025年2月6日届出。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、2026年7月の検針日から2026年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯、臨時電力および農事用電力（脱穀調整用電力）で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款15（定額電灯）(4)、供給約款18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款20（臨時電力）(3)イ、供給約款附則4（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）(2)、供給約款16（従量電灯）(1)ニ、供給約款16（従量電灯）(2)ホ、供給約款17（臨時電灯）(2)ロ、供給約款17（臨時電灯）(3)ロ、供給約款18（公衆街路灯）(2)ロ、供給約款18（公衆街路灯）(3)ハ、供給約款19（低圧電力）(5)、供給約款20（臨時電力）(3)ロ、供給約款21（農事用電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における，供給約款 15（定額電灯）（4），供給約款 18（公衆街路灯）（1）ロの電灯料金もしくは小型機器料金，供給約款 17（臨時電灯）（1）ハ，供給約款 20（臨時電力）（3）イ，供給約款附則 4（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）（2），供給約款 16（従量電灯）（1）ニ，供給約款 16（従量電灯）（2）ホ，供給約款 17（臨時電灯）（2）ロ，供給約款 17（臨時電灯）（3）ロ，供給約款 18（公衆街路灯）（2）ロ，供給約款 18（公衆街路灯）（3）ハ，供給約款 19（低圧電力）（5），供給約款 20（臨時電力）（3）ロ，供給約款 21（農事用電力）（3）の電力量料金は，各供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1（2）ロ（イ），（ロ）または（ハ）により算定される場合は，別表（燃料費調整）1（3）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1（2）ロ（ニ）により算定される場合は，別表（燃料費調整）1（3）によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

別 表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0140$$

$$\beta = 0.3483$$

$$\gamma = 0.7227$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{基} \quad \quad \quad \text{準} \\ \text{燃料費調整単価} \end{array} = (27,100 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を上回り，かつ，40,700 円以下の場合

$$\begin{array}{l} \text{基} \quad \quad \quad \text{準} \\ \text{燃料費調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 27,100 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 40,700 円を上回る場合
平均燃料価格は，40,700 円といたします。

$$\begin{array}{l} \text{基} \quad \quad \quad \text{準} \\ \text{燃料費調整単価} \end{array} = (40,700 \text{ 円} - 27,100 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(d) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は，b の場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2026年3月1日から2026年5月31日までの期間	2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間
2026年4月1日から2026年6月30日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
2026年5月1日から2026年7月31日までの期間	2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は，各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は，a に準ずるものといたします。この場合，a にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたしま

す。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力（脱穀調整用電力）で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、aにいう検針日は、応当日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{基準燃料費調整単価} + \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{基準燃料費調整単価} - \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間 および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	13円59銭	17円48銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27円19銭	34円96銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54円38銭	69円91銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81円56銭	104円87銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135円94銭	174円78銭
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	135円94銭	174円78銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	40円60銭	52円20銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	81円21銭	104円41銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	81円21銭	104円41銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間 および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1円10銭	1円41銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2円19銭	2円82銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2円19銭	2円82銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	21円91銭	28円17銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	21円91銭	28円17銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間 および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11円52銭	14円81銭
契約電力1キロワット1日につき	23円03銭	29円61銭

(d) 農事用電力（脱穀調整用電力）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

【2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間および
2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間】

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ 1キロワットを増すごとに
1日につき	5円76銭	11円51銭	23円03銭	34円54銭	11円51銭

【2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間】

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ 1キロワットを増すごとに
1日につき	7円40銭	14円80銭	29円61銭	44円41銭	14円80銭

b 従量制供給の場合

(a) 従量電灯A, 臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		2026年7月の検針日から2026年 8月の検針日の前日までの期間 および2026年9月の検針日から 2026年10月の検針日の前日まで の期間	2026年8月の検針日から2026年 9月の検針日の前日までの期間
最 低 料 金	1契約につき最 初の15キロワ ット時まで	52円50銭	67円50銭
電 力 量 料 金	上記をこえる1 キロワット時に つき	3円50銭	4円50銭

(b) (a) 以外の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間 および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	3円50銭	4円50銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A，臨時電力および農事用電力（脱穀調整用電力）

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯A，臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	64 銭 1 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1 円 28 銭 2 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	2 円 56 銭 3 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	3 円 84 銭 6 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	6 円 40 銭 9 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワット までごとに	6 円 40 銭 9 厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1 円 91 銭 4 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペア までの 1 機器につき	3 円 82 銭 8 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	3 円 82 銭 8 厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	5 銭 2 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペア までの場合	10 銭 3 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペア までの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	10 銭 3 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアン ペアまでの場合	1 円 03 銭 3 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトア ンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 03 銭 3 厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 08 銭 6 厘
---------------------	--------------

ニ 農事用電力（脱穀調整用電力）

基準単価は，次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ 1キロワットを増すごとに
1 日につき	27 銭 2 厘	54 銭 2 厘	1 円 08 銭 6 厘	1 円 62 銭 8 厘	54 銭 2 厘

(2) 従量制供給の場合

イ 従量電灯 A，臨時電灯 B および公衆街路灯 B

基準単価は，次のとおりといたします。

最 低 料 金	1 契約につき最初の 15 キロ ワット時まで	2 円 47 銭 5 厘
電力量 料 金	上記をこえる 1 キロワット 時につき	16 銭 5 厘

ロ イ以外の場合

基準単価は，次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	16 銭 5 厘
-------------	----------

3 燃料費調整単価等の掲示

当社は，1（燃料費調整額の算定）（1）の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格，1 トン当たりの平均石炭価格および 1（燃料費調整額の算定）（2）によって算定された燃料費調整単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置 に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)
特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第2号)
特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 1 号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、令和 8 年 5 月 25 日の高市内閣総理大臣記者会見において中東情勢への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、電気特定小売供給約款に基づき算定される令和 8 年 8 月分および令和 8 年 10 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1 キロワット時につき 3.5 円（消費税等相当額を含む）を、令和 8 年 9 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1 キロワット時につき 4.5 円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項により電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要があると認め、認可を申請する次第であります。

以 上

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 2 号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		2026年8月分および 10月分	2026年9月分
		(a)	(b)
1kWhにつき	低圧で供給を受ける場合	3円 50銭	4円 50銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh	2026年8月分および 10月分(※2)	2026年9月分 (※2)
				(※1)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 公衆街路灯A	電 灯	10W まで	1 灯	3.884	13円 59銭	17円 48銭
		10W をこえ 20W まで		7.768	27円 19銭	34円 96銭
		20W をこえ 40W まで		15.536	54円 38銭	69円 91銭
		40W をこえ 60W まで		23.304	81円 56銭	104円 87銭
		60W をこえ 100W まで		38.840	135円 94銭	174円 78銭
		100W をこえる 100W までご とに		38.840	135円 94銭	174円 78銭
	小型機器	50VA まで	1 機器	11.601	40円 60銭	52円 20銭
		50VA をこえ 100VA まで		23.202	81円 21銭	104円 41銭
		100VA をこえる 100VA までご とに		23.202	81円 21銭	104円 41銭
臨時電灯A	50VA まで	1 契約 1 日に つき	0.313	1円 10銭	1円 41銭	
	50VA をこえ 100VA まで		0.626	2円 19銭	2円 82銭	
	100VA をこえ 500VA までの場 合 100VA までごとに		0.626	2円 19銭	2円 82銭	
	500VA をこえ 1kVA まで		6.260	21円 91銭	28円 17銭	
	1kVA をこえ 3kVA までの場合 1kVA までごとに		6.260	21円 91銭	28円 17銭	
臨時電力	0.5kW の場合	1 契約	-	(※3) 11円 52銭	(※3) 14円 81銭	
	1kW の場合	1 日に つき	6.579	23円 03銭	29円 61銭	
農事用電力 (脱穀調整用電力)	0.5kW の場合	1 契約	1.645	5円 76銭	7円 40銭	
	1kW の場合	1 日に	3.289	11円 51銭	14円 80銭	
	2kW の場合	つき	6.579	23円 03銭	29円 61銭	

	3kW の場合		9.868	34 円 54 銭	44 円 41 銭
	3kW をこえ 1kW を増すごとに		3.289	11 円 51 銭	14 円 80 銭
従量電灯 A	最初の 15kWh まで	1 契約	15.000	52 円 50 銭	67 円 50 銭
臨時電灯 B 公衆街路灯 B	15kWh 超過分	1kWh	1.000	3 円 50 銭	4 円 50 銭

※1 みなしkWhは、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1kWの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定にもとづき申請を行なった特定小売供給約款以外の供給条件（2026年7月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間適用）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価を設定することといたしました。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表（燃料費調整）1（2）ロ（ホ）に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表（燃料費調整）2に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1)別表（燃料費調整）1（2）ロ（ホ）に定める2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間に使用される電気および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A		
電 灯		
10ワットまでの1灯につき	13.59	1.24
10ワットをこえ20ワット までの1灯につき	27.19	2.47
20ワットをこえ40ワット までの1灯につき	54.38	4.94
40ワットをこえ60ワット までの1灯につき	81.56	7.41
60ワットをこえ100ワット までの1灯につき	135.94	12.36
100ワットをこえる1灯に つき100ワットまでごとに	135.94	12.36

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
小型機器		
50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	40.60	3.69
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	81.21	7.38
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペ アまでごとに	81.21	7.38
(ロ) 臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペア までの場合	1.10	0.10
総容量が50ボルトアンペア をこえ100ボルトアンペア までの場合	2.19	0.20
総容量が100ボルトアンペア をこえ500ボルトアンペア までの場合100ボルトアンペ アまでごとに	2.19	0.20
総容量が500ボルトアンペア をこえ1キロボルトアンペア までの場合	21.91	1.99
総容量が1キロボルトアンペア をこえ3キロボルトアンペア までの場合1キロボルトアンペ アまでごとに	21.91	1.99

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
(ハ) 臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	23.03	2.09
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	11.52	1.05
(ニ) 農事用電力(脱穀調整用電力)		
1 日につき		
契約電力		
0.5キロワット	5.76	0.52
1 キロワット	11.51	1.05
2 キロワット	23.03	2.09
3 キロワット	34.54	3.14
3 キロワットをこえ 1 キロワ ットを増すごとに	11.51	1.05
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯 A, 臨時電灯 B および 公衆街路灯 B		
最低料金		
1 契約につき最初の 15 キロワッ ト時まで	52.50	4.77
電力量料金		
上記をこえる 1 キロワット時に つき	3.50	0.32
(ロ) (イ) 以外の場合		
1 キロワット時につき	3.50	0.32

(2)別表（燃料費調整）1（2）ロ（ホ）に定める2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
イ 定額制供給の場合		
（イ）定額電灯および公衆街路灯 A		
電 灯		
10ワットまでの1灯につき	17.48	1.59
10ワットをこえ20ワット までの1灯につき	34.96	3.18
20ワットをこえ40ワット までの1灯につき	69.91	6.36
40ワットをこえ60ワット までの1灯につき	104.87	9.53
60ワットをこえ100ワット までの1灯につき	174.78	15.89
100ワットをこえる1灯に つき100ワットまでごとに	174.78	15.89

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
小型機器		
50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	52. 20	4. 75
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	104. 41	9. 49
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペ アまでごとに	104. 41	9. 49
(ロ) 臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペア までの場合	1. 41	0. 13
総容量が50ボルトアンペア をこえ100ボルトアンペア までの場合	2. 82	0. 26
総容量が100ボルトアンペア をこえ500ボルトアンペア までの場合100ボルトアンペ アまでごとに	2. 82	0. 26
総容量が500ボルトアンペア をこえ1キロボルトアンペア までの場合	28. 17	2. 56
総容量が1キロボルトアンペア をこえ3キロボルトアンペア までの場合1キロボルトアンペ アまでごとに	28. 17	2. 56

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
(ハ) 臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	29.61	2.69
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	14.81	1.35
(ニ) 農事用電力(脱穀調整用電力)		
1 日につき		
契約電力		
0.5キロワット	7.40	0.67
1キロワット	14.80	1.35
2キロワット	29.61	2.69
3キロワット	44.41	4.04
3キロワットをこえ1キロワ ットを増すごとに	14.80	1.35
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯 A, 臨時電灯 B および 公衆街路灯 B		
最低料金		
1 契約につき最初の15キロワッ ト時まで	67.50	6.14
電力量料金		
上記をこえる 1 キロワット時に つき	4.50	0.41
(ロ) (イ) 以外の場合		
1 キロワット時につき	4.50	0.41

(3)別表（燃料費調整）2に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A		
電 灯		
10ワットまでの1灯につき	0.641	0.058
10ワットをこえ20ワット までの1灯につき	1.282	0.117
20ワットをこえ40ワット までの1灯につき	2.563	0.233
40ワットをこえ60ワット までの1灯につき	3.846	0.350
60ワットをこえ100ワット までの1灯につき	6.409	0.583
100ワットをこえる1灯に つき100ワットまでごとに	6.409	0.583

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
小型機器		
50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1. 914	0. 174
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	3. 828	0. 348
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペ アまでごとに	3. 828	0. 348
(ロ) 臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペア までの場合	0. 052	0. 005
総容量が50ボルトアンペア をこえ100ボルトアンペア までの場合	0. 103	0. 009
総容量が100ボルトアンペア をこえ500ボルトアンペア までの場合100ボルトアンペ アまでごとに	0. 103	0. 009
総容量が500ボルトアンペア をこえ1キロボルトアンペア までの場合	1. 033	0. 094
総容量が1キロボルトアンペア をこえ3キロボルトアンペア までの場合1キロボルトアンペ アまでごとに	1. 033	0. 094

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
(ハ) 臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	1.086	0.099
(ニ) 農事用電力(脱穀調整用電力)		
1 日につき		
契約電力		
0.5キロワット	0.272	0.025
1 キロワット	0.542	0.049
2 キロワット	1.086	0.099
3 キロワット	1.628	0.148
3 キロワットをこえ 1 キロワットを増すごとに	0.542	0.049
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯 A, 臨時電灯 B および 公衆街路灯 B		
最低料金		
1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	2.475	0.225
電力量料金		
上記をこえる 1 キロワット時につき	0.165	0.015
(ロ) (イ) 以外の場合		
1 キロワット時につき	0.165	0.015

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

2026年6月2日

中国電力株式会社

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

エ営計 第7号

2026年6月2日

経済産業大臣 赤澤 亮正 殿

広島市中区小町4番33号
中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員 中川 賢剛

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2026年7月1日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この電気特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気特定小売供給約款（2025年2月7日届出。ただし、当該電気特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の電気特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、2026年7月の検針日から2026年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯、農事用電灯、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力Cで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款15（定額電灯）（4）もしくは供給約款18（公衆街路灯）（1）ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16（従量電灯）（1）ニ、供給約款17（臨時電灯）（1）ハ、供給約款17（臨時電灯）（2）ロ、供給約款18（公衆街路灯）（2）ロ、供給約款20（臨時電力）（3）イ、供給約款21（農事用電力）（2）ロ（イ）、供給約款21（農事用電力）（3）ニ（イ）もしくは供給約款附則3（農事用電灯のお客さまについての特別措置）（1）の料金または供給約款16（従量電灯）（2）ホ、供給約款17（臨時電灯）（3）ロ、供給約款18（公衆街路灯）（3）ハ、供給約款19（低圧電力）（5）、供給約款20（臨時電力）（3）ロ、供給約款21（農事用電力）（1）ハ、供給約款21（農事用電力）（2）ロ（ロ）もしくは供給約款21（農事用電力）（3）ニ（ロ）の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における、供給約款15（定額電灯）（4）もしくは供給約款18（公衆街路灯）（1）ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16（従量電灯）（1）ニ、供給約款17（臨時電灯）（1）ハ、供給約款17（臨時電灯）（2）ロ、供給約款18（公衆街路灯）（2）ロ、供給約款20（臨時電力）（3）イ、供給約款21（農事用電力）（2）ロ（イ）、供給約款21（農事用電力）（3）ニ（イ）もしくは供給約款附則3（農事用電灯のお

客さまについての特別措置) (1)の料金または供給約款 16 (従量電灯) (2)ホ、供給約款 17 (臨時電灯) (3)ロ、供給約款 18 (公衆街路灯) (3)ハ、供給約款 19 (低圧電力) (5)、供給約款 20 (臨時電力) (3)ロ、供給約款 21 (農事用電力) (1)ハ、供給約款 21 (農事用電力) (2)ロ(ロ)もしくは供給約款 21 (農事用電力) (3)ニ(ロ)の電力量料金は、供給約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1 (2)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表 (燃料費調整) 1 (3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1 (2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表 (燃料費調整) 1 (3)によって算定された燃料費調整額を加えるものいたします。

5 そ の 他

その他の事項については、供給約款に定めるところによるものいたします。

別 表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0406$$

$$\beta = 0.0992$$

$$\gamma = 1.1994$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (80,300 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を上回り、かつ 120,500 円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,300 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 120,500 円を上回る場合
平均燃料価格は、120,500 円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (120,500 \text{ 円} - 80,300 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2026年3月1日から 2026年5月31日までの期間	2026年7月の検針日から 2026年8月の検針日の前日までの期間
2026年4月1日から 2026年6月30日までの期間	2026年8月の検針日から 2026年9月の検針日の前日までの期間
2026年5月1日から 2026年7月31日までの期間	2026年9月の検針日から 2026年10月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、農事用電灯、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力Cで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、a にいう検針日は、応当日といたします。

ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + (\text{ホ})\text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{ホ})\text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{ホ})\text{に定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} - (\text{ホ})\text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯、公衆街路灯Aおよび農事用電灯

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	13円59銭	17円48銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27円19銭	34円96銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54円38銭	69円91銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81円56銭	104円87銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135円94銭	174円78銭
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	67円97銭	87円39銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	40円60銭	52円20銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	81円21銭	104円41銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	40円60銭	52円20銭

(b) 臨時電灯A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1円10銭	1円41銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2円19銭	2円82銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2円19銭	2円82銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	21円91銭	28円17銭

総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	21円91銭	28円17銭
---	--------	--------

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	23円03銭	29円61銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11円52銭	14円81銭

(d) 農事用電力B（脱穀調整需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	5円76銭	7円40銭
契約電力1キロワットの場合1日につき	11円51銭	14円80銭
契約電力2キロワットの場合1日につき	23円02銭	29円60銭
契約電力3キロワットの場合1日につき	34円53銭	44円40銭
契約電力4キロワットの場合1日につき	46円05銭	59円20銭
契約電力5キロワットの場合1日につき	57円56銭	74円00銭

(e) 農事用電力C（育苗・栽培需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年7月の検針日	2026年8月の検針日
--	-------------	-------------

	から 2026 年 8 月の検針 日の前日までの期間お よび 2026 年 9 月の検針 日から 2026 年 10 月の 検針日の前日までの期 間	から 2026 年 9 月の検針 日の前日までの期間
契約電力 1 キロワット 1 日につき	41 円 45 銭	53 円 29 銭
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	20 円 73 銭	26 円 65 銭

b 従量制供給の場合

(a) 従量電灯 A、臨時電灯 B、公衆街路灯 B および農事用電灯（従量電灯 A の料金を 10 パーセント割増しして適用する場合があります。）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		2026 年 7 月の検針日 から 2026 年 8 月の検針 日の前日までの期間お よび 2026 年 9 月の検針 日から 2026 年 10 月の 検針日の前日までの期 間	2026 年 8 月の検針日 から 2026 年 9 月の検針 日の前日までの期間
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時 まで	52 円 50 銭	67 円 50 銭
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	3 円 50 銭	4 円 50 銭

(b) (a) 以外の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		2026 年 7 月の検針日 から 2026 年 8 月の検針 日の前日までの期間お よび 2026 年 9 月の検針 日から 2026 年 10 月の 検針日の前日までの期 間	2026 年 8 月の検針日 から 2026 年 9 月の検針 日の前日までの期間
1 キロワット時につき		3 円 50 銭	4 円 50 銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯、公衆街路灯 A および農事用電灯

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

- (ロ) 臨時電灯 A、臨時電力、農事用電力 B (脱穀調整需要) および農事用電力 C (育苗・栽培需要)

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

- ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A、臨時電灯 B、公衆街路灯 B または農事用電灯 (従量電灯 A の料金を 10 パーセント割増しして適用する場合があります。) のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

- (1) 定額制供給の場合

- イ 定額電灯、公衆街路灯 A および農事用電灯

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの 1 灯につき	82 銭 5 厘
	10ワットをこえ 20ワットまでの 1 灯につき	1 円 64 銭 9 厘
	20ワットをこえ 40ワットまでの 1 灯につき	3 円 29 銭 8 厘
	40ワットをこえ 60ワットまでの 1 灯につき	4 円 94 銭 8 厘
	60ワットをこえ 100ワットまでの 1 灯につき	8 円 24 銭 6 厘
	100ワットをこえる 1 灯につき 50ワットまでごとに	4 円 12 銭 3 厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 円 46 銭 3 厘
	50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	4 円 92 銭 6 厘
	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50ボルトアンペアまでごとに	2 円 46 銭 3 厘

- ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量 (入力) によって、1 日につき次のとおりといたします。

総容量が 50ボルトアンペアまでの場合	6 銭 6 厘
---------------------	---------

総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	13 銭 3 厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	13 銭 3 厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1 円 32 銭 9 厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1 円 32 銭 9 厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1 円 39 銭 7 厘
-----------------	--------------

ニ 農事用電力B（脱穀調整需要）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日につき	34銭9厘	69銭9厘	1円39銭7厘	2円09銭4厘	2円79銭3厘	3円49銭1厘

ホ 農事用電力C（育苗・栽培需要）

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	2 円 51 銭 5 厘
-----------------	--------------

(2) 従量制供給の場合

イ 従量電灯A、臨時電灯B、公衆街路灯Bおよび農事用電灯（従量電灯Aの料金を10パーセント割増しして適用する場合に限りです。）

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	3 円 18 銭 5 厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	21 銭 2 厘

ロ イ以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	21 銭 2 厘
------------	----------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）（1）の各平均燃料価格算定期間における1キロリ

ットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）（2）によって算定された燃料費調整単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う 経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付 書類

- 1 特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

- 1 特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

添付書類 1

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、令和 8 年 5 月 25 日の高市内閣総理大臣記者会見において中東情勢への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、電気特定小売供給約款に基づき算定される令和 8 年 8 月分および令和 8 年 10 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1 キロワット時につき 3.5 円（消費税等相当額を含む）を、令和 8 年 9 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1 キロワット時につき 4.5 円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項により電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、認可を申請する次第であります。

以 上

2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

添付書類 2

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合（税込）

		2026年8月分および10月分	2026年9月分
		(a)	(b)
1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	3円 50銭	4円 50銭

○定額制供給の場合（税込）

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh	2026年8月分および10月分	2026年9月分
				(※1)	月分(※2)	(※2)
				(c)	(a) × (c)	(b) × (c)
定額電灯、 公衆街路灯 Aおよび農 事用電灯	電灯	10W まで	1 灯	3.884	13円 59銭	17円 48銭
		20W まで	〃	7.768	27円 19銭	34円 96銭
		40W まで	〃	15.536	54円 38銭	69円 91銭
		60W まで	〃	23.304	81円 56銭	104円 87銭
		100W まで	〃	38.840	135円 94銭	174円 78銭
		100W 超過 50W までごとに	〃	19.420	67円 97銭	87円 39銭
	小型 機器	50VA までの機器	1 機器	11.601	40円 60銭	52円 20銭
		100VA までの機器	〃	23.202	81円 21銭	104円 41銭
		100VA 超過 50VA までごとに	〃	11.601	40円 60銭	52円 20銭
臨時電灯 A	50VA まで 1日につき	1 契約	0.313	1円 10銭	1円 41銭	
	100VA まで 1日につき	〃	0.626	2円 19銭	2円 82銭	
	100VA 超過 500VA まで 100VA までごとに 1日につき	〃	0.626	2円 19銭	2円 82銭	
	500VA 超過 1kVA まで 1日につき	〃	6.260	21円 91銭	28円 17銭	
	1kVA 超過 3kVA まで 1kVA まで ごとに 1日につき	〃	6.260	21円 91銭	28円 17銭	
臨時電力	1kW1 日につき	1 契約	6.579	23円 03銭	29円 61銭	
	0.5kW の場合 1日につき	〃	—	(※3) 11円 52銭	(※3) 14円 81銭	
農事用電力 B (脱穀調整需要)	0.5kW1 日につき	1 契約	1.6445	5円 76銭	7円 40銭	
	1kW1 日につき	〃	3.289	11円 51銭	14円 80銭	
	2kW1 日につき	〃	6.578	23円 02銭	29円 60銭	
	3kW1 日につき	〃	9.867	34円 53銭	44円 40銭	
	4kW1 日につき	〃	13.156	46円 05銭	59円 20銭	
	5kW1 日につき	〃	16.445	57円 56銭	74円 00銭	

農事用電力C	1kW1日につき	1契約	11.842	41円 45銭	53円 29銭
(育苗・栽培需要)	0.5kWの場合1日につき	〃	—	(※3) 20円 73銭	(※3) 26円 65銭
従量電灯A、臨時電灯 B、公衆街路灯B、および農事用電灯（従量電灯Aの料金を10パーセント増しして適用する場合）の最低料金部分	最初の15kWhまで	1契約	15.000	52円 50銭	67円 50銭

- ※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。
- ※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。
- ※3 1kWの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定にもとづき申請を行なった特定小売供給約款以外の供給条件（2026年7月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間適用）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価を設定することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表（燃料費調整）1（2）ロ（ホ）に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表（燃料費調整）2に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

- （1）別表（燃料費調整）1（2）ロ（ホ）に定める2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間に使用される電気および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
イ 定額制供給の場合		
（イ）定額電灯、公衆街路灯Aおよび農事用電灯		
電 灯		
10ワットまでの1灯につき	13.59	1.24
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27.19	2.47
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54.38	4.94
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81.56	7.41
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135.94	12.36
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	67.97	6.18

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
小型機器		
50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	40.60	3.69
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	81.21	7.38
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき50ボルトアンペア までごとに	40.60	3.69
(ロ) 臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペア までの場合	1.10	0.10
総容量が50ボルトアンペア をこえ100ボルトアンペア までの場合	2.19	0.20
総容量が100ボルトアンペア をこえ500ボルトアンペア までの場合100ボルトアンペ アまでごとに	2.19	0.20
総容量が500ボルトアンペア をこえ1キロボルトアンペア までの場合	21.91	1.99
総容量が1キロボルトアンペア をこえ3キロボルトアンペア までの場合1キロボルトアンペ アまでごとに	21.91	1.99

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
(ハ) 臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	23.03	2.09
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	11.52	1.05
(ニ) 農事用電力 B (脱穀調整用電力)		
1 日につき		
契約電力		
0.5 キロワット	5.76	0.52
1 キロワット	11.51	1.05
2 キロワット	23.02	2.09
3 キロワット	34.53	3.14
4 キロワット	46.05	4.19
5 キロワット	57.56	5.23
(ホ) 農事用電力 C (育苗・栽培需要)		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	41.45	3.77
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	20.73	1.88
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯 A、臨時電灯 B、公衆 街路灯 B および農事用電灯 (従量 電灯 A の料金を 10 パーセント割 増しして適用する場合)		
最低料金		
1 契約につき最初の 15 キロワッ ト時まで	52.50	4.77
電力量料金		
上記をこえる 1 キロワット時に つき	3.50	0.32
(ロ) (イ) 以外の場合		
1 キロワット時につき	3.50	0.32

(2) 別表(燃料費調整) 1(2)ロ(ホ)に定める2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯、公衆街路灯Aおよび		
農事用電灯		
電 灯		
10ワットまでの1灯につき	17.48	1.59
10ワットをこえ20ワット までの1灯につき	34.96	3.18
20ワットをこえ40ワット までの1灯につき	69.91	6.36
40ワットをこえ60ワット までの1灯につき	104.87	9.53
60ワットをこえ100ワット までの1灯につき	174.78	15.89
100ワットをこえる1灯に つき50ワットまでごとに	87.39	7.94

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
小型機器		
50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	52. 20	4. 75
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	104. 41	9. 49
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき50ボルトアンペア までごとに	52. 20	4. 75
(ロ) 臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペア までの場合	1. 41	0. 13
総容量が50ボルトアンペア をこえ100ボルトアンペア までの場合	2. 82	0. 26
総容量が100ボルトアンペア をこえ500ボルトアンペア までの場合100ボルトアンペ アまでごとに	2. 82	0. 26
総容量が500ボルトアンペア をこえ1キロボルトアンペア までの場合	28. 17	2. 56
総容量が1キロボルトアンペア をこえ3キロボルトアンペア までの場合1キロボルトアンペ アまでごとに	28. 17	2. 56

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
(ハ) 臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	29.61	2.69
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	14.81	1.35
(ニ) 農事用電力 B (脱穀調整用電力)		
1 日につき		
契約電力		
0.5 キロワット	7.40	0.67
1 キロワット	14.80	1.35
2 キロワット	29.60	2.69
3 キロワット	44.40	4.04
4 キロワット	59.20	5.38
5 キロワット	74.00	6.73
(ホ) 農事用電力 C (育苗・栽培需要)		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	53.29	4.84
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	26.65	2.42
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯 A、臨時電灯 B、公衆 街路灯 B および農事用電灯 (従量 電灯 A の料金を 10 パーセント割 増しして適用する場合)		
最低料金		
1 契約につき最初の 15 キロワッ ト時まで	67.50	6.14
電力量料金		
上記をこえる 1 キロワット時に つき	4.50	0.41
(ロ) (イ) 以外の場合		
1 キロワット時につき	4.50	0.41

(3) 別表(燃料費調整) 2に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯、公衆街路灯Aおよび農事用電灯		
電 灯		
10ワットまでの1灯につき	0.825	0.075
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.649	0.150
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3.298	0.300
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4.948	0.450
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	8.246	0.750
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	4.123	0.375

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
小型機器		
50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2.463	0.224
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	4.926	0.448
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき50ボルトアンペア までごとに	2.463	0.224
(ロ) 臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペア までの場合	0.066	0.006
総容量が50ボルトアンペア をこえ100ボルトアンペア までの場合	0.133	0.012
総容量が100ボルトアンペア をこえ500ボルトアンペア までの場合100ボルトアンペ アまでごとに	0.133	0.012
総容量が500ボルトアンペア をこえ1キロボルトアンペア までの場合	1.329	0.121
総容量が1キロボルトアンペア をこえ3キロボルトアンペア までの場合1キロボルトアンペ アまでごとに	1.329	0.121

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.397	0.127
(ニ) 農事用電力B(脱穀調整用電力)		
1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	0.349	0.032
1キロワット	0.699	0.064
2キロワット	1.397	0.127
3キロワット	2.094	0.190
4キロワット	2.793	0.254
5キロワット	3.491	0.317
(ホ) 農事用電力C(育苗・栽培需要)		
契約電力1キロワット1日につき	2.515	0.229
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯A、臨時電灯B、公衆 街路灯Bおよび農事用電灯(従量 電灯Aの料金を10パーセント割 増しして適用する場合)		
最低料金		
1契約につき最初の15キロワッ ト時まで	3.185	0.290
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時に つき	0.212	0.019
(ロ) (イ)以外の場合		
1キロワット時につき	0.212	0.019

特定小売供給約款以外の供給条件
認可申請書

2026年6月2日

四国電力株式会社

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

リ統発令 8 第 1 号
2026 年 6 月 2 日

経済産業大臣 赤澤 亮正 殿

高松市丸の内 2 番 5 号
四国電力株式会社
取締役社長 宮本 喜弘
社長執行役員

平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項の規定により，次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2026 年 7 月 1 日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（2025年2月6日届出。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、2026年7月の検針日から2026年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款 15（定額電灯）(4)もしくは供給約款 18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款 16（従量電灯）(1)ニ、供給約款 17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款 17（臨時電灯）(2)ロ、供給約款 18（公衆街路灯）(2)ロ、供給約款 20（臨時電力）(3)イもしくは供給約款附則 4（農事用電力[脱穀調整用電力]のお客さまについての特別措置）(2)の料金または供給約款 16（従量電灯）(2)ホ、供給約款 17（臨時電灯）(3)ロ、供給約款 18（公衆街路灯）(3)ハ、供給約款 19（低圧電力）(5)、供給約款 20（臨時電力）(3)ロもしくは供給約款 21（農事用電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは

差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における，供給約款 15（定額電灯）(4)もしくは供給約款 18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金，供給約款 16（従量電灯）(1)ニ，供給約款 17（臨時電灯）(1)ハ，供給約款 17（臨時電灯）(2)ロ，供給約款 18（公衆街路灯）(2)ロ，供給約款 20（臨時電力）(3)イもしくは供給約款附則 4（農事用電力[脱穀調整用電力]のお客さまについての特別措置）(2)の料金または供給約款 16（従量電灯）(2)ホ，供給約款 17（臨時電灯）(3)ロ，供給約款 18（公衆街路灯）(3)ハ，供給約款 19（低圧電力）(5)，供給約款 20（臨時電力）(3)ロもしくは供給約款 21（農事用電力）(3)の電力量料金は，供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1(2)ロ(イ)，(ロ)または(ハ)により算定される場合は，別表（燃料費調整） 1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1(2)ロ(ニ)により算定される場合は，別表（燃料費調整） 1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものとしたします。

5 そ の 他

その他の事項については，供給約款に定めるところによるものとしたします。

別 表 (燃料費調整)

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0875$$

$$\beta = 0.0770$$

$$\gamma = 1.1770$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小

数点以下第1位で四捨五入いたします。

- a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,000円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (80,000 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{の基準単価}}{1,000}$$

- b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,000円を上回り、かつ、120,000円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,000 \text{円}) \times \frac{2 \text{の基準単価}}{1,000}$$

- c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が120,000円を上回る場合
平均燃料価格は、120,000円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (120,000 \text{円} - 80,000 \text{円}) \times \frac{2 \text{の基準単価}}{1,000}$$

- (ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、bの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2026年3月1日から 2026年5月31日までの期間	2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間
2026年4月1日から 2026年6月30日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
2026年5月1日から 2026年7月31日までの期間	2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間

- b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、

a という検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、a という検針日は、応当日といたします。

ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 + (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,000 円の場合

燃料費調整単価 = (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,000 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価 = (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価 - 基準燃料費調整単価

(ニ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,000 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 - (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

		2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	13円59銭	17円48銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27円19銭	34円96銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54円38銭	69円91銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81円56銭	104円87銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135円94銭	174円78銭
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	67円97銭	87円39銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	40円60銭	52円20銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	81円21銭	104円41銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	40円60銭	52円20銭

(b) 臨時電灯A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1円10銭	1円41銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2円19銭	2円82銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2円19銭	2円82銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	21円91銭	28円17銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	21円91銭	28円17銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	23円03銭	29円61銭

ただし、契約電力が0.5キロワットの場合は、次のとおりといたします。

	2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
1日につき	11円52銭	14円81銭

(d) 農事用電力（脱穀調整用電力）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合 1日につき	5円76銭	7円40銭
契約電力1キロワットの場合 1日につき	11円51銭	14円80銭
契約電力2キロワットの場合 1日につき	23円02銭	29円60銭
契約電力3キロワットの場合 1日につき	34円53銭	44円40銭
契約電力3キロワットをこえる場合1キロワットを増すごとに1日につき	11円51銭	14円80銭

b 従量制供給の場合

(a) 従量電灯 A, 臨時電灯 B および公衆街路灯 B

特別措置の燃料費調整単価は, 次のとおりといたします。

		2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
		最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	3円50銭	4円50銭

(b) (a)以外の場合

特別措置の燃料費調整単価は, 次のとおりといたします。

		2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
		1キロワット時につき	3円50銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は, (2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯 A, 臨時電力および農事用電力 (脱穀調整用電力)

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の11キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	59銭8厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円19銭7厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2円39銭3厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3円58銭9厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	5円98銭2厘
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	2円99銭1厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1円78銭6厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3円57銭3厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1円78銭6厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	4銭8厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	9銭7厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	9銭7厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	96銭4厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	96銭4厘

ハ 臨時電力

基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は，契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円01銭3厘
-----------------	---------

ニ 農事用電力（脱穀調整用電力）

基準単価は，次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
1日につき	25銭3厘	50銭6厘	1円01銭3厘	1円51銭9厘	50銭6厘

(2) 従量制供給の場合

イ 従量電灯 A，臨時電灯 B および公衆街路灯 B

基準単価は，次のとおりといたします。

最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	1円69銭4厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	15銭4厘

ロ イ以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	15銭4厘
------------	-------

3 燃料費調整単価等の揭示

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を，インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置
に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

1. 特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

2. 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

1. 特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、2026年5月25日の高市内閣総理大臣記者会見において中東情勢への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、特定小売供給約款に基づき算定される2026年8月分および2026年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、2026年9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき4.5円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項により特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、認可を申請する次第であります。

以 上

2. 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

(1) 従量電灯A, 臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

対象	範囲	2026年8月分および10月分	2026年9月分
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	38円 50銭	49円 50銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	3円 50銭	4円 50銭

(2) (1)以外の場合

	2026年8月分および10月分	2026年9月分
	(a)	(b)
1キロワット時につき	3円 50銭	4円 50銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	2026年8月分および10月分 (※2)	2026年9月分 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 および 公衆街路灯A	電灯	10Wまで	1灯	3.884	13円 59銭	17円 48銭
		10Wをこえ20Wまで	1灯	7.768	27円 19銭	34円 96銭
		20Wをこえ40Wまで	1灯	15.536	54円 38銭	69円 91銭
		40Wをこえ60Wまで	1灯	23.304	81円 56銭	104円 87銭
		60Wをこえ100Wまで	1灯	38.840	135円 94銭	174円 78銭
		100Wをこえる50Wまでごとに	1灯	19.420	67円 97銭	87円 39銭
	小型 機器	50VAまで	1機器	11.601	40円 60銭	52円 20銭
		50VAをこえ100VAまで	1機器	23.202	81円 21銭	104円 41銭
		100VAをこえる50VAまでごとに	1機器	11.601	40円 60銭	52円 20銭
臨時電灯A (1日につき)	総容量が50VAまで	—	0.313	1円 10銭	1円 41銭	
	総容量が50VAをこえ100VAまで	—	0.626	2円 19銭	2円 82銭	
	総容量が100VAをこえ500VAまでの 場合100VAまでごとに	—	0.626	2円 19銭	2円 82銭	
	総容量が500VAをこえ1kVAまで	—	6.260	21円 91銭	28円 17銭	
	総容量が1kVAをこえ3kVAまでの 場合1kVAまでごとに	—	6.260	21円 91銭	28円 17銭	

臨時電力 (1日につき)	契約電力 0.5kW	—	—	(※3) 11円 52銭	(※3) 14円 81銭
	契約電力 1kW	—	6.579	23円 03銭	29円 61銭
脱穀調整用電力 (1日につき)	契約電力 0.5kW	—	—	(※4) 5円 76銭	(※4) 7円 40銭
	契約電力 1kW	—	3.289	11円 51銭	14円 80銭
	契約電力 2kW	—	—	(※4) 23円 02銭	(※4) 29円 60銭
	契約電力 3kW	—	—	(※4) 34円 53銭	(※4) 44円 40銭
	契約電力 3kW をこえ 1kW を増すごとに	—	—	(※4) 11円 51銭	(※4) 14円 80銭

- ※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」(課税標準数量の計算等)に定める方法等により算定している。
- ※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。
- ※3 契約電力 1 kW の場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。
- ※4 契約電力 1 kW の場合のみなし kWh に契約電力および(a)または(b)を乗じ、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定にもとづき申請を行なった特定小売供給約款以外の供給条件（2026年7月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間実施）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表（燃料費調整）1(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表（燃料費調整）2に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表（燃料費調整）1(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	2026年7月の検針日から 2026年8月の検針日の 前日までの期間 および 2026年9月の検針日から 2026年10月の検針日の 前日までの期間		2026年8月の検針日から 2026年9月の検針日の 前日までの期間	
	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等 相当額	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等 相当額
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
a 定額制供給の場合				
(a) 定額電灯および公衆街路灯 A 電灯				
10ワットまでの1灯につき	13.59	1.24	17.48	1.59
10ワットをこえ20ワット までの1灯につき	27.19	2.47	34.96	3.18
20ワットをこえ40ワット までの1灯につき	54.38	4.94	69.91	6.36
40ワットをこえ60ワット までの1灯につき	81.56	7.41	104.87	9.53
60ワットをこえ100ワット までの1灯につき	135.94	12.36	174.78	15.89
100ワットをこえる1灯 につき50ワットまでごとに	67.97	6.18	87.39	7.94

区分および単位	2026年7月の検針日から 2026年8月の検針日の 前日までの期間 および 2026年9月の検針日から 2026年10月の検針日の 前日までの期間		2026年8月の検針日から 2026年9月の検針日の 前日までの期間	
	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等 相当額	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等 相当額
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
小型機器				
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	40.60	3.69	52.20	4.75
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	81.21	7.38	104.41	9.49
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルトアン ペアまでごとに	40.60	3.69	52.20	4.75
(b) 臨時電灯 A				
1 日につき				
総容量が 50 ボルトアンペア までの場合	1.10	0.10	1.41	0.13
総容量が 50 ボルトアンペア をこえ 100 ボルトアンペア までの場合	2.19	0.20	2.82	0.26
総容量が 100 ボルトアンペア をこえ 500 ボルトアンペア までの場合 100 ボルトアンペ アまでごとに	2.19	0.20	2.82	0.26
総容量が 500 ボルトアンペア をこえ 1 キロボルトアンペア までの場合	21.91	1.99	28.17	2.56
総容量が 1 キロボルトアンペ アをこえ 3 キロボルトアンペ アまでの場合 1 キロボルトア ンペアまでごとに	21.91	1.99	28.17	2.56
(c) 臨時電力				
契約電力 1 キロワット 1 日 につき	23.03	2.09	29.61	2.69
契約電力 0.5 キロワットの 場合 1 日につき	11.52	1.05	14.81	1.35

区分および単位	2026年7月の検針日から 2026年8月の検針日の 前日までの期間 および 2026年9月の検針日から 2026年10月の検針日の 前日までの期間		2026年8月の検針日から 2026年9月の検針日の 前日までの期間	
	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等 相当額	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等 相当額
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
(d) 農事用電力（脱穀調整用電力） 1日につき 契約電力				
0.5キロワット	5.76	0.52	7.40	0.67
1キロワット	11.51	1.05	14.80	1.35
2キロワット	23.02	2.09	29.60	2.69
3キロワット	34.53	3.14	44.40	4.04
3キロワットをこえ1キロ ワットを増すごとに	11.51	1.05	14.80	1.35
b 従量制供給の場合				
(a) 従量電灯A，臨時電灯Bおよ び公衆街路灯B 最低料金				
1契約につき最初の11 キロワット時まで	38.50	3.50	49.50	4.50
電力量料金 上記をこえる1キロワッ ト時につき	3.50	0.32	4.50	0.41
(b) (a)以外の場合 1キロワット時につき	3.50	0.32	4.50	0.41

(2) 別表（燃料費調整）2に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等 相当額
	円 銭厘	円 銭厘
(1) 定額制供給の場合		
イ 定額電灯および公衆街路灯A 電 灯		
10ワットまでの1灯につき	0.598	0.054
10ワットをこえ20ワットまでの1灯 につき	1.197	0.109
20ワットをこえ40ワットまでの1灯 につき	2.393	0.218
40ワットをこえ60ワットまでの1灯 につき	3.589	0.326
60ワットをこえ100ワットまでの1灯 につき	5.982	0.544
100ワットをこえる1灯につき 50ワットまでごとに	2.991	0.272
小 型 機 器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	1.786	0.162
50ボルトアンペアをこえ100ボルト アンペアまでの1機器につき	3.573	0.325
100ボルトアンペアをこえる1機器 につき50ボルトアンペアまでごとに	1.786	0.162
ロ 臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.048	0.004
総容量が50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの場合	0.097	0.009
総容量が100ボルトアンペアをこえ 500ボルトアンペアまでの場合100 ボルトアンペアまでごとに	0.097	0.009
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1キロボルトアンペアまでの場合	0.964	0.088
総容量が1キロボルトアンペアをこえ 3キロボルトアンペアまでの場合 1キロボルトアンペアまでごとに	0.964	0.088
ハ 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.013	0.092

区分および単位	基準単価	消費税等 相当額
	円 銭厘	円 銭厘
ニ 農事用電力（脱穀調整用電力） 1日につき 契約電力		
0.5キロワット	0.253	0.023
1キロワット	0.506	0.046
2キロワット	1.013	0.092
3キロワット	1.519	0.138
3キロワットをこえ1キロワットを 増すごとに	0.506	0.046
(2) 従量制供給の場合		
イ 従量電灯A, 臨時電灯Bおよび公衆街路灯B 最低料金		
1契約につき最初の11キロワット 時まで	1.694	0.154
電力量料金 上記をこえる1キロワット時につき	0.154	0.014
ロ イ以外の場合		
1キロワット時につき	0.154	0.014

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

営企料 第1号
2026年6月2日

経済産業大臣 赤澤 亮正 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社

代表取締役 西山 勝
社長執行役員

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により，次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2026年7月1日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（2026年1月21日届出。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、2026年7月の検針日から2026年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯、農事用電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款15（定額電灯）(4)もしくは供給約款18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16（従量電灯）(1)ニ、供給約款17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款20（臨時電力）(3)イ、供給約款21（農事用電力）(2)ロ(イ)もしくは供給約款附則3（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)の料金または供給約款16（従量電灯）(2)ニ、

供給約款16（従量電灯）(3)ホ，供給約款17（臨時電灯）(2)ハ，供給約款17（臨時電灯）(3)ロ，供給約款18（公衆街路灯）(2)ニ，供給約款19（低圧電力）(5)，供給約款20（臨時電力）(3)ロ，供給約款21（農事用電力）(1)ハもしくは供給約款21（農事用電力）(2)ロ(ロ)の電力量料金において，燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における，供給約款15（定額電灯）(4)もしくは供給約款18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金，供給約款16（従量電灯）(1)ニ，供給約款17（臨時電灯）(1)ハ，供給約款20（臨時電力）(3)イ，供給約款21（農事用電力）(2)ロ(イ)もしくは供給約款附則3（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)の料金または供給約款16（従量電灯）(2)ニ，供給約款16（従量電灯）(3)ホ，供給約款17（臨時電灯）(2)ハ，供給約款17（臨時電灯）(3)ロ，供給約款18（公衆街路灯）(2)ニ，供給約款19（低圧電力）(5)，供給約款20（臨時電力）(3)ロ，供給約款21（農事用電力）(1)ハもしくは供給約款21（農事用電力）(2)ロ(ロ)の電力量料金は，供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ)，(ロ)または(ハ)により算定される場合は，別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(ニ)により算定される場合は，別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものとしたします。

5 そ の 他

その他の事項については，供給約款に定めるところによるものとしたします。

別 表

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0053$$

$$\beta = 0.1861$$

$$\gamma = 1.0757$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(i) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (27,400\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り、かつ、41,100円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400\text{円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が41,100円を上回る場合
平均燃料価格は、41,100円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (41,100\text{円} - 27,400\text{円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2026年3月1日から 2026年5月31日までの期間	2026年7月の検針日から 2026年8月の検針日の前日までの期間
2026年4月1日から 2026年6月30日までの期間	2026年8月の検針日から 2026年9月の検針日の前日までの期間
2026年5月1日から 2026年7月31日までの期間	2026年9月の検針日から 2026年10月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準

燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものとしたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日としたします。ただし、臨時電灯、農事用電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、aにいう検針日は、応当日としたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{基準燃料費調整単価} +$$

(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価} -$$

基準燃料費調整単価

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{基準燃料費調整単価} -$$

(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	1 3 円 5 9 銭	1 7 円 4 8 銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	2 7 円 1 9 銭	3 4 円 9 6 銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	5 4 円 3 8 銭	6 9 円 9 1 銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	8 1 円 5 6 銭	1 0 4 円 8 7 銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1 3 5 円 9 4 銭	1 7 4 円 7 8 銭
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1 3 5 円 9 4 銭	1 7 4 円 7 8 銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	4 0 円 6 0 銭	5 2 円 2 0 銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	8 1 円 2 1 銭	1 0 4 円 4 1 銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	4 0 円 6 0 銭	5 2 円 2 0 銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1円10銭	1円41銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2円19銭	2円82銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2円19銭	2円82銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	21円91銭	28円17銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	21円91銭	28円17銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	23円03銭	29円61銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11円52銭	14円81銭

(d) 農事用電力B（脱穀調整需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	5円76銭	7円40銭
契約電力1キロワットの場合1日につき	11円51銭	14円80銭
契約電力2キロワットの場合1日につき	23円03銭	29円61銭
契約電力3キロワットの場合1日につき	34円54銭	44円41銭
契約電力4キロワットの場合1日につき	46円05銭	59円21銭
契約電力5キロワットの場合1日につき	57円56銭	74円01銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	3円50銭	4円50銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(i) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃

料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯 A, 臨時電力および農事用電力 B (脱穀調整需要)

燃料費調整額は, (2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は, その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし, 従量電灯 A または供給約款附則 3 (公衆街路灯のお客さまについての特別措置) の場合は, 最低料金の燃料費調整額は, 最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また, 電力量料金の燃料費調整額は, その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は, 平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は, 各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	53銭0厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円05銭9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2円11銭9厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3円17銭9厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	5円29銭8厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	5円29銭8厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1円58銭3厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3円16銭5厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1円58銭3厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	4銭3厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	8銭6厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	8銭6厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	85銭4厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	85銭4厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	89銭8厘
-----------------	-------

ニ 農事用電力B（脱穀調整需要）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日につき	円 銭 厘 0.224	円 銭 厘 0.449	円 銭 厘 0.898	円 銭 厘 1.346	円 銭 厘 1.795	円 銭 厘 2.243

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	13銭6厘
------------	-------

3 燃料費調整単価等の揭示

当社は、1(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1(2)によって算定された燃料費調整単価をあらかじめ当社の事務所に揭示いたします。

(添付書類)

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、2026年5月25日の高市内閣総理大臣記者会見において中東情勢への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、特定小売供給約款に基づき算定される2026年8月分および2026年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、2026年9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき4.5円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、認可を申請する次第であります。

以 上

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		2026年8月分および10月分	2026年9月分
		(a)	(b)
1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	3円50銭	4円50銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなしkWh (※1)	2026年8月分 および10月分 (※2)	2026年9月分 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯および 公衆街路灯A	電灯	10ワットまで	1灯	3.884	13円59銭	17円48銭
		10ワットをこえ20ワットまで	〃	7.768	27円19銭	34円96銭
		20ワットをこえ40ワットまで	〃	15.536	54円38銭	69円91銭
		40ワットをこえ60ワットまで	〃	23.304	81円56銭	104円87銭
		60ワットをこえ100ワットまで	〃	38.840	135円94銭	174円78銭
		100ワットをこえる100ワット までごとに	〃	38.840	135円94銭	174円78銭
	小型機器	50ボルトアンペアまで	1機器	11.601	40円60銭	52円20銭
		50ボルトアンペアをこえ100 ボルトアンペアまで	〃	23.202	81円21銭	104円41銭
		100ボルトアンペアをこえる50 ボルトアンペアまでごとに	〃	11.601	40円60銭	52円20銭
臨時電灯A	総容量が50ボルトアンペアま での場合1日につき	1契約	0.313	1円10銭	1円41銭	
	総容量が50ボルトアンペアを こえ100ボルトアンペアま での場合1日につき	〃	0.626	2円19銭	2円82銭	
	総容量が100ボルトアンペアを こえ500ボルトアンペアま での場合100ボルトアンペアま でごとに1日につき	〃	0.626	2円19銭	2円82銭	
	総容量が500ボルトアンペアを こえ1キロボルトアンペア までの場合1日につき	〃	6.260	21円91銭	28円17銭	
	総容量が1キロボルトアンペ アをこえ3キロボルトアンペ アまでの場合1キロボルトア ンペアまでごとに1日につき	〃	6.260	21円91銭	28円17銭	

契約種別	対象	範囲	単位	みなしkWh (※1)	2026年8月分お よび10月分 (※2)	2026年9月分 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
臨時電力		0.5キロワットの場合1日につき	1契約	—	(※3) 11円52銭	(※3) 14円81銭
		1キロワット1日につき	1キロ ワット	6.579	23円03銭	29円61銭
農事用電力B (脱穀調整需要)		0.5キロワットの場合1日につき	1契約	1.645	5円76銭	7円40銭
		1キロワットの場合1日につき	〃	3.289	11円51銭	14円80銭
		2キロワットの場合1日につき	〃	6.579	23円03銭	29円61銭
		3キロワットの場合1日につき	〃	9.868	34円54銭	44円41銭
		4キロワットの場合1日につき	〃	13.158	46円05銭	59円21銭
		5キロワットの場合1日につき	〃	16.447	57円56銭	74円01銭

- ※1 みなしkWhは、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。
- ※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。
- ※3 1キロワットの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

2026年6月2日
九州電力株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定にもとづき申請を行なった特定小売供給約款以外の供給条件（電気・ガス料金支援に係る電気料金の特別措置）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、別表（燃料費調整）1(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表（燃料費調整）2に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

- (1) 別表（燃料費調整） 1 (2)ロ(ホ)に定める2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	13.59	1.24
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27.19	2.47
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54.38	4.94
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81.56	7.41
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135.94	12.36
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	135.94	12.36
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	40.60	3.69
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	81.21	7.38
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	40.60	3.69

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
(ロ) 臨時電灯 A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1.10	0.10
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2.19	0.20
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2.19	0.20
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	21.91	1.99
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	21.91	1.99
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	23.03	2.09
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11.52	1.05
(ニ) 農事用電力 B (脱穀調整需要)		
1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	5.76	0.52
1キロワット	11.51	1.05
2キロワット	23.03	2.09
3キロワット	34.54	3.14
4キロワット	46.05	4.19
5キロワット	57.56	5.23
ロ 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	3.50	0.32

(2) 別表（燃料費調整） 1 (2)ロ(ホ)に定める2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	17.48	1.59
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	34.96	3.18
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	69.91	6.36
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	104.87	9.53
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	174.78	15.89
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	174.78	15.89
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	52.20	4.75
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	104.41	9.49
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	52.20	4.75

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
(ロ) 臨時電灯 A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1.41	0.13
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2.82	0.26
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2.82	0.26
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	28.17	2.56
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	28.17	2.56
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	29.61	2.69
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	14.81	1.35
(ニ) 農事用電力 B (脱穀調整需要)		
1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	7.40	0.67
1キロワット	14.80	1.35
2キロワット	29.61	2.69
3キロワット	44.41	4.04
4キロワット	59.21	5.38
5キロワット	74.01	6.73
ロ 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	4.50	0.41

(3) 別表（燃料費調整）2に定める基準単価

区分および単位	基準単価 円	消費税等相当額 円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.530	0.048
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.059	0.096
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2.119	0.193
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3.179	0.289
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	5.298	0.482
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	5.298	0.482
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	1.583	0.144
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3.165	0.288
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1.583	0.144
(ロ) 臨時電灯A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.043	0.004
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.086	0.008
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.086	0.008
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	0.854	0.078
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	0.854	0.078

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
(ハ) 臨時電力 契約電力1キロワット1日につき	0.898	0.082
(ニ) 農事用電力B（脱穀調整需要） 1日につき 契約電力		
0.5キロワット	0.224	0.020
1キロワット	0.449	0.041
2キロワット	0.898	0.082
3キロワット	1.346	0.122
4キロワット	1.795	0.163
5キロワット	2.243	0.204
ロ 従量制供給の場合 1キロワット時につき	0.136	0.012

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

令和8年6月2日

沖縄電力株式会社

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

沖電販販企発第2号

令和8年6月2日

経済産業大臣 赤澤 亮正 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目2番1号

沖縄電力株式会社

代表取締役社長

社長執行役員

横

田

哲

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：令和8年7月1日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

別紙

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（令和7年12月19日届出。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、令和8年7月の検針日から令和8年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款15（定額電灯）(4)もしくは供給約款18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16（従量電灯）(4)、供給約款17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款17（臨時電灯）(2)ロ、供給約款18（公衆街路灯）(2)ロもしくは供給約款20（臨時電力）(3)イの料金または供給約款19（低圧電力）(5)、供給約款20（臨時電力）(3)ロもしくは供給約款21（農事用電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における，供給約款15（定額電灯）（4）もしくは供給約款18（公衆街路灯）（1）ロの電灯料金もしくは小型機器料金，供給約款16（従量電灯）（4），供給約款17（臨時電灯）（1）ハ，供給約款17（臨時電灯）（2）ロ，供給約款18（公衆街路灯）（2）ロもしくは供給約款20（臨時電力）（3）イの料金または供給約款19（低圧電力）（5），供給約款20（臨時電力）（3）ロもしくは供給約款21（農事用電力）（3）の電力量料金は，供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）（2）ロ（イ），（ロ）または（ハ）により算定される場合は，別表1（燃料費調整額の算定）（3）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）（2）ロ（ニ）により算定される場合は，別表1（燃料費調整額の算定）（3）によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0065$$

$$\beta = 0.1632$$

$$\gamma = 1.1152$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が81,500円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (81,500 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が81,500円を上回り、かつ、122,300円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 81,500 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が122,300円を上回る場合
平均燃料価格は、122,300円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (122,300 \text{ 円} - 81,500 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、bの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和8年3月1日から令和8年5月31日までの期間	令和8年7月の検針日から令和8年8月の検針日の前日までの期間
令和8年4月1日から令和8年6月30日までの期間	令和8年8月の検針日から令和8年9月の検針日の前日までの期間
令和8年5月1日から令和8年7月31日までの期間	令和8年9月の検針日から令和8年10月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aという検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の

応当日の前日までの期間とする場合は、aにいう検針日は、応当日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が81,500円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + \\ \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が81,500円の場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が81,500円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価} - \\ \text{基準燃料費調整単価}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が81,500円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} - \\ \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		令和8年7月の検針日から令和8年8月の検針日の前日までの期間および令和8年9月の検針日から令和8年10月の検針日の前日までの期間	令和8年8月の検針日から令和8年9月の検針日の前日までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	13円59銭	17円48銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27円19銭	34円96銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54円38銭	69円91銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81円56銭	104円87銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135円94銭	174円78銭
	100ワットをこえる1灯につき 100ワットまでごとに	135円94銭	174円78銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	40円60銭	52円20銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	81円21銭	104円41銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	81円21銭	104円41銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	令和8年7月の検針日から令和8年8月の検針日の前日までの期間および令和8年9月の検針日から令和8年10月の検針日の前日までの期間	令和8年8月の検針日から令和8年9月の検針日の前日までの期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1円10銭	1円41銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2円19銭	2円82銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2円19銭	2円82銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	21円91銭	28円17銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	21円91銭	28円17銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和8年7月の検針日から令和8年8月の検針日の前日までの期間および令和8年9月の検針日から令和8年10月の検針日の前日までの期間	令和8年8月の検針日から令和8年9月の検針日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合 1日につき	11円52銭	14円81銭
契約電力1キロワット1日につき	23円03銭	29円61銭

b 従量制供給の場合

(a) 従量電灯，臨時電灯 B および公衆街路灯 B

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

		令和8年7月の検針日から令和8年8月の検針日の前日までの期間および令和8年9月の検針日から令和8年10月の検針日の前日までの期間	令和8年8月の検針日から令和8年9月の検針日の前日までの期間
最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	35円00銭	45円00銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	3円50銭	4円50銭

(b) (a) 以外の場合

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

		令和8年7月の検針日から令和8年8月の検針日の前日までの期間および令和8年9月の検針日から令和8年10月の検針日の前日までの期間	令和8年8月の検針日から令和8年9月の検針日の前日までの期間
	1キロワット時につき	3円50銭	4円50銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は，(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯 A および臨時電力

燃料費調整額は，(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整

単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の10キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	1円05銭9厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	2円11銭9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	4円23銭8厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	6円35銭7厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	10円59銭5厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	10円59銭5厘

小型機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	3円16銭5厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	6円32銭9厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	6円32銭9厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	8銭6厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	17銭1厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	17銭1厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円70銭7厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円70銭7厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円79銭5厘
-----------------	---------

(2) 従量制供給の場合

- イ 従量電灯，臨時電灯 B および公衆街路灯 B
 基準単価は，次のとおりといたします。

最低料金	1 契約につき最初の10キロワット時まで	2円72銭8厘
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	27銭3厘

- ロ イ以外の場合
 基準単価は，次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	27銭3厘
-------------	-------

3 燃料費調整単価等の揭示

当社は，1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価をインターネット等により，お客さまへお知らせいたします。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置
に関する省令第26条の規定にもとづく添付書類

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、令和8年5月25日の高市内閣総理大臣記者会見において中東情勢への対応として発表された内容にもとづく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、特定小売供給約款に基づき算定される令和8年8月分および令和8年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、令和8年9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき4.5円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項により特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、認可を申請する次第であります。

以上

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		令和8年8月分および10月分	令和8年9月分
		(a)	(b)
従量電灯 臨時電灯B 公衆街路灯B	1契約につき最初の10キロワット時まで	35円00銭	45円00銭
	上記を超える1キロワット時につき	3円50銭	4円50銭
上記以外の場合1キロワット時につき		3円50銭	4円50銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし キロワット時 (※1)	令和8年8月分および10月分 (※2)	令和8年9月分 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 公衆街路灯A	電灯	10ワットまで	1灯	3.884	13円59銭	17円48銭
		10ワットをこえ20ワットまで		7.768	27円19銭	34円96銭
		20ワットをこえ40ワットまで		15.536	54円38銭	69円91銭
		40ワットをこえ60ワットまで		23.304	81円56銭	104円87銭
		60ワットをこえ100ワットまで		38.840	135円94銭	174円78銭
		100ワットをこえ100ワットまで ごとに		38.840	135円94銭	174円78銭
	小型 機器	50ボルトアンペアまで	1機器	11.601	40円60銭	52円20銭
		50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまで		23.202	81円21銭	104円41銭
		100ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでごとに		23.202	81円21銭	104円41銭

契約種別	範囲	単位	みなし キロワット時 (※1)	令和8年8月分および10月分 (※2)	令和8年9月分 (※2)
			(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
臨時電灯A	総容量が 50 ボルトアンペアまでの 1 日につき	1契約	0.313	1 円 10 銭	1 円 41 銭
	総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 日につき		0.626	2 円 19 銭	2 円 82 銭
	総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに 1 日につき		0.626	2 円 19 銭	2 円 82 銭
	総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの 1 日につき		6.260	21 円 91 銭	28 円 17 銭
	総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに 1 日につき		6.260	21 円 91 銭	28 円 17 銭
臨時電力	0.5 キロワットの場合 1 日につき	1契約	—	(※3) 11 円 52 銭	(※3) 14 円 81 銭
	1 キロワット 1 日につき	1キロワット	6.579	23 円 03 銭	29 円 61 銭

※1 みなしキロワット時は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1キロワットの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

令和8年6月2日
沖縄電力株式会社

**消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
(特定小売供給約款以外の供給条件)**

当社は、このたび平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定にもとづき申請を行なった特定小売供給約款以外の供給条件（令和8年7月の検針日から令和8年10月の検針日の前日までの期間適用）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価を設定することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表2（基準単価）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表 1 (燃料費調整額の算定) (2) ロ(ホ)に定める令和 8 年 7 月の
 検針日から令和 8 年 8 月の検針日の前日までの期間および令和 8 年
 9 月の検針日から令和 8 年 10 月の検針日の前日までの期間に使用
 される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	13.59	1.24
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27.19	2.47
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54.38	4.94
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81.56	7.41
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につ き	135.94	12.36
100ワットをこえる1灯につき100ワットま でごとに	135.94	12.36
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	40.60	3.69
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペ アまでの1機器につき	81.21	7.38
100ボルトアンペアをこえる1機器につき 100ボルトアンペアまでごとに	81.21	7.38
(ロ) 臨時電灯 A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1.10	0.10
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボル トアンペアまでの場合	2.19	0.20
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボ ルトアンペアまでの場合100ボルトアンペ アまでごとに	2.19	0.20
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロ ボルトアンペアまでの場合	21.91	1.99
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キ ロボルトアンペアまでの場合1キロボルト アンペアまでごとに	21.91	1.99
(ハ) 臨時電力		
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11.52	1.05
契約電力1キロワット1日につき	23.03	2.09

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯, 臨時電灯B, 公衆街路灯B		
最低料金		
1契約につき最初の10キロワット時まで	35.00	3.18
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	3.50	0.32
(ロ) (イ)以外の場合		
1キロワット時につき	3.50	0.32

(2) 別表1 (燃料費調整額の算定) (2)ロ(ホ)に定める令和8年8月の
 検針日から令和8年9月の検針日の前日までの期間に使用される電
 気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	17.48	1.59
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	34.96	3.18
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	69.91	6.36
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	104.87	9.53
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につ き	174.78	15.89
100ワットをこえる1灯につき100ワットま でごとに	174.78	15.89
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	52.20	4.75
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペ アまでの1機器につき	104.41	9.49
100ボルトアンペアをこえる1機器につき 100ボルトアンペアまでごとに	104.41	9.49
(ロ) 臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1.41	0.13
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボル トアンペアまでの場合	2.82	0.26
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボ ルトアンペアまでの場合100ボルトアンペ アまでごとに	2.82	0.26
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロ ボルトアンペアまでの場合	28.17	2.56
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キ ロボルトアンペアまでの場合1キロボルト アンペアまでごとに	28.17	2.56
(ハ) 臨時電力		
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	14.81	1.35
契約電力1キロワット1日につき	29.61	2.69

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯, 臨時電灯B, 公衆街路灯B		
最低料金		
1契約につき最初の10キロワット時まで	45.00	4.09
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	4.50	0.41
(ロ) (イ)以外の場合		
1キロワット時につき	4.50	0.41

(3) 別表 2 (基準単価) に定める基準単価

区分および単位	基準単価 円	消費税等相当額 円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	1.059	0.096
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	2.119	0.193
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	4.238	0.385
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	6.357	0.578
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につ き	10.595	0.963
100ワットをこえる1灯につき100ワットま でごとに	10.595	0.963
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	3.165	0.288
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペ アまでの1機器につき	6.329	0.575
100ボルトアンペアをこえる1機器につき 100ボルトアンペアまでごとに	6.329	0.575
(ロ) 臨時電灯 A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.086	0.008
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボル トアンペアまでの場合	0.171	0.016
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボ ルトアンペアまでの場合100ボルトアンペ アまでごとに	0.171	0.016
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロ ボルトアンペアまでの場合	1.707	0.155
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キ ロボルトアンペアまでの場合1キロボルト アンペアまでごとに	1.707	0.155
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.795	0.163

区分および単位	基準単価 円	消費税等相当額 円
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯, 臨時電灯B, 公衆街路灯B		
最低料金		
1契約につき最初の10キロワット時まで	2.728	0.248
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	0.273	0.025
(ロ) (イ)以外の場合		
1キロワット時につき	0.273	0.025

以上

経済産業省

20260602資第9号
令和8年6月4日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

最終保障供給約款以外の供給条件の承認について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第8号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第20条第2項ただし書に規定する最終保障供給約款以外の供給条件の承認について、貴委員会の意見を求めます。

最終保障供給特例承認申請書

令和8年6月2日

北海道電力ネットワーク株式会社

最終保障供給特例承認申請書

北 ネ 企 第 7 号
令和 8 年 6 月 2 日

経済産業大臣 赤 澤 亮 正 殿

札幌市中央区大通東 1 丁目 2 番地
北海道電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 細 野 一 広

電気事業法第 20 条第 2 項ただし書の規定により，次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：令和 8 年 7 月 1 日 実施期間：別紙に記載のとおりであります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（令和7年9月3日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

適用期間は、令和8年8月1日から令和8年10月31日までといたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、最終保障供給約款別表3（燃料費等調整）(1)ロにもとづき燃料費調整額、加重平均市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって燃料費等調整額を算定する場合において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

なお、最終保障供給約款別表2（市場価格調整）(2)に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

4 燃料費等調整

2（適用期間）に定める適用期間における燃料費等調整額は、最終保障供給約款別表3（燃料費等調整）(2)に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1946$$

$$\beta = 0.0827$$

$$\gamma = 1.0081$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 51,400 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (51,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 51,400 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 51,400 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和 8 年 3 月 1 日から 令和 8 年 5 月 31 日までの期間	令和 8 年 8 月 1 日から 令和 8 年 8 月 31 日までの期間
令和 8 年 4 月 1 日から 令和 8 年 6 月 30 日までの期間	令和 8 年 9 月 1 日から 令和 8 年 9 月 30 日までの期間
令和 8 年 5 月 1 日から 令和 8 年 7 月 31 日までの期間	令和 8 年 10 月 1 日から 令和 8 年 10 月 31 日までの期間

ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 51,400 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 51,400 円の場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 51,400 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

(ニ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 51,400 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価－

(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和8年8月1日から令和8年8月31日までの期間 および令和8年10月1日から令和8年10月31日までの期間	令和8年9月1日から令和8年9月30日までの期間
1キロワット時につき	1円80銭	2円30銭

(3) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	18銭8厘
------------	-------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価、加重平均市場価格調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価によって算定した燃料費等調整単価を、電磁的方法等によりお知らせいたします。

(添付書類)

電気事業法施行規則第28条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第28条第1号)

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

(電気事業法施行規則第28条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法施行規則第28条第1号)

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は、令和8年5月25日の高市内閣総理大臣記者会見において中東情勢への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、電気最終保障供給約款に基づき算定される令和8年8月分および令和8年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を、令和8年9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき2.3円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第20条第2項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

以 上

(電気事業法施行規則第28条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○高圧で供給を受ける場合

	令和8年8月1日～令和8年8月31日および令和8年10月1日～令和8年10月31日	令和8年9月1日～令和8年9月30日
1キロワット時につき	1円 80銭	2円 30銭

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第20条第2項ただし書きの規定に基づき申請を行なった最終保障供給特例承認申請書（令和8年8月1日から令和8年10月31日までの期間実施）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき、消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表（燃料費調整）1(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表（燃料費調整）2に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表（燃料費調整）1(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

イ 令和8年8月1日から令和8年8月31日までの期間および令和8年10月1日から令和8年10月31日までの期間

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
1キロワット時につき 高圧で供給する場合	1.80	0.16

ロ 令和8年9月1日から令和8年9月30日までの期間

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
1キロワット時につき 高圧で供給する場合	2.30	0.21

(2) 別表（燃料費調整）2に定める基準単価

区分および単位	基 準 単 価	消費税等相当額
	円 銭 厘	円 銭 厘
1キロワット時につき 高圧で供給する場合	0.188	0.017

最終保障供給特例承認申請書

(電気・ガス料金支援に係る電気料金の特別措置)

2026年6月2日

東北電力ネットワーク株式会社

最終保障供給特例承認申請書

東北電NWNWS企第1号
2026年6月2日

経済産業大臣 赤澤 亮正 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号
東北電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 高野 広充

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2026年7月1日 実施期間：別紙に記載のとおりであります。

別 紙

最終保障供給約款以外の供給条件の内容

1 適用範囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（2026年3月5日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)および(3)の場合を除き、2026年7月の検針日から2026年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(3)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (3) 検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、最終保障供給約款別表2（燃料費等調整）(1)にもとづき燃料費調整額、燃料費等調整用市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって燃料費等調整額を算定する場合において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

なお、最終保障供給約款別表3（市場価格調整）(2)に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における燃料費等調整額は、最終保障供給約款別表2（燃料費等調整）(2)に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(i)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 その他

その他の事項については、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

別表（燃料費調整）

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0202$$

$$\beta = 0.2699$$

$$\gamma = 0.8714$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 39,300 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (39,300 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表（燃料費調整）2 の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 39,300 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 39,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表（燃料費調整）2 の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単

価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、bおよびcの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2026年3月1日から 2026年5月31日までの期間	2026年7月の検針日から 2026年8月の検針日の前日までの期間
2026年4月1日から 2026年6月30日までの期間	2026年8月の検針日から 2026年9月の検針日の前日までの期間
2026年5月1日から 2026年7月31日までの期間	2026年9月の検針日から 2026年10月の検針日の前日までの期間

b 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、cの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。

c 検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が39,300円を下回る場合

燃 料 費
調整単価 = 基準燃料費調整単価 + (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が39,300円の場合

燃 料 費
調整単価 = (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が39,300円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃 料 費
調整単価 = (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価 - 基準燃料費調整単価

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が39,300円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃 料 費
調整単価 = 基準燃料費調整単価 - (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年7月の検針日から 2026年8月の検針日の前 日までの期間および 2026年9月の検針日から 2026年10月の検針日の 前日までの期間	2026年8月の検針日 から2026年9月の検 針日の前日までの期 間
1キロワット時につき	1円80銭	2円30銭

(3) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	18銭3厘
------------	-------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、別表（燃料費調整）1(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および別表（燃料費調整）1(2)によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

電気事業法施行規則第 28 条の規定に基づく添付書類

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は、2026年5月25日の高市内閣総理大臣記者会見において中東情勢への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、電気最終保障供給約款に基づき算定される2026年8月分および2026年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を、2026年9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき2.3円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第20条第2項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があるため、承認を申請する次第であります。

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		2026年8月分 および10月分	2026年9月分
1キロワット時に つき	高圧で供給を受け る場合	1円80銭	2円30銭

以上

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第20条第2項ただし書の規定にもとづき特例承認申請を行なった最終保障供給約款以外の供給条件（2026年7月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間適用。以下「本供給条件」といいます。）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価をもとに料金を算定し請求することといたしました。

なお、本供給条件別表（燃料費調整）1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表（燃料費調整）2（基準単価）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

- 1 2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間

本供給条件別表（燃料費調整）1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
1キロワット時につき	円 1.80	円 0.16

- 2 2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間

本供給条件別表（燃料費調整）1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
1キロワット時につき	円 2.30	円 0.21

- 3 本供給条件別表（燃料費調整）2（基準単価）に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
1キロワット時につき	円 0.183	円 0.017

最終保障供給特例承認申請書

令和8年6月2日

東京電力パワーグリッド株式会社

最終保障供給特例承認申請書

経料発 8 第 2 号

令和 8 年 6 月 2 日

経済産業大臣 赤澤 亮正 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力パワーグリッド株式会社

代表取締役社長 金子 禎則

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により，次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：令和8年7月1日 実施期間：別紙に記載のとおりであります。

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（令和8年3月13日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)の場合を除き、令和8年8月の料金に係る計量期間等の始期から令和8年10月の料金に係る計量期間等の終期までといたします。
- (2) 高圧で電気の供給を受ける場合で、検針日が毎月初日のお客さまについては、令和8年8月1日から令和8年10月31日までといたします。

3 燃料費等調整

燃料費等調整とは、最終保障供給約款15（最終保障電力A）（4）、最終保障供給約款16（最終保障電力B）（4）もしくは最終保障供給約款17（最終保障予備電力）（3）の電力量料金において、燃料費等調整額を加えることをいいます。

なお、最終保障供給約款別表3（市場価格調整）（2）に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費等調整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における、最終保障供給約款15（最終保障電力A）（4）、最終保障供給約款16（最終保障電力B）（4）もしくは最終保障供給約款17（最終保障予備電力）（3）の電力量料金は、最終保障供給約

款に定める燃料費等調整によらず，別表（燃料費等調整）1（4）によって算定された燃料費等調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については，最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

別表（燃料費等調整）

別 表

別表（燃料費等調整）

1 燃料費等調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格の単位は、100円とし、その端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1173$$

$$\beta = 0.0643$$

$$\gamma = 1.1607$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 平均市場価格

1キロワット時当たりの平均市場価格は、翌日取引を行なうための卸電力取引市場における各平均市場価格算定期間のスポット市場価格の合計を、各平均市場価格算定期間における商品の数により除した額といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1

位で四捨五入いたします。

(3) 燃料費等調整単価

イ 基準となる燃料費等調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費等調整単価（以下「基準燃料費等調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費等調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\begin{aligned} \text{基準燃料費等調整単価} &= (\text{平均燃料価格} - 35,600\text{円}) \times \frac{\text{別表(燃料費等調整) 2の基準燃料単価}}{1,000} \\ &\quad + (\text{平均市場価格} - 11\text{円}60\text{銭}) \times \text{別表(燃料費等調整) 3の基準市場単価} \end{aligned}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された基準燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する基準燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費等調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間および各平均市場価格算定期間に対応する基準燃料費等調整単価適用期間は、b の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	基準燃料費等調整単価適用期間
令和 8 年 5 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日までの期間	令和 8 年 5 月 21 日から令和 8 年 6 月 20 日までの期間	令和 8 年 8 月の料金に係る計量期間等
令和 8 年 6 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までの期間	令和 8 年 6 月 21 日から令和 8 年 7 月 20 日までの期間	令和 8 年 9 月の料金に係る計量期間等
令和 8 年 7 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日までの期間	令和 8 年 7 月 21 日から令和 8 年 8 月 20 日までの期間	令和 8 年 10 月の料金に係る計量期間等

b 高压で電気の供給を受ける場合で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間および各平均市場価格算定期間に対応する基準燃料費等調整単価適用期間は、a にかかわらず、

次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	基準燃料費等調整単価適用期間
令和8年5月1日から令和8年5月31日までの期間	令和8年5月21日から令和8年6月20日までの期間	令和8年8月1日から令和8年8月31日までの期間
令和8年6月1日から令和8年6月30日までの期間	令和8年6月21日から令和8年7月20日までの期間	令和8年9月1日から令和8年9月30日までの期間
令和8年7月1日から令和8年7月31日までの期間	令和8年7月21日から令和8年8月20日までの期間	令和8年10月1日から令和8年10月31日までの期間

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費等調整単価

(イ) 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、次のとおりといたします。

燃料費等調整単価 = 基準燃料費等調整単価 - (ロ)に定める特別措置の燃料費等調整単価

(ロ) 特別措置の燃料費等調整単価

特別措置の燃料費等調整単価は、次のとおりといたします。

	令和8年8月の料金に係る計量期間等および令和8年10月の料金に係る計量期間等	令和8年9月の料金に係る計量期間等
1キロワット時につき	1円80銭	2円30銭

(4) 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に(3)によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定いたします。

2 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	14銭4厘
------------	-------

3 基準市場単価

基準市場単価は、平均市場価格が1円変動した場合の値とし、燃料費等調整単価適用期間ごとに定めます。

- (1) 各燃料費等調整単価適用期間に対応する基準市場単価は、(2)の場合を除き、次のとおりといたします。

	燃料費等調整単価適用期間	基準市場単価
1キロワット時につき	令和8年8月の料金に係る計量期間等	49銭2厘
	令和8年9月の料金に係る計量期間等	49銭2厘
	令和8年10月の料金に係る計量期間等	39銭7厘

- (2) 高圧で電気の供給を受ける場合で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各燃料費等調整単価適用期間に対応する基準市場単価は、(1)にかかわらず、次のとおりといたします。

	燃料費等調整単価適用期間	基準市場単価
1キロワット時につき	令和8年8月1日から令和8年8月31日までの期間	49銭2厘
	令和8年9月1日から令和8年9月30日までの期間	49銭2厘
	令和8年10月1日から令和8年10月31日までの期間	39銭7厘

4 燃料費等調整単価等のお知らせ

当社は、別表（燃料費等調整）1(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格、別表（燃料費等調整）1(2)の各平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの平均市場価格ならびに別表（燃料費等調整）1(3)によって算定された燃料費等調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

電気事業法施行規則第28条の規定に基づく添付書類

- 1 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費等調整単価の算出根拠

1 最終保障供給約款以外の供給条件による
最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は、令和8年5月25日の高市内閣総理大臣記者会見において中東情勢への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、電気最終保障供給約款に基づき算定される令和8年8月分および令和8年10月分の電気に適用となる燃料費等調整単価から、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を、令和8年9月分の電気に適用となる燃料費等調整単価から、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき2.3円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第20条第2項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

2 特別措置の燃料費等調整単価の 算出根拠

特別措置の燃料費等調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費等調整単価

		令和8年8月分および令和8年10月分	令和8年9月分
1キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	1円80銭	2円30銭

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第20条第2項ただし書の規定に基づき申請を行った最終保障供給特例承認申請書（令和8年8月の料金に係る計量期間等の始期から令和8年10月の料金に係る計量期間等の終期までの期間適用）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費等調整単価を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表（燃料費等調整）1（3）ロ（㍑）に定める特別措置の燃料費等調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表（燃料費等調整）2に定める基準燃料単価および別表（燃料費等調整）3に定める基準市場単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

- (1) 別表（燃料費等調整）1（3）ロ（㍑）に定める令和8年8月の料金に係る計量期間等および令和8年10月の料金に係る計量期間等に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費等調整単価

単位	特別措置の 燃料費等調整単価	消費税等相当額
1キロワット時につき	円 1.80	円 0.16

- (2) 別表（燃料費等調整）1（3）ロ（㍑）に定める令和8年9月の料金に係る計量期間等に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費等調整単価

単位	特別措置の 燃料費等調整単価	消費税等相当額
1キロワット時につき	円 2.30	円 0.21

(3) 別表（燃料費等調整）2に定める基準燃料単価

単位	基準燃料単価	消費税等相当額
	円	円
1キロワット時につき	0.144	0.013

(4) 別表（燃料費等調整）3に定める基準市場単価

単位	基準市場単価	消費税等相当額
	円	円
別表（燃料費等調整）3（1）により基準市場単価を定める場合		
1キロワット時につき		
令和8年8月の料金に係る計量期間等	0.492	0.045
令和8年9月の料金に係る計量期間等	0.492	0.045
令和8年10月の料金に係る計量期間等	0.397	0.036
別表（燃料費等調整）3（2）により基準市場単価を定める場合		
1キロワット時につき		
令和8年8月1日から令和8年8月31日までの期間	0.492	0.045
令和8年9月1日から令和8年9月30日までの期間	0.492	0.045
令和8年10月1日から令和8年10月31日までの期間	0.397	0.036

最終保障供給特例承認申請書

2026年6月2日

中部電力パワーグリッド株式会社

最終保障供給特例承認申請書

本 営 発 第 2 号
2026年 6 月 2 日

経済産業大臣 赤 澤 亮 正 殿

名古屋市東区東新町1番地

中部電力パワーグリッド株式会社

代 表 取 締 役
社 長 執 行 役 員 清 水 隆 一

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2026年7月1日 実施期間：別紙に記載のとおりであります。

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（2026年2月3日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)および(3)の場合を除き、2026年7月の検針日から2026年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、(3)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (3) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、最終保障供給約款16（最終保障電力A）(4)ロ、最終保障供給約款17（最終保障電力B）(4)ロまたは最終保障供給約款18（最終保障予備電力）(3)ロの電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

なお、最終保障供給約款別表3（市場価格調整）(2)に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における，最終保障供給約款16（最終保障電力A）（4）ロ，最終保障供給約款17（最終保障電力B）（4）ロまたは最終保障供給約款18（最終保障予備電力）（3）ロの電力量料金は，最終保障供給約款に定める燃料費調整によらず，別表（燃料費調整）1（3）によって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は，別表（燃料費調整）1（5）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，別表（燃料費調整）1（3）によって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は，別表（燃料費調整）1（5）によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については，最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

別 表 （ 燃 料 費 調 整 ）

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.2845$$

$$\beta = 0.3302$$

$$\gamma = 0.3571$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価算定用平均市場価格

1 キロワット時当たりの燃料費調整単価算定用平均市場価格は、約定単価にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価算定用平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価算定用平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間における全日の約定単価の単純平均

Y = 各平均市場価格算定期間における6時から18時までの約定単価の単純平均

$$x = 0.8495$$

$$y = 0.1505$$

なお、各平均市場価格算定期間における全日の約定単価の単純平均および6時から18時までの約定単価の単純平均の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 52,900\text{円}) \times \frac{\text{別表(燃料費調整)2の基準単価}}{1,000} + \text{別表(燃料費調整)3のHH価格調整単価}$$

+ 別表(燃料費調整)7の卸市場価格調整単価 - 別表(燃料費調整)9の特別措置の燃料費調整単価

(4) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各HH価格、各平均為替レート算定期間の平均為替レートおよび各平均市場価格算定期間の燃料費調整単価算定用平均市場価格によって算定された燃料費調整単価は、各算定期間および各HH価格に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

イ 各平均燃料価格算定期間、各HH価格、各平均為替レート算定期間およ

び各平均市場価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、ロおよびハの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間・ 平均為替レート算定期間	HH価格	平均市場価格 算定期間	燃料費調整単価適用期間
2026年5月1日から 2026年5月31日までの 期間	2026年5月	2026年5月21日から 2026年6月20日までの 期間	2026年7月の検針日から 2026年8月の検針日の前日 までの期間
2026年6月1日から 2026年6月30日までの 期間	2026年6月	2026年6月21日から 2026年7月20日までの 期間	2026年8月の検針日から 2026年9月の検針日の前日 までの期間
2026年7月1日から 2026年7月31日までの 期間	2026年7月	2026年7月21日から 2026年8月20日までの 期間	2026年9月の検針日から 2026年10月の検針日の前日 までの期間

ロ 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、ハの場合を除き、各算定期間および各HH価格に対応する燃料費調整単価適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。

ハ 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各算定期間および各HH価格に対応する燃料費調整単価適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

(5) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(3)によって算定された燃料費調整単価の絶対値を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	9 銭 2 厘
-------------	---------

3 HH 価格調整単価

HH 価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、HH 価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{HH 価格調整単価} = \left(\frac{\text{別表 (燃料費調整) 4 の基準HH単価}}{\text{基準HH単価}} \times \frac{\text{HH 価格}}{2.867} + \frac{\text{別表 (燃料費調整) 5 の基準輸送関連単価}}{\text{基準輸送関連単価}} \right) \times \frac{\text{平均為替レート}}{147.60} - \frac{\text{別表 (燃料費調整) 6 の基準HH・輸送関連単価}}{\text{基準HH・輸送関連単価}}$$

4 基準HH単価

基準HH単価は、HH 価格が 2.867 ドル変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	23 銭 6 厘
-------------	----------

5 基準輸送関連単価

基準輸送関連単価は、平均為替レートが 147.60 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	45 銭 8 厘
-------------	----------

6 基準HH・輸送関連単価

基準HH・輸送関連単価は、別表（燃料費調整）4 の基準HH単価および別表（燃料費調整）5 の基準輸送関連単価の合計値といたします。

7 卸市場価格調整単価

卸市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、卸市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{卸市場価格調整単価} = (\text{燃料費調整単価算定用平均市場価格} - 12\text{円}16\text{銭}) \times \text{別表(燃料費調整) 8の調整係数}$$

8 調整係数

調整係数は、上限値をこえない範囲で、年度ごとに、燃料費調整単価適用期間ごとに定めるものとし、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

なお、上限値は次のとおりといたします。

上限値	0.500
-----	-------

9 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026 年 7 月の検針日から 2026 年 8 月の検針日の前日 までの期間および 2026 年 9 月の検針日から 2026 年 10 月の検針日の前日までの期 間	2026 年 8 月の検針日から 2026 年 9 月の検針日の前日 までの期間
1 キロワット 時につき	1 円 80 銭	2 円 30 銭

10 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、別表（燃料費調整）1(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格、当該月のHH価格、各平均為替レート算定期間の平均為替レート、別表（燃料費調整）1(2)の各平均市場価格算定期間における燃料費調整単価算定用平均市場価格および別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(添付書類)

電気事業法施行規則第28条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第28条第1号)

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

(電気事業法施行規則第28条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法施行規則第28条第1号)

最終保障供給約款以外の供給条件による
最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による 最終保障供給を必要とする理由

当社は、2026年5月25日の高市内閣総理大臣記者会見において中東情勢への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、電気最終保障供給約款に基づき算定される2026年8月分および2026年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を、2026年9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき2.3円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第20条第2項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

以 上

(電気事業法施行規則第28条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

		2026年 8月分 および10月分	2026年 9月分
1キロワット 時につき	高圧で供給を受け る場合	1円80銭	2円30銭

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第 20 条第 2 項の規定にもとづき申請を行なった最終保障供給特例承認申請書（2026 年 7 月の検針日から 2026 年 10 月の検針日の前日までの期間実施）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第 36 条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表（燃料費調整）2 に定める基準単価、別表（燃料費調整）4 に定める基準 HH 単価および別表 2（燃料費調整）5 に定める基準輸送関連単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 4 位で、別表（燃料費調整）9 に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 3 位で四捨五入しております。

(1) 別表（燃料費調整）2 に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
1 キロワット時につき 高圧で供給を受ける場合	0.092	0.008

(2) 別表（燃料費調整）4 に定める基準 HH 単価

区分および単位	基準 HH 単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
1 キロワット時につき 高圧で供給を受ける場合	0.236	0.021

(3) 別表（燃料費調整）5に定める基準輸送関連単価

区分および単位	基準輸送関連単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
1キロワット時につき 高圧で供給を受ける場合	0.458	0.042

(4) 別表（燃料費調整）9に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
1キロワット時につき 高圧で供給を受ける場合		
2026年7月の検針日から2026年8月の 検針日の前日までの期間および2026年 9月の検針日から2026年10月の検針日 の前日までの期間	1.80	0.16
2026年8月の検針日から2026年9月の 検針日の前日までの期間	2.30	0.21

最終保障供給特例承認申請書

経 企 第 1 号

2026年6月2日

経済産業大臣 赤澤 亮正 殿

富山市牛島町 15 番 1 号
北陸電力送配電株式会社
代表取締役社長 棚田 一也

電気事業法第 20 条第 2 項ただし書の規定により，次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2026 年 7 月 1 日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

別紙

最終保障供給約款以外の供給条件の内容

1 適用範囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（2025年3月14日届出。以下「最終保障供給約款」といい、最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

適用期間は、2026年8月1日から2026年10月31日までといたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、最終保障供給約款 15(最終保障電力A) (4)、最終保障供給約款 16(最終保障電力B) (4)もしくは最終保障供給約款 17(最終保障予備電力) (3)の電力量料金において、燃料費調整額を差し引くことまたは加えることをいいます。

なお、最終保障供給約款別表 3（市場価格調整）(2)に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における、最終保障供給約款 15(最終保障電力A) (4)、最終保障供給約款 16(最終保障電力B) (4)もしくは最終保障供給約款 17(最終保障予備電力) (3)の電力量料金は、最終保障供給約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1 (2)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表（燃料費調整） 1 (3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1 (2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表（燃料費調整） 1 (3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

別 表(燃料費調整)

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0415$$

$$\beta = 0.0745$$

$$\gamma = 1.2499$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が79,800円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (79,800\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{1,000}$$

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が79,800円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 79,800\text{円}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 基準燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2026年3月1日から 2026年5月31日までの期間	2026年8月1日から2026年8月31日 までの期間
2026年4月1日から 2026年6月30日までの期間	2026年9月1日から2026年9月30日 までの期間
2026年5月1日から 2026年7月31日までの期間	2026年10月1日から2026年10月31日 までの期間

ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が79,800円を下回る場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 + (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が79,800円の場合

燃料費調整単価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が79,800円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価 - 基準燃料費調整単価

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が79,800円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 - (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年8月1日から 2026年8月31日までの 期間	2026年9月1日から 2026年9月30日までの 期間	2026年10月1日から 2026年10月31日までの 期間
1キロワット時 につき	1円80銭	2円30銭	1円80銭

(3) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	15銭7厘
------------	-------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

別添

電気事業法施行規則第28条の規定に基づく添付書類

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は、2026年5月25日の高市内閣総理大臣記者会見において中東情勢への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、電気最終保障供給約款に基づき算定される2026年8月分および2026年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を、2026年9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき2.3円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第20条第2項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があると認め、承認を申請する次第であります。

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

	2026年8月1日から 2026年8月31日まで の期間	2026年9月1日から 2026年9月30日まで の期間	2026年10月1日から 2026年10月31日まで の期間
1キロワット時 につき	1円80銭	2円30銭	1円80銭

以上

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
(最終保障供給約款以外の供給条件)

当社は、このたび、電気事業法第20条第2項ただし書の規定により申請を行った最終保障供給特例承認申請書（電気・ガス料金支援に係る電気料金の特別措置）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表（燃料費調整）1(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で四捨五入し、別表（燃料費調整）2に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表（燃料費調整）1(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分 および 単位	2026年8月1日から 2026年8月31日までの 期間		2026年9月1日から 2026年9月30日までの 期間		2026年10月1日から 2026年10月31日までの 期間	
	特別措置 の燃料費 調整単価	消費税等相当額	特別措置 の燃料費 調整単価	消費税等相当額	特別措置 の燃料費 調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
1キロワット時 につき	1.80	0.16	2.30	0.21	1.80	0.16

(2) 別表（燃料費調整）2に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
1キロワット時につき	0.157	0.014

最終保障供給特例承認申請書

2026年6月2日

関西電力送配電株式会社

最終保障供給特例承認申請書

関送企発 第3号

2026年6月2日

経済産業大臣 赤澤 亮正 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力送配電株式会社
代表取締役社長 白銀 隆之

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2026年7月1日 実施期間：別紙に記載のとおりであります。

別 紙

最終保障供給約款以外の供給条件の内容

1 適 用 範 囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（2025年3月14日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適 用 期 間

- (1) 適用期間は、(2)および(3)の場合を除き、2026年7月の検針日から2026年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(3)の場合を除き、適用期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (3) 高圧で電気の供給を受ける場合で契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、適用期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月初日といたします。

3 燃 料 費 調 整

燃料費調整とは、最終保障供給約款 16（最終保障電力）(1)ハ、(2)ハまたは最終保障供給約款 17（最終保障予備電力）(1)ハ、(2)ハの電力量料金におい

て、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

なお、最終保障供給約款別表 2（市場価格調整）(2)に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における、最終保障供給約款 16（最終保障電力）(1)ハ、(2)ハまたは最終保障供給約款 17（最終保障予備電力）(1)ハ、(2)ハの電力量料金は、最終保障供給約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0045$$

$$\beta = 0.1974$$

$$\gamma = 1.0532$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 47,000 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (47,000 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表（燃料費調整） 2 の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 47,000 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 47,000 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表（燃料費調整） 2 の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b および c の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2026年3月1日から 2026年5月31日までの期間	2026年7月の検針日から 2026年8月の検針日の前日までの 期間
2026年4月1日から 2026年6月30日までの期間	2026年8月の検針日から 2026年9月の検針日の前日までの 期間
2026年5月1日から 2026年7月31日までの期間	2026年9月の検針日から 2026年10月の検針日の前日までの 期間

b 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、cの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。

c 高圧で電気の供給を受ける場合で契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう各月の検針日は、その月の翌月初日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が47,000円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 47,000 円の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{ホ})\text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 47,000 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

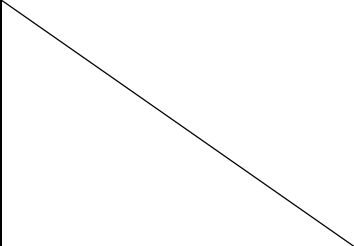
$$\text{燃料費調整単価} = (\text{ホ})\text{に定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 47,000 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} - (\text{ホ})\text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026 年 7 月の検針日から 2026 年 8 月の検針日の前日までの期間および 2026 年 9 月の検針日から 2026 年 10 月の検針日の前日までの期間	2026 年 8 月の検針日から 2026 年 9 月の検針日の前日までの期間
1 キロワット時につき	1 円 80 銭	2 円 30 銭

(3) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	10銭6厘
------------	-------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、別表（燃料費調整）1(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および別表（燃料費調整）1(2)によって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

電気事業法施行規則第 28 条の規定に 基づく添付書類

- 1 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給
を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

関西電力送配電株式会社

- 1 最終保障供給約款以外の供給条件による
最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による 最終保障供給を必要とする理由

当社は、2026年5月25日の高市内閣総理大臣記者会見において中東情勢への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、電気最終保障供給約款に基づき算定される2026年8月分および2026年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含みます。）を、2026年9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき2.3円（消費税等相当額を含みます。）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第20条第2項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

以 上

2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

		2026年8月分・ 10月分	2026年9月分
1キロワット時 につき	高圧で供給を受け る場合	1円 80銭	2円 30銭

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第20条第2項ただし書の規定にもとづき申請を行なった最終保障供給特例承認申請書（2026年7月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間実施。）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、別表（燃料費調整）1(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表（燃料費調整）2に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表（燃料費調整）1(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
1キロワット時につき	円 銭	円 銭
2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	1.80	0.16
2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間	2.30	0.21

(2) 別表（燃料費調整）2に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
1キロワット時につき	円 銭厘 0.106	円 銭厘 0.010

最終保障供給特例承認申請書

2026年6月2日

中国電力ネットワーク株式会社

最終保障供給特例承認申請書

企 託 サ 第 7 号
2026 年 6 月 2 日

経済産業大臣

赤澤 亮正 殿

広島市中区小町4番33号
中国電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 長谷川 宏之

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料 金 そ の 他 の 供 給 条 件	別紙に記載のとおりであります。
実 施 期 日 及 び 実 施 期 間	実施期日：2026年7月1日 実施期間：別紙に記載のとおりであります。

別 紙

最終保障供給約款以外の供給条件の内容

1 適用範囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（2025年3月14日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)および(3)の場合を除き、2026年7月の検針日から2026年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(3)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (3) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、最終保障供給約款16（最終保障電力A）(3)、最終保障供給約款17（最終保障電力B）(3)または最終保障供給約款18（最終保障予備電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

なお、最終保障供給約款別表5（スポット市場価格調整）(2)に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

4 料金

2（適用期間）に定める適用期間における、最終保障供給約款16（最終保障電力A）(3)、最終保障供給約款17（最終保障電力B）(3)または最終保障供給約款18（最終保障予備電力）(3)の電力量料金は、最終保障供給約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表1（燃料費調整額の算定）(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表1（燃料費調整額の算定）(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 その他

その他の事項については、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

別 表

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0406$$

$$\beta = 0.0982$$

$$\gamma = 1.2015$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が41,900円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (41,900 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が41,900円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 41,900 \text{円}) \times \frac{\text{別表2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、bおよびcの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2026年3月1日から 2026年5月31日までの期間	2026年7月の検針日から 2026年8月の検針日の前日までの期間
2026年4月1日から 2026年6月30日までの期間	2026年8月の検針日から 2026年9月の検針日の前日までの期間
2026年5月1日から 2026年7月31日までの期間	2026年9月の検針日から 2026年10月の検針日の前日までの期間

- b 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、cの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。
- c 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。
- ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価
- (イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が41,900円を下回る場合
燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価＋(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価
- (ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が41,900円の場合
燃料費調整単価＝(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価
- (ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が41,900円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合
燃料費調整単価＝(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価－基準燃料費調整単価
- (ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が41,900円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合
燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価－(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価
- (ホ) 特別措置の燃料費調整単価
特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年7月の検針日から 2026年8月の検針日の前日までの期間および 2026年9月の検針日から 2026年10月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から 2026年9月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	1円80銭	2円30銭

(3) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	17 銭 7 厘
------------	----------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、別表1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および別表1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

以 上

電気事業法施行規則第 28 条の 規定に基づく添付書類

- 1 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

- 1 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は、2026年5月25日の高市内閣総理大臣記者会見において中東情勢への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、電気最終保障供給約款に基づき算定される2026年8月分および2026年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を、2026年9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき2.3円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第20条第2項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があると認め、承認を申請する次第であります。

以 上

2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

		2026年8月分 および10月分	2026年9月分
1キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	1円80銭	2円30銭

以上

2026年6月2日
中国電力ネットワーク株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
(最終保障供給約款以外の供給条件)

当社は、このたび、電気事業法第20条第2項ただし書の規定にもとづき申請を行なった最終保障供給約款以外の供給条件において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表2（基準単価）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表1 (燃料費調整額の算定) (2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
2 (適用期間) に定める適用期間のうち 2026 年 7 月の検針日から 2026 年 8 月の検針日の前日までの期間 および 2026 年 9 月の検針日から 2026 年 10 月の検針日の前日までの期間 1 キロワット時につき 高圧で供給を受ける場合	1.80	0.16
2 (適用期間) に定める適用期間のうち 2026 年 8 月の検針日から 2026 年 9 月の検針日の前日までの期間 1 キロワット時につき 高圧で供給を受ける場合	2.30	0.21

(2) 別表2 (基準単価) に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
1 キロワット時につき 高圧で供給を受ける場合	0.177	0.016

最終保障供給特例承認申請書

令和8年6月2日

四国電力送配電株式会社

最終保障供給特例承認申請書

ネ 計 発 第 1 号
令和 8 年 6 月 2 日

経済産業大臣 赤澤 亮正 殿

高松市丸の内 2 番 5 号
四国電力送配電株式会社
代表取締役社長 社長執行役員 高畑 浩二

電気事業法第 20 条第 2 項ただし書の規定により, 次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：令和 8 年 7 月 1 日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（令和7年3月14日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)および(3)の場合を除き、令和8年7月の検針日から令和8年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(3)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (3) 検針日が毎月1日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、最終保障供給約款 16（最終保障電力A）(3)、最終保障供給約款 17（最終保障電力B）(3)または最終保障供給約款 18（最終保障予備電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

なお、最終保障供給約款別表 2（市場価格調整）(2)に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における，最終保障供給約款 16（最終保障電力 A）（3），最終保障供給約款 17（最終保障電力 B）（3）または最終保障供給約款 18（最終保障予備電力）（3）の電力量料金は，最終保障供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1（2）ロ（イ），（ロ）または（ハ）により算定される場合は，別表（燃料費調整） 1（3）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1（2）ロ（ニ）により算定される場合は，別表（燃料費調整） 1（3）によって算定された燃料費調整額を加えるものいたします。

5 そ の 他

その他の事項については，最終保障供給約款に定めるところによるものいたします。

別表（燃料費調整）

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0845$$

$$\beta = 0.0699$$

$$\gamma = 1.1962$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (80,300\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{1,000}$$

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,300\text{円}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{1,000}$$

(n) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b およびcの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和8年3月1日から 令和8年5月31日までの期間	令和8年7月の検針日から 令和8年8月の検針日の前日までの期間
令和8年4月1日から 令和8年6月30日までの期間	令和8年8月の検針日から 令和8年9月の検針日の前日までの期間
令和8年5月1日から 令和8年7月31日までの期間	令和8年9月の検針日から 令和8年10月の検針日の前日までの期間

b 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、cの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。

c 検針日が毎月1日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} +$$

(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

- (ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円の場合
 燃料費調整単価＝(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価
- (ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合
 燃料費調整単価＝(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価－
 基準燃料費調整単価
- (ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合
 燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価－
 (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価
- (ホ) 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和8年7月の検針日から令和8年8月の検針日の前日までの期間および令和8年9月の検針日から令和8年10月の検針日の前日までの期間	令和8年8月の検針日から令和8年9月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	1円80銭	2円30銭

(3) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	15銭4厘
------------	-------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

電気事業法施行規則第 28 条の規定に基づく添付書類

- 1 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

- 1 最終保障供給約款以外の供給条件による
最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による 最終保障供給を必要とする理由

当社は、令和8年5月25日の高市内閣総理大臣記者会見において中東情勢への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、電気最終保障供給約款に基づき算定される令和8年8月分および令和8年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を、令和8年9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき2.3円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第20条第2項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

		令和8年8月分 および10月分	令和8年 9月分
1キロワット時につき	高圧で供給を 受ける場合	1円80銭	2円30銭

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第 20 条第 2 項ただし書の規定にもとづき申請を行なった最終保障供給特例承認申請書（令和 8 年 7 月の検針日から令和 8 年 10 月の検針日の前日までの期間実施）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第 36 条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、別表（燃料費調整）1（2）ロ（ホ）に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 3 位で、別表（燃料費調整）2 に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 4 位で四捨五入しております。

- (1) 別表（燃料費調整）1（2）ロ（ホ）に定める令和 8 年 7 月の検針日から令和 8 年 8 月の検針日の前日までの期間および令和 8 年 9 月の検針日から令和 8 年 10 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
1 キロワット時につき	円 銭 1.80	円 銭 0.16

- (2) 別表（燃料費調整）1（2）ロ（ホ）に定める令和 8 年 8 月の検針日から令和 8 年 9 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
1 キロワット時につき	円 銭 2.30	円 銭 0.21

- (3) 別表（燃料費調整）2 に定める基準単価

区分および単位	基 準 単 価	消費税等相当額
1 キロワット時につき	円 銭 厘 0.154	円 銭 厘 0.014

最終保障供給特例承認申請書

契託制第1号
2026年6月2日

経済産業大臣 赤澤 亮正 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力送配電株式会社
代表取締役社長 今村 弘

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により，次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	2026年7月1日から2026年10月末日

最終保障供給約款以外の供給条件の内容

1 適用範囲

この電気最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（2025年4月1日実施。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)および(3)の場合を除き、令和8年7月の検針日から令和8年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(3)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (3) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（これらのお客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、最終保障供給約款における15（最終保障電力A）(4)、16（最終保障電力B）(4)または17（最終保障予備電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

なお、最終保障供給約款別表5（単純平均市場価格調整）(2)に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調

整単価によらず，最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間の最終保障供給約款における15（最終保障電力A）(4)，16（最終保障電力B）(4)または17（最終保障予備電力）(3)の電力量料金は，最終保障供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(イ)，(ロ)または(ハ)により算定される場合は，別表1（燃料費調整額の算定）(3)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ニ)により算定される場合は，別表1（燃料費調整額の算定）(3)によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については，最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

別 表 燃 料 費 調 整

別表 燃料費調整

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0028$$

$$\beta = 0.1819$$

$$\gamma = 1.0863$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、次の算式によって算定された値とい

たします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (46,100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 46,100\text{円}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 基準燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用する燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b および c の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和 8 年 3 月 1 日から 令和 8 年 5 月 31 日までの期間	令和 8 年 7 月の検針日から 令和 8 年 8 月の検針日の前日 までの期間
令和 8 年 4 月 1 日から 令和 8 年 6 月 30 日までの期間	令和 8 年 8 月の検針日から 令和 8 年 9 月の検針日の前日 までの期間
令和 8 年 5 月 1 日から 令和 8 年 7 月 31 日までの期間	令和 8 年 9 月の検針日から 令和 8 年 10 月の検針日の前日 までの期間

b 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、c の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準

ずるものとしたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。

- c 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（これらのお客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものとしたします。この場合、aにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用する燃料費調整単価

- (イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{基準燃料費調整単価} +$$

(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

- (ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

- (ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価} -$$

基準燃料費調整単価

- (ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{基準燃料費調整単価} -$$

(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

- (ホ) 特別措置の燃料費調整単価

- a 令和8年7月の検針日から令和8年8月の検針日の前日までの期間および令和8年9月の検針日から令和8年10月の検針日の前日までの期間

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	1円80銭
------------	-------

- b 令和8年8月の検針日から令和8年9月の検針日の前日までの期間

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	2円30銭
------------	-------

(3) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	9銭8厘
------------	------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、別表1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および別表1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する

方法等によりお知らせいたします。

電気事業法施行規則第28条の規定に基づく添付書類

- 1 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

1 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は、令和8年5月25日の高市内閣総理大臣記者会見において中東情勢への対応として発表された内容にもとづく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、最終保障供給約款にもとづき算定される令和8年8月分および令和8年10月分の電気に適用する燃料費調整単価から、高圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含みます。）を、令和8年9月分の電気に適用する燃料費調整単価から、高圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき2.3円（消費税等相当額を含みます。）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第20条第2項ただし書きの規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

以 上

2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

(円)

		令和8年8月分および10月分	令和8年9月分
1キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	1.80	2.30

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、この度、電気事業法第20条第2項ただし書の規定に基づき承認にかかる申請を行なった電気最終保障供給約款以外の供給条件（令和8年7月の検針日から令和8年10月の検針日の前日までの期間に適用）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表2（基準単価）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
令和8年7月の検針日から令和8年8月の検針日の前日までの期間および令和8年9月の検針日から令和8年10月の検針日の前日までの期間 1キロワット時につき	1.80	0.16
令和8年8月の検針日から令和8年9月の検針日の前日までの期間 1キロワット時につき	2.30	0.21

(2) 別表2（基準単価）に定める基準単価

区分および単位	基 準 単 価	消費税等相当額
	円 銭 厘	円 銭 厘
1キロワット時につき	0.098	0.009

最終保障供給特例承認申請書

令和8年6月2日

沖縄電力株式会社

最終保障供給特例承認申請書

沖電送送企発第 14 号

令和 8 年 6 月 2 日

経済産業大臣 赤澤 亮正 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目 2 番 1 号

沖縄電力株式会社

代表取締役社長 横田 哲
社長執行役員

電気事業法第 20 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：令和 8 年 7 月 1 日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（沖電送送企発第9号令和8年1月13日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、令和8年7月の検針日から令和8年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、最終保障供給約款における15（最終保障電力A）(4)、16（最終保障電力B）(4)または17（最終保障予備電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間の最終保障供給約款における15（最終保障電力A）(4)、16（最終保障電力B）(4)または17（最終保障予備電力）(3)の電力量料金は、最終保障供給約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表1（燃料費調整額の算定）(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表1（燃料費調整額の算定）(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0065$$

$$\beta = 0.1632$$

$$\gamma = 1.1152$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{基準} \\ \text{燃料費調整単価} \end{array} = (81,500 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{2 の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を上回る場合

$$\begin{array}{l} \text{基準} \\ \text{燃料費調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 81,500 \text{ 円}) \times \frac{\text{2 の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和 8 年 3 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日までの期間	令和 8 年 7 月の検針日から令和 8 年 8 月の検針日の前日までの期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までの期間	令和 8 年 8 月の検針日から令和 8 年 9 月の検針日の前日までの期間
令和 8 年 5 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日までの期間	令和 8 年 9 月の検針日から令和 8 年 10 月の検針日の前日までの期間

b 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、計量日といたします。

ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を下回る場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 + (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円の場合

燃料費調整単価 = (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価 = (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価 - 基準燃料費調整単価

(ニ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 - (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和8年7月の検針日から令和8年8月の検針日の前日までの期間および令和8年9月の検針日から令和8年10月の検針日の前日までの期間	令和8年8月の検針日から令和8年9月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	1円80銭	2円30銭

(3) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	26銭3厘
------------	-------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

電気事業法施行規則第 28 条の規定に基づく添付書類

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

最終保障供給約款以外の供給条件による
最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は、令和8年5月25日の高市内閣総理大臣記者会見において中東情勢への対応として発表された内容にもとづく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、最終保障供給約款にもとづき算定される令和8年8月分および令和8年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を、令和8年9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき2.3円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第20条第2項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

以 上

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

		令和8年8月分 および10月分	令和8年9月分
1キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	1円80銭	2円30銭

以上

令和 8 年 6 月 2 日
沖縄電力株式会社

**消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
(最終保障供給約款以外の供給条件)**

当社は、このたび電気事業法第20条第2項ただし書の規定にもとづき申請を行なった最終保障供給約款以外の供給条件（令和8年7月の検針日から令和8年10月の検針日の前日までの期間適用）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表2（基準単価）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表 1 (燃料費調整額の算定) (2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
a 令和 8 年 7 月の検針日から令和 8 年 8 月の検針日の前日までの期間および令和 8 年 9 月の検針日から令和 8 年 10 月の検針日の前日までの期間 1 キロワット時につき	円 1.80	円 0.16
b 令和 8 年 9 月の検針日から令和 8 年 10 月の検針日の前日までの期間 1 キロワット時につき	2.30	0.21

(2) 別表 2 (基準単価) に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
1 キロワット時につき	円 0.263	円 0.024

以 上

経済産業省

20260602資第9号
令和8年6月4日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

離島等供給約款以外の供給条件の承認について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第8号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第21条第2項ただし書に規定する離島等供給約款以外の供給条件の承認について、貴委員会の意見を求めます。

離島等供給特例承認申請書

令和8年6月2日

北海道電力ネットワーク株式会社

離島等供給特例承認申請書

北 ネ 企 第 6 号
令和 8 年 6 月 2 日

経済産業大臣 赤 澤 亮 正 殿

札幌市中央区大通東 1 丁目 2 番地
北海道電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 細 野 一 広

電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定により，次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：令和 8 年 7 月 1 日 実施期間：別紙に記載のとおりであります。

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（令和7年9月3日届出。以下「離島約款〔低圧〕」）といえます。ただし、当該離島約款〔低圧〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔低圧〕をいいます。）または離島等供給約款〔高圧用〕（令和7年9月3日届出。以下「離島約款〔高圧〕」）といえます。ただし、当該離島約款〔高圧〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔高圧〕をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

(1) 低圧で供給を受ける場合

令和8年8月の料金に係る計量期間等から令和8年10月の料金に係る計量期間等までといたします。

(2) 高圧で供給を受ける場合

令和8年8月1日から令和8年10月31日までといたします。

3 燃料費調整

離島約款〔低圧〕の燃料費調整とは、離島約款〔低圧〕15（定額電灯）(4)もしくは離島約款〔低圧〕20（公衆街路灯）(1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧〕16（従量電灯）(1)ニ、離島約款〔低圧〕19（臨時電灯）(1)ハ、離島約款〔低圧〕22（臨時電力）(3)イもしくは離島約款〔低圧〕附則6（深夜電力Aおよび深夜電力Bのお客さまについての特別措置）(1)ホの料金または離島約款〔低圧〕16（従量電灯）(2)ニ、離島約款〔低圧〕16（従量電灯）(3)ホ、離島約款〔低圧〕17（時間帯別電灯〔ドリーム8〕）(4)、離島約款〔低圧〕18（3時間帯別電灯〔eタイム3〕）(4)、離島約款〔低圧〕19（臨時電灯）(2)ハ、離島約款〔低圧〕19（臨時電灯）(3)ロ、離島約款〔低圧〕20（公衆街路灯）(2)ニ、離島約款〔低圧〕21（低圧電力）(5)、離島約款〔低圧〕22（臨時電力）(3)ロ、離島約款〔低圧〕23（農事用電力）(3)、離島約款〔低圧〕24

(融雪用電力A〔ホットタイム19〕)(4), 離島約款〔低圧〕25(融雪用電力B〔ホットタイム22〕)(4), 離島約款〔低圧〕26(融雪用電力C〔ホットタイム19エコ〕)(4), 離島約款〔低圧〕27(融雪用電力D〔ホットタイム22エコ〕)(4), 離島約款〔低圧〕28(融雪用電力L〔ホットタイム22ロング〕)(4), 離島約款〔低圧〕附則3(深夜電力Dのお客さまについての特別措置)(2), 離島約款〔低圧〕附則6(深夜電力Aおよび深夜電力Bのお客さまについての特別措置)(2)もしくは離島約款〔低圧〕附則7(深夜電力Cのお客さまについての特別措置)(4)の電力量料金において燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

離島約款〔高圧〕の燃料費調整とは、離島約款〔高圧〕別表2(燃料費等調整)(1)ロにもとづき燃料費調整額, 加重平均市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって燃料費等調整額を算定する場合において, 燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

離島約款〔低圧〕において, 2(適用期間)に定める適用期間における, 離島約款〔低圧〕15(定額電灯)(4)もしくは離島約款〔低圧〕20(公衆街路灯)(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金, 離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(1)ニ, 離島約款〔低圧〕19(臨時電灯)(1)ハ, 離島約款〔低圧〕22(臨時電力)(3)イもしくは離島約款〔低圧〕附則6(深夜電力Aおよび深夜電力Bのお客さまについての特別措置)(1)ホの料金または離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(2)ニ, 離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(3)ホ, 離島約款〔低圧〕17(時間帯別電灯〔ドリーム8〕)(4), 離島約款〔低圧〕18(3時間帯別電灯〔eタイム3〕)(4), 離島約款〔低圧〕19(臨時電灯)(2)ハ, 離島約款〔低圧〕19(臨時電灯)(3)ロ, 離島約款〔低圧〕20(公衆街路灯)(2)ニ, 離島約款〔低圧〕21(低圧電力)(5), 離島約款〔低圧〕22(臨時電力)(3)ロ, 離島約款〔低圧〕23(農事用電力)(3), 離島約款〔低圧〕24(融雪用電力A〔ホットタイム19〕)(4), 離島約款〔低圧〕25(融雪用電力B〔ホットタイム22〕)(4), 離島約款〔低圧〕26(融雪用電力C〔ホットタイム19エコ〕)(4), 離島約款〔低圧〕27(融雪用電力D〔ホットタイム22エコ〕)(4), 離島約款〔低圧〕28(融雪用電力L〔ホットタイム22ロング〕)(4), 離島約款〔低圧〕附則3(深夜電力Dのお客さまについての特別措置)(2), 離島約款〔低圧〕附則6(深夜電力Aおよび深夜電力Bのお客さまについての特別措置)(2)もしくは離島約款

[低圧] 附則7 (深夜電力Cのお客さまについての特別措置) (4)の電力量料金は、離島約款 [低圧] に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1 (2)ロ (イ) a, b または c により算定される場合は、別表 (燃料費調整) 1 (3) によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1 (2)ロ (イ) d により算定される場合は、別表 (燃料費調整) 1 (3) によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 燃料費等調整

離島約款 [高圧] において、2 (適用期間) に定める適用期間における燃料費等調整額は、離島約款 [高圧] 別表2 (燃料費等調整) (2) に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1 (2)ロ (ロ) a, b または c により算定される場合は、別表 (燃料費調整) 1 (3) によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1 (2)ロ (ロ) d により算定される場合は、別表 (燃料費調整) 1 (3) によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

6 そ の 他

その他の事項については、離島約款 [低圧] または離島約款 [高圧] に定めるところによるものといたします。

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

イ 低圧で供給を受ける場合

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1874$$

$$\beta = 0.0899$$

$$\gamma = 1.0036$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 高圧で供給を受ける場合

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1946$$

$$\beta = 0.0827$$

$$\gamma = 1.0081$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 低圧で供給を受ける場合

(a) 定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，低圧電力，臨時電力または農事用電力の場合

i 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (80,800 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{の基準単価}}{1,000}$$

ii 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を上回り、かつ、121,200円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,800 \text{円}) \times \frac{2 \text{の基準単価}}{1,000}$$

iii 1キロリットル当たりの平均燃料価格が121,200円を上回る場合

平均燃料価格は、121,200円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (121,200 \text{円} - 80,800 \text{円}) \times \frac{2 \text{の基準単価}}{1,000}$$

(b) (a)以外の場合

i 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (80,800 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{の基準単価}}{1,000}$$

- ii 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,800 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- b 高圧で供給を受ける場合

- (a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 51,400 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (51,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 51,400 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 51,400 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (ρ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 低圧で供給を受ける場合

各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和8年3月1日から 令和8年5月31日までの期間	令和8年8月の料金に係る計量 期間等
令和8年4月1日から 令和8年6月30日までの期間	令和8年9月の料金に係る計量 期間等
令和8年5月1日から 令和8年7月31日までの期間	令和8年10月の料金に係る計量 期間等

- b 高圧で供給を受ける場合

各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和8年3月1日から 令和8年5月31日までの期間	令和8年8月1日から 令和8年8月31日までの期間
令和8年4月1日から 令和8年6月30日までの期間	令和8年9月1日から 令和8年9月30日までの期間
令和8年5月1日から 令和8年7月31日までの期間	令和8年10月1日から 令和8年10月31日までの期間

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる
燃料費調整単価

(イ) 低圧で供給を受ける場合

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 +
e に定める特別措置の燃料費調整単価

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円の場合

燃料費調整単価 = e に定める特別措置の燃料費調整単価

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回り、かつ、
基準燃料費調整単価が、e に定める特別措置の燃料費調整単価
を下回る場合

燃料費調整単価 = e に定める特別措置の燃料費調整単価 -
基準燃料費調整単価

d 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回り、かつ、
基準燃料費調整単価が、e に定める特別措置の燃料費調整単価
以上となる場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 -
e に定める特別措置の燃料費調整単価

e 特別措置の燃料費調整単価

(a) 定額制供給の場合

i 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		令和8年8月の料金に係る計量期間等および令和8年10月の料金に係る計量期間等	令和8年9月の料金に係る計量期間等
電 灯	10ワットまでの1灯につき	13円59銭	17円48銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27円19銭	34円96銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54円38銭	69円91銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81円56銭	104円87銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135円94銭	174円78銭
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	67円97銭	87円39銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	40円60銭	52円20銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	81円21銭	104円41銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	40円60銭	52円20銭

ii 臨時電灯A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	令和8年8月の料金に係る計量期間等および令和8年10月の料金に係る計量期間等	令和8年9月の料金に係る計量期間等
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1円10銭	1円41銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2円19銭	2円82銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2円19銭	2円82銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	21円91銭	28円17銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	21円91銭	28円17銭

iii 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和8年8月の料金に係る計量期間等および令和8年10月の料金に係る計量期間等	令和8年9月の料金に係る計量期間等
契約電力1キロワット1日につき	23円03銭	29円61銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11円52銭	14円81銭

iv 深夜電力A

特別措置の燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといたします。

	令和8年8月の料金に係る計量期間等および令和8年10月の料金に係る計量期間等	令和8年9月の料金に係る計量期間等
1契約につき	350円00銭	450円00銭

(b) 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和8年8月の料金に係る計量期間等および令和8年10月の料金に係る計量期間等	令和8年9月の料金に係る計量期間等
1キロワット時につき	3円50銭	4円50銭

(ロ) 高圧で供給を受ける場合

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が51,400円を下回る場合

燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価＋
eに定める特別措置の燃料費調整単価

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 51,400 円の場合

燃料費調整単価 = e に定める特別措置の燃料費調整単価

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 51,400 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、e に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価 = e に定める特別措置の燃料費調整単価 -
基準燃料費調整単価

d 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 51,400 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、e に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 -
e に定める特別措置の燃料費調整単価

e 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和8年8月1日から令和8年8月31日までの期間 および令和8年10月1日から令和8年10月31日までの期間	令和8年9月1日から令和8年9月30日までの期間
1キロワット時につき	1円80銭	2円30銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A、臨時電力および深夜電力A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	67銭1厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円34銭2厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2円68銭3厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4円02銭5厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6円70銭8厘
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	3円35銭4厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円00銭3厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4円00銭7厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	2円00銭3厘

ロ 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、1日に

つき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	5 銭 4 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	1 0 銭 8 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	1 0 銭 8 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 0 8 銭 1 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 0 8 銭 1 厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 1 3 銭 6 厘
---------------------	---------------

ニ 深夜電力 A

基準単価は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	1 7 円 2 7 銭 0 厘
---------	-----------------

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	1 7 銭 3 厘
	高圧で供給を受ける場合	1 8 銭 8 厘

3 燃料費調整単価等のお知らせ

(1) 低圧で供給を受ける場合

当社は、別表（燃料費調整）1 (1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および別表（燃料費調整）1 (2)によって算定された燃料費調整単価を，電磁的方法等によりお知らせいたします。

(2) 高圧で供給を受ける場合

当社は、別表（燃料費調整）1 (1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および別表（燃料費調整）1 (2)によって算定された燃料費調整単価，加重平均市場価格調整単価ならびに離島ユニバーサルサービス調整単価によって算定した燃料費等調整単価を，電磁的方法等によりお知らせいたします。

(添付書類)

電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第32条第1号)

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

(電気事業法施行規則第32条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法施行規則第32条第1号)

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、令和8年5月25日の高市内閣総理大臣記者会見において中東情勢への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、離島等供給約款に基づき算定される令和8年8月分および令和8年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を、令和8年9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき4.5円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき2.3円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

以 上

(電気事業法施行規則第32条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○高圧で供給を受ける場合

	令和8年8月1日～令和8年8月31日および令和8年10月1日～令和8年10月31日	令和8年9月1日～令和8年9月30日
1キロワット時につき	1円 80銭	2円 30銭

○低圧で供給を受ける場合で従量制供給のとき

	令和8年8月の料金に係る計量期間等および令和8年10月の料金に係る計量期間等	令和8年9月の料金に係る計量期間等
	(a)	(b)
1キロワット時につき	3円 50銭	4円 50銭

○定額制供給の場合

区分および単位	みなし kWh (※1)	令和8年8月の料金に 係る計量期間等および 令和8年10月の料金に 係る計量期間等 (※2)	令和8年9月の料金に係 る計量期間等 (※2)
	(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯および公衆街路灯A			
電灯料金			
10Wまでの1灯につき	3.884	13円 59銭	17円 48銭
10Wをこえ20Wまでの1灯につき	7.768	27円 19銭	34円 96銭
20Wをこえ40Wまでの1灯につき	15.536	54円 38銭	69円 91銭
40Wをこえ60Wまでの1灯につき	23.304	81円 56銭	104円 87銭
60Wをこえ100Wまでの1灯につき	38.840	135円 94銭	174円 78銭
100Wをこえる1灯につき50Wまでごとに	19.420	67円 97銭	87円 39銭
小型機器料金			
50VAまでの1機器につき	11.601	40円 60銭	52円 20銭
50VAをこえ100VAまでの1機器につき	23.202	81円 21銭	104円 41銭
100VAをこえる1機器につき50VAまで ごとに	11.601	40円 60銭	52円 20銭
臨時電灯A			
1日につき			
総容量が50VAまでの場合	0.313	1円 10銭	1円 41銭
総容量が50VAをこえ100VAまでの場合	0.626	2円 19銭	2円 82銭
総容量が100VAをこえ500VAまでの場合	0.626	2円 19銭	2円 82銭
100VAまでごとに			
総容量が500VAをこえ1kVAまでの場合	6.260	21円 91銭	28円 17銭
総容量が1kVAをこえ3kVAまでの場合	6.260	21円 91銭	28円 17銭
1kVAまでごとに			
臨時電力			
契約電力1kW1日につき	6.579	23円 03銭	29円 61銭
契約電力0.5kWの場合1日につき	-	(※3) 11円 52銭	(※3) 14円 81銭
深夜電力A			
1契約につき	100.000	350円 00銭	450円 00銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1kWの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第21条第2項ただし書きの規定に基づき申請を行なった離島等供給特例承認申請書（令和8年8月の料金に係る計量期間等から令和8年10月の料金に係る計量期間等までの期間実施）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき、消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ) e および(ロ) e に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表（燃料費調整）2に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ) e に定める特別措置の燃料費調整単価

イ 令和8年8月の料金に係る計量期間等および令和8年10月の料金に係る計量期間等

(イ) 定額制供給の場合

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	13.59	1.24
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27.19	2.47
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54.38	4.94
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81.56	7.41
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135.94	12.36
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	67.97	6.18
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	40.60	3.69
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	81.21	7.38
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	40.60	3.69

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1.10	0.10
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2.19	0.20
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2.19	0.20
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	21.91	1.99
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	21.91	1.99
臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	23.03	2.09
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11.52	1.05
深夜電力 A		
1 契約につき	350.00	31.82

(ロ) 従量制供給の場合

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
1キロワット時につき	3.50	0.32

□ 令和8年9月の料金に係る計量期間等

(イ) 定額制供給の場合

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	17.48	1.59
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	34.96	3.18
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	69.91	6.36
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	104.87	9.53
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	174.78	15.89
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	87.39	7.94
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	52.20	4.75
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	104.41	9.49
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	52.20	4.75
臨時電灯 A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1.41	0.13
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2.82	0.26
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2.82	0.26
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	28.17	2.56
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	28.17	2.56
臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	29.61	2.69
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	14.81	1.35
深夜電力 A		
1契約につき	450.00	40.91

(ロ) 従量制供給の場合

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
1 キロワット時につき	4.50	0.41

(2) 別表（燃料費調整） 1 (2) ロ (ロ) e に定める特別措置の燃料費調整単価

イ 令和8年8月1日から令和8年8月31日までの期間および令和8年10月1日から令和8年10月31日までの期間

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
1 キロワット時につき	1.80	0.16

ロ 令和8年9月1日から令和8年9月30日までの期間

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
1 キロワット時につき	2.30	0.21

(3) 別表（燃料費調整）2に定める基準単価

イ 定額制供給の場合

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
定額制供給の場合		
定額電灯および公衆街路灯A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.671	0.061
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.342	0.122
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2.683	0.244
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4.025	0.366
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6.708	0.610
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	3.354	0.305
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	2.003	0.182
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4.007	0.364
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	2.003	0.182
臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.054	0.005
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.108	0.010
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.108	0.010
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1.081	0.098
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1.081	0.098
臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.136	0.103
深夜電力A		
1契約につき	17.270	1.570

□ 従量制供給の場合

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
1 キロワット時につき		
低圧で供給を受ける場合	0.173	0.016
高圧で供給を受ける場合	0.188	0.017

離島等供給特例承認申請書

(電気・ガス料金支援に係る電気料金の特別措置)

2026年6月2日

東北電力ネットワーク株式会社

離島等供給特例承認申請書

東北電NWNWS企第2号
2026年6月2日

経済産業大臣 赤澤 亮正 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号
東北電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 高野 広充

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2026年7月1日 実施期間：別紙に記載のとおりであります。

別 紙

離島等供給約款以外の供給条件の内容

1 適用範囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（2025年3月14日届出。以下「低圧離島約款」といいます。ただし、当該低圧離島約款が届出により変更された場合は、変更後のものをいいます。）または離島等供給約款〔高圧・特別高圧用〕（2026年3月5日届出。以下「高圧・特別高圧離島約款」といいます。ただし、当該高圧・特別高圧離島約款が届出により変更された場合は、変更後のものをいいます。）にもとづき低圧または高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)、(3)および(4)の場合を除き、2026年7月の検針日から2026年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、低圧離島約款の臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(4)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (4) 検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃料費調整

低圧離島約款の燃料費調整とは、低圧離島約款15（定額電灯）(4)もしくは低圧離島約款20（公衆街路灯）(1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、低圧離島約款16（従量電灯）(1)ニ、低圧離島約款19（臨時電灯）(1)ハ、低圧離島約款24（臨時電力）(3)イもしくは低圧離島約款25（農事用電力）(2)ハによって算定された金額、低圧離島約款26（深夜電力）(1)ホにおける1契約についての金額、または低圧離島約款16（従量電灯）(2)ニもしくは(3)ホ、低圧離島約款17（時間帯別電灯）(1)ホもしくは(2)ホ、低圧離島約款18（季節別高負荷率電灯）(4)、低圧離島約款19（臨時電灯）(2)ハもしくは(3)ロ、低圧離島約款20（公衆街路灯）(2)ニ、低圧離島約款21（低圧高稼動契約）(5)、低圧離島約款22（低圧電力）(5)、低圧離島約款23（低圧季節別時間帯別電力）(4)、低圧離島

約款24（臨時電力）(3)ロ，低圧離島約款25（農事用電力）(1)ハ，低圧離島約款26（深夜電力）(2)ニ，低圧離島約款27（融雪用電力）(1)へもしくは(2)ニ，低圧離島約款附則4（深夜電力Cのお客さまについての特別措置）(4)，低圧離島約款附則5（時間帯別電灯Sのお客さまについての特別措置）(5)もしくは低圧離島約款附則6（ピークシフト季節別時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）(5)の電力量料金において，燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

高圧・特別高圧離島約款の燃料費調整とは，高圧・特別高圧離島約款別表3（燃料費等調整）(1)にもとづき燃料費調整額，市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって燃料費等調整額を算定する場合において，燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

低圧離島約款において，2（適用期間）に定める適用期間における，低圧離島約款 15（定額電灯）(4)もしくは低圧離島約款 20（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金，低圧離島約款 16（従量電灯）(1)ニ，低圧離島約款 19（臨時電灯）(1)ハ，低圧離島約款 24（臨時電力）(3)イもしくは低圧離島約款 25（農事用電力）(2)ハによって算定された金額，低圧離島約款 26（深夜電力）(1)ホにおける1契約についての金額，または低圧離島約款 16（従量電灯）(2)ニもしくは(3)ホ，低圧離島約款 17（時間帯別電灯）(1)ホもしくは(2)ホ，低圧離島約款 18（季節別高負荷率電灯）(4)，低圧離島約款 19（臨時電灯）(2)ハもしくは(3)ロ，低圧離島約款 20（公衆街路灯）(2)ニ，低圧離島約款 21（低圧高稼動契約）(5)，低圧離島約款 22（低圧電力）(5)，低圧離島約款 23（低圧季節別時間帯別電力）(4)，低圧離島約款 24（臨時電力）(3)ロ，低圧離島約款 25（農事用電力）(1)ハ，低圧離島約款 26（深夜電力）(2)ニ，低圧離島約款 27（融雪用電力）(1)へもしくは(2)ニ，低圧離島約款附則 4（深夜電力Cのお客さまについての特別措置）(4)，低圧離島約款附則 5（時間帯別電灯Sのお客さまについての特別措置）(5)もしくは低圧離島約款附則 6（ピークシフト季節別時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）(5)の電力量料金は，低圧離島約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ) a， b または c により算定される場合は，別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ) d により算定される場合は，別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 燃料費等調整

高圧・特別高圧離島約款において，2（適用期間）に定める適用期間における燃料費等調整額は，高圧・特別高圧離島約款別表 3（燃料費等調整）(2)に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(ロ) a， b または c により算定される場合は，別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(ロ) d により算定される場合は，

別表(燃料費調整)1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

6 そ の 他

その他の事項については、低圧離島約款または高圧・特別高圧離島約款に定めるところによるものといたします。

別表（燃料費調整）

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

イ 低圧で供給を受ける場合

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0259$$

$$\beta = 0.2563$$

$$\gamma = 0.8915$$

ロ 高圧で供給を受ける場合

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0202$$

$$\beta = 0.2699$$

$$\gamma = 0.8714$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 低圧で供給を受ける場合

(a) 低圧離島約款 15（定額電灯）、低圧離島約款 16（従量電灯）、低圧離島約款 19（臨時電灯）、低圧離島約款 20（公衆街路灯）、低圧離島約款 22（低圧電力）、低圧離島約款 24（臨時電力）または低圧離島約款 25（農事用電力）の

場合

i 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (83,500\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表(燃料費調整)2の基準単価}}{1,000}$$

ii 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を上回り、かつ、125,300 円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 83,500\text{円}) \times \frac{\text{別表(燃料費調整)2の基準単価}}{1,000}$$

iii 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 125,300 円を上回る場合
平均燃料価格は、125,300 円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (125,300\text{円} - 83,500\text{円}) \times \frac{\text{別表(燃料費調整)2の基準単価}}{1,000}$$

(b) (a)以外の場合

i 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (83,500\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表(燃料費調整)2の基準単価}}{1,000}$$

ii 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 83,500\text{円}) \times \frac{\text{別表(燃料費調整)2の基準単価}}{1,000}$$

b 高圧で供給を受ける場合

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 39,300 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (39,300\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表(燃料費調整)2の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 39,300 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 39,300\text{円}) \times \frac{\text{別表(燃料費調整)2の基準単価}}{1,000}$$

(㍑) 基準燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、b、cおよびdの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2026年3月1日から 2026年5月31日までの期間	2026年7月の検針日から 2026年8月の検針日の前日までの期間
2026年4月1日から 2026年6月30日までの期間	2026年8月の検針日から 2026年9月の検針日の前日までの期間
2026年5月1日から 2026年7月31日までの期間	2026年9月の検針日から 2026年10月の検針日の前日までの期間

- b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aという検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、aという検針日は、応当日といたします。
- c 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、dの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aという検針日は、計量日といたします。
- d 検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aという各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。
- ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価
- (イ) 低圧で供給を受ける場合
- a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が83,500円を下回る場合
- $$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + e \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$
- b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が83,500円の場合
- $$\text{燃料費調整単価} = e \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$
- c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が83,500円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、eに定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合
- $$\text{燃料費調整単価} = e \text{に定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$
- d 1キロリットル当たりの平均燃料価格が83,500円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、eに定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 - e に定める特別措置の燃料費調整単価

e 特別措置の燃料費調整単価

(a) 定額制供給の場合

i 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	13円59銭	17円48銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27円19銭	34円96銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54円38銭	69円91銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81円56銭	104円87銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135円94銭	174円78銭
	100ワットをこえる1灯につき 100ワットまでごとに	135円94銭	174円78銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	40円60銭	52円20銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	81円21銭	104円41銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき 100ボルトアンペアまでごとに	81円21銭	104円41銭

ii 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、1日につき次のとおりといたします。

	2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1円10銭	1円41銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2円19銭	2円82銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2円19銭	2円82銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	21円91銭	28円17銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	21円91銭	28円17銭

iii 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

	2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	23円03銭	29円61銭

iv 農事用電力B（育苗温床用電力）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

	2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	41円45銭	53円29銭

v 深夜電力A

特別措置の燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといたします。

	2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
1契約につき	350円00銭	450円00銭

(b) 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	3円50銭	4円50銭

(p) 高圧で供給を受ける場合

- a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 39,300 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + e \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

- b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 39,300 円の場合

$$\text{燃料費調整単価} = e \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

- c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 39,300 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、eに定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価 = e に定める特別措置の燃料費調整単価 - 基準燃料費調整単価

d 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 39,300 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、e に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 - e に定める特別措置の燃料費調整単価

e 特別措置の燃料費調整単価

	2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	1円80銭	2円30銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯 A, 臨時電力, 農事用電力 B および深夜電力 A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	76銭5厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円52銭9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3円05銭9厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4円58銭8厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	7円64銭7厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	7円64銭7厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円28銭5厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4円56銭8厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	4円56銭8厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	6銭2厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	12銭3厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	12銭3厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円23銭3厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円23銭3厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円29銭6厘
-----------------	---------

ニ 農事用電力 B（育苗温床用電力）

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	2円33銭2厘
-----------------	---------

ホ 深夜電力A

基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	19円69銭0厘
--------	----------

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	19銭7厘
	高圧で供給を受ける場合	18銭3厘

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、別表（燃料費調整）1(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および別表（燃料費調整）1(2)によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、2026年5月25日の高市内閣総理大臣記者会見において中東情勢への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、離島等供給約款に基づき算定される2026年8月分および2026年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を、2026年9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき4.5円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき2.3円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要がある、承認を申請する次第であります。

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		2026年8月分 および10月分	2026年9月分
		(a)	(b)
1キロワット時に つき	低圧で供給を受ける場合	3円50銭	4円50銭
	高圧で供給を受ける場合	1円80銭	2円30銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	2026年8 月分および 10月分 (※2)	2026年9 月分 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯および 公衆街路灯A	電灯	10Wまで	1灯・ 1月	3.884	13円59銭	17円48銭
		10Wをこえ20Wまで		7.768	27円19銭	34円96銭
		20Wをこえ40Wまで		15.536	54円38銭	69円91銭
		40Wをこえ60Wまで		23.304	81円56銭	104円87銭
		60Wをこえ100Wまで		38.840	135円94銭	174円78銭
		100Wをこえ100Wまでごとに		38.840	135円94銭	174円78銭
	小型機器	50VAまで	1機器・ 1月	11.601	40円60銭	52円20銭
		50VAをこえ100VAまで		23.202	81円21銭	104円41銭
		100VAをこえ100VAまでごとに		23.202	81円21銭	104円41銭
臨時電灯A	総容量	50VAまで	1日	0.313	1円10銭	1円41銭
		50VAをこえ100VAまで		0.626	2円19銭	2円82銭
		100VAをこえ500VAまで 100VAまでごとに		0.626	2円19銭	2円82銭
		500VAをこえ1kVAまで		6.260	21円91銭	28円17銭
		1kVAをこえ3kVAまで 1kVAまでごとに		6.260	21円91銭	28円17銭
		臨時電力		1kWにつき	1日	6.579
農事用電力B(育苗 温床用電力)		1kWにつき	1日	11.842	41円45銭	53円29銭
深夜電力A		1契約	1月	100.000	350円00銭	450円00銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。
具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

以 上

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第21条第2項ただし書の規定にもとづき特例承認申請を行なった離島等供給約款以外の供給条件（2026年7月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間適用。以下「本供給条件」といいます。）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価をもとに料金を算定し請求することといたしました。

なお、本供給条件別表（燃料費調整）1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(イ)eおよび(ロ)eに定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表（燃料費調整）2（基準単価）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

- 1 2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間

本供給条件別表（燃料費調整）1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(イ)eおよび(ロ)eに定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
定額電灯および公衆街路灯A		
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	13.59	1.24
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27.19	2.47
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54.38	4.94
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81.56	7.41
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135.94	12.36
100ワットをこえる1灯につき100ワットまで ごとに	135.94	12.36
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	40.60	3.69
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまで の1機器につき	81.21	7.38
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100 ボルトアンペアまでごとに	81.21	7.38
臨時電灯A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1.10	0.10
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルト アンペアまでの場合	2.19	0.20
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルト アンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2.19	0.20

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	21.91	1.99
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	21.91	1.99
臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	23.03	2.09
農事用電力 B		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	41.45	3.77
深夜電力 A		
1 契約につき	350.00	31.82
従量制供給の場合		
低圧で供給を受ける場合		
1 キロワット時につき	3.50	0.32
高圧で供給を受ける場合		
1 キロワット時につき	1.80	0.16

2 2026 年 8 月の検針日から 2026 年 9 月の検針日の前日までの期間

本供給条件別表（燃料費調整）1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(イ) e および(ロ) e に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯料金		
10 ワットまでの 1 灯につき	17.48	1.59
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	34.96	3.18
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	69.91	6.36
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	104.87	9.53
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	174.78	15.89
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	174.78	15.89
小型機器料金		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	52.20	4.75
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	104.41	9.49
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	104.41	9.49
臨時電灯 A		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	1.41	0.13
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	2.82	0.26
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	2.82	0.26

総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	28.17	2.56
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	28.17	2.56
臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	29.61	2.69
農事用電力 B		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	53.29	4.84
深夜電力 A		
1 契約につき	450.00	40.91
従量制供給の場合		
低圧で供給を受ける場合		
1 キロワット時につき	4.50	0.41
高圧で供給を受ける場合		
1 キロワット時につき	2.30	0.21

3 本供給条件別表（燃料費調整）2（基準単価）に定める基準単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯料金		
10 ワットまでの 1 灯につき	0.765	0.070
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1.529	0.139
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	3.059	0.278
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	4.588	0.417
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	7.647	0.695
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまで ごとに	7.647	0.695
小型機器料金		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2.285	0.208
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまで の 1 機器につき	4.568	0.415
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	4.568	0.415
臨時電灯 A		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	0.062	0.006
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルト アンペアまでの場合	0.123	0.011
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルト アンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	0.123	0.011
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルト アンペアまでの場合	1.233	0.112
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルト アンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1.233	0.112
臨時電力		

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
契約電力1キロワット1日につき	円 1.296	円 0.118
農事用電力B 契約電力1キロワット1日につき	2.332	0.212
深夜電力A 1契約につき	19.690	1.790
従量制供給の場合 低圧で供給を受ける場合 1キロワット時につき	0.197	0.018
高圧で供給を受ける場合 1キロワット時につき	0.183	0.017

離島等供給特例承認申請書

令和8年6月2日

東京電力パワーグリッド株式会社

離島等供給特例承認申請書

経料発 8 第 1 号

令和 8 年 6 月 2 日

経済産業大臣 赤澤 亮正 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力パワーグリッド株式会社

代表取締役社長 金子 禎則

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：令和8年7月1日 実施期間：別紙に記載のとおりであります。

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（令和8年3月13日届出。以下「離島約款〔低圧用〕」）といいますが、当該離島約款〔低圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔低圧用〕をいいます。）または離島等供給約款〔高圧用〕（令和8年3月13日届出。以下「離島約款〔高圧用〕」）といいますが、当該離島約款〔高圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔高圧用〕をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)の場合を除き、令和8年8月の料金に係る計量期間等の始期から令和8年10月の料金に係る計量期間等の終期までといたします。
- (2) 高圧で電気の供給を受ける場合で、検針日が毎月初日のお客さまについては、令和8年8月1日から令和8年10月31日までといたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、離島約款〔低圧用〕15（定額電灯）(4)もしくは離島約款〔低圧用〕20（公衆街路灯）(1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）(1)ニ、離島約款〔低圧用〕19（臨時電灯）(1)ハもしくは離島約款〔低圧用〕23（臨時電力）(3)イの料金または離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）(2)ニ、離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）(3)ホ、離島約款〔低圧用〕17（季節別時間帯別電灯）(5)、離島約款〔低圧用〕18（ピーク抑制型季節別時間帯別電灯）(5)、離島約款〔低圧用〕19（臨時電灯）(2)ハ、離島約款〔低圧用〕19（臨時電灯）(3)ロ、離島約款〔低圧用〕20（公衆街路灯）(2)ニ、離島約款〔低圧用〕21（低圧高負荷契

約) (5), 離島約款 [低圧用] 22 (低圧電力) (5), 離島約款 [低圧用] 23 (臨時電力) (3)ロ, 離島約款 [低圧用] 24 (農事用電力) (3), 離島約款 [低圧用] 附則3 (時間帯別電灯のお客さまについての特別措置) (1)ホ, 離島約款 [低圧用] 附則3 (時間帯別電灯のお客さまについての特別措置) (2)ホもしくは離島約款 [低圧用] 附則5 (深夜電力Bのお客さまについての特別措置) (4)の電力量料金において, 燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 燃料費等調整

燃料費等調整とは, 離島約款 [高圧用] 15 (業務用季節別時間帯別電力) (5), 離島約款 [高圧用] 16 (高圧季節別時間帯別電力) (1)ニ, 離島約款 [高圧用] 16 (高圧季節別時間帯別電力) (2)ホ, 離島約款 [高圧用] 17 (業務用電力) (5), 離島約款 [高圧用] 18 (高圧電力) (1)ニ, 離島約款 [高圧用] 18 (高圧電力) (2)ホ, 離島約款 [高圧用] 19 (ベーシックプラン) (5), 離島約款 [高圧用] 20 (臨時電力) (3), 離島約款 [高圧用] 21 (農事用電力) (3), 離島約款 [高圧用] 22 (自家発補給電力) (1)ハ, 離島約款 [高圧用] 22 (自家発補給電力) (2)ハもしくは離島約款 [高圧用] 23 (予備電力) (3)の電力量料金において, 燃料費等調整額を加えることをいいます。

5 料 金

(1) 2 (適用期間) に定める適用期間における, 離島約款 [低圧用] 15 (定額電灯) (4)もしくは離島約款 [低圧用] 20 (公衆街路灯) (1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金, 離島約款 [低圧用] 16 (従量電灯) (1)ニ, 離島約款 [低圧用] 19 (臨時電灯) (1)ハもしくは離島約款 [低圧用] 23 (臨時電力) (3)イの料金または離島約款 [低圧用] 16 (従量電灯) (2)ニ, 離島約款 [低圧用] 16 (従量電灯) (3)ホ, 離島約款 [低圧用] 17 (季節別時間帯別電灯) (5), 離島約款 [低圧用] 18 (ピーク抑制型季節別時間帯別電灯) (5), 離島約款 [低圧用] 19 (臨時電灯) (2)ハ, 離島約款 [低圧用] 19 (臨時電灯) (3)ロ, 離島約款 [低圧用] 20 (公衆街路

灯) (2)ニ, 離島約款 [低圧用] 21 (低圧高負荷契約) (5), 離島約款 [低圧用] 22 (低圧電力) (5), 離島約款 [低圧用] 23 (臨時電力) (3)ロ, 離島約款 [低圧用] 24 (農事用電力) (3), 離島約款 [低圧用] 附則 3 (時間帯別電灯のお客さまについての特別措置) (1)ホ, 離島約款 [低圧用] 附則 3 (時間帯別電灯のお客さまについての特別措置) (2)ホもしくは離島約款 [低圧用] 附則 5 (深夜電力Bのお客さまについての特別措置) (4)の電力量料金は, 離島約款 [低圧用] に定める燃料費調整によらず, 燃料費調整単価が別表 I (燃料費調整) 1 (2)ロ(イ), (ロ)または(ハ)により算定される場合は, 別表 I (燃料費調整) 1 (3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし, 燃料費調整単価が別表 I (燃料費調整) 1 (2)ロ(ニ)により算定される場合は, 別表 I (燃料費調整) 1 (3)によって算定された燃料費調整額を加えるものいたします。

(2) 2 (適用期間) に定める適用期間における, 離島約款 [高圧用] 15 (業務用季節別時間帯別電力) (5), 離島約款 [高圧用] 16 (高圧季節別時間帯別電力) (1)ニ, 離島約款 [高圧用] 16 (高圧季節別時間帯別電力) (2)ホ, 離島約款 [高圧用] 17 (業務用電力) (5), 離島約款 [高圧用] 18 (高圧電力) (1)ニ, 離島約款 [高圧用] 18 (高圧電力) (2)ホ, 離島約款 [高圧用] 19 (ベーシックプラン) (5), 離島約款 [高圧用] 20 (臨時電力) (3), 離島約款 [高圧用] 21 (農事用電力) (3), 離島約款 [高圧用] 22 (自家発補給電力) (1)ハ, 離島約款 [高圧用] 22 (自家発補給電力) (2)ハもしくは離島約款 [高圧用] 23 (予備電力) (3)の電力量料金は, 離島約款 [高圧用] に定める燃料費等調整によらず, 別表 II (燃料費等調整) 1 (4)によって算定された燃料費等調整額を加えるものいたします。

6 そ の 他

その他の事項については, 離島約款 [低圧用] および離島約款 [高圧用] に定めるところによるものいたします。

別表 I (燃料費調整)

別表 I

別表 I (燃料費調整)

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格の単位は、100円とし、その端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0048$$

$$\beta = 0.3827$$

$$\gamma = 0.6584$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに a または b の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，低圧電力，臨時電力または農事用電力の場合

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (86,100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表 I (燃料費調整) 2 の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回り、かつ、129,200円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 86,100\text{円}) \times \frac{\text{別表 I (燃料費調整) 2 の基準単価}}{1,000}$$

(c) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が129,200円を上回る場合

平均燃料価格は、129,200円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (129,200\text{円} - 86,100\text{円}) \times \frac{\text{別表 I (燃料費調整) 2 の基準単価}}{1,000}$$

b a以外の低圧で供給を受ける場合

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (86,100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表 I (燃料費調整) 2 の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 86,100\text{円}) \times \frac{\text{別表 I (燃料費調整) 2 の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定

に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和8年3月1日から 令和8年5月31日までの期間	令和8年8月の料金に係る計量期間等
令和8年4月1日から 令和8年6月30日までの期間	令和8年9月の料金に係る計量期間等
令和8年5月1日から 令和8年7月31日までの期間	令和8年10月の料金に係る計量期間等

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合

燃 料 費
調 整 単 価 = 基準燃料費調整単価 + (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円の場合

燃 料 費
調 整 単 価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃 料 費
調 整 単 価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価 - 基準燃料費調整単価

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃 料 費
調 整 単 価 = 基準燃料費調整単価 - (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		令和8年8月の料金に係る計量期間等および令和8年10月の料金に係る計量期間等	令和8年9月の料金に係る計量期間等
電 灯	10ワットまでの1灯につき	13円59銭	17円48銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27円19銭	34円96銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54円38銭	69円91銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81円56銭	104円87銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135円94銭	174円78銭
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	135円94銭	174円78銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	40円60銭	52円20銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	81円21銭	104円41銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	81円21銭	104円41銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	令和8年8月の料金に係る計量期間等および令和8年10月の料金に係る計量期間等	令和8年9月の料金に係る計量期間等
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1円10銭	1円41銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2円19銭	2円82銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2円19銭	2円82銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	21円91銭	28円17銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでごとに	21円91銭	28円17銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和8年8月の料金に係る計量期間等および令和8年10月の料金に係る計量期間等	令和8年9月の料金に係る計量期間等
契約電力1キロワット1日につき	23円03銭	29円61銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11円52銭	14円81銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和8年8月の料金に係る計量期間等および令和8年10月の料金に係る計量期間等	令和8年9月の料金に係る計量期間等
1キロワット時につき	3円50銭	4円50銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(1) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯 Aおよび臨時電力

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	71銭0厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円41銭8厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2円83銭7厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4円25銭5厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	7円09銭2厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	7円09銭2厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円11銭9厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4円23銭7厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	4円23銭7厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	5銭7厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	11銭4厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	11銭4厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円14銭3厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円14銭3厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円20銭1厘
-----------------	---------

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	18銭3厘
------------	-------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、別表 I（燃調費調整）1（1）の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および別表 I（燃料費調整）1（2）によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

別表Ⅱ（燃料費等調整）

別表Ⅱ

別表Ⅱ（燃料費等調整）

1 燃料費等調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格の単位は、100円とし、その端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1173$$

$$\beta = 0.0643$$

$$\gamma = 1.1607$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 平均市場価格

1キロワット時当たりの平均市場価格は、翌日取引を行なうための卸電力取引市場における各平均市場価格算定期間のスポット市場価格の合計を、各平均市場価格算定期間における商品の数により除した額といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1

位で四捨五入いたします。

(3) 燃料費等調整単価

イ 基準となる燃料費等調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費等調整単価（以下「基準燃料費等調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費等調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\begin{aligned} \text{基準燃料費等調整単価} &= (\text{平均燃料価格} - 35,600\text{円}) \times \frac{\text{別表Ⅱ (燃料費等調整) 2の基準燃料単価}}{1,000} \\ &\quad + (\text{平均市場価格} - 11\text{円}60\text{銭}) \times \text{別表Ⅱ (燃料費等調整) 3の基準市場単価} \end{aligned}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された基準燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する基準燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費等調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間および各平均市場価格算定期間に対応する基準燃料費等調整単価適用期間は、b の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	基準燃料費等調整単価適用期間
令和 8 年 5 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日までの期間	令和 8 年 5 月 21 日から令和 8 年 6 月 20 日までの期間	令和 8 年 8 月の料金に係る計量期間等
令和 8 年 6 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までの期間	令和 8 年 6 月 21 日から令和 8 年 7 月 20 日までの期間	令和 8 年 9 月の料金に係る計量期間等
令和 8 年 7 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日までの期間	令和 8 年 7 月 21 日から令和 8 年 8 月 20 日までの期間	令和 8 年 10 月の料金に係る計量期間等

b 高圧で電気の供給を受ける場合で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間および各平均市場価格算定期間に対応する基準燃料費等調整単価適用期間は、a にかかわらず、

次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	基準燃料費等調整単価適用期間
令和8年5月1日から令和8年5月31日までの期間	令和8年5月21日から令和8年6月20日までの期間	令和8年8月1日から令和8年8月31日までの期間
令和8年6月1日から令和8年6月30日までの期間	令和8年6月21日から令和8年7月20日までの期間	令和8年9月1日から令和8年9月30日までの期間
令和8年7月1日から令和8年7月31日までの期間	令和8年7月21日から令和8年8月20日までの期間	令和8年10月1日から令和8年10月31日までの期間

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費等調整単価

(イ) 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、次のとおりといたします。

燃料費等調整単価 = 基準燃料費等調整単価 - (ロ)に定める特別措置の燃料費等調整単価

(ロ) 特別措置の燃料費等調整単価

特別措置の燃料費等調整単価は、次のとおりといたします。

	令和8年8月の料金に係る計量期間等および令和8年10月の料金に係る計量期間等	令和8年9月の料金に係る計量期間等
1キロワット時につき	1円80銭	2円30銭

(4) 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に(3)によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定いたします。

2 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	14銭4厘
------------	-------

3 基準市場単価

基準市場単価は、平均市場価格が1円変動した場合の値とし、燃料費等調整単価適用期間ごとに定めます。

- (1) 各燃料費等調整単価適用期間に対応する基準市場単価は、(2)の場合を除き、次のとおりといたします。

	燃料費等調整単価適用期間	基準市場単価
1キロワット時につき	令和8年8月の料金に係る計量期間等	49銭2厘
	令和8年9月の料金に係る計量期間等	49銭2厘
	令和8年10月の料金に係る計量期間等	39銭7厘

- (2) 高圧で電気の供給を受ける場合で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各燃料費等調整単価適用期間に対応する基準市場単価は、(1)にかかわらず、次のとおりといたします。

	燃料費等調整単価適用期間	基準市場単価
1キロワット時につき	令和8年8月1日から令和8年8月31日までの期間	49銭2厘
	令和8年9月1日から令和8年9月30日までの期間	49銭2厘
	令和8年10月1日から令和8年10月31日までの期間	39銭7厘

4 燃料費等調整単価等のお知らせ

当社は、別表Ⅱ（燃料費等調整）1(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格、別表Ⅱ（燃料費等調整）1(2)の各平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの平均市場価格ならびに別表Ⅱ（燃料費等調整）1(3)によって算定された燃料費等調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

- 1 離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価および燃料費等調整単価の算出根拠

1 離島等供給約款以外の供給条件による
離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、令和8年5月25日の高市内閣総理大臣記者会見において中東情勢への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、離島等供給約款に基づき算定される令和8年8月分および令和8年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価または燃料費等調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を、令和8年9月分の電気に適用となる燃料費調整単価または燃料費等調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき4.5円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき2.3円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

2 特別措置の燃料費調整単価および 燃料費等調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価および燃料費等調整単価の算出根拠

1 特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		令和8年8月分および令和8年10月分	令和8年9月分
		(a)	(b)
1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	3円50銭	4円50銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	令和8年8月分および令和8年10月分 (※2)	令和8年9月分 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯および公衆街路灯A	電灯	10Wまで	1灯	3.884kWh	13円59銭	17円48銭
		20Wまで	1灯	7.768kWh	27円19銭	34円96銭
		40Wまで	1灯	15.536kWh	54円38銭	69円91銭
		60Wまで	1灯	23.304kWh	81円56銭	104円87銭
		100Wまで	1灯	38.840kWh	135円94銭	174円78銭
		100W超過 100Wまでごとに	1灯	38.840kWh	135円94銭	174円78銭
	小型機器	50VA までの機器	1機器	11.601kWh	40円60銭	52円20銭
		100VA までの機器	1機器	23.202kWh	81円21銭	104円41銭
		100VA 超過 100VA までごとに	1機器	23.202kWh	81円21銭	104円41銭

臨時電灯A	50VA まで1日につき	1 契約	0.313kWh	1 円 10 銭	1 円 41 銭
	100VA まで1日につき	1 契約	0.626kWh	2 円 19 銭	2 円 82 銭
	100VA 超過 500VA まで100VA まで ごとに1日につき	1 契約	0.626kWh	2 円 19 銭	2 円 82 銭
	500VA 超過 1 kVA まで1日につき	1 契約	6.260kWh	21 円 91 銭	28 円 17 銭
	1 kVA 超過 3 kVA まで1 kVA まで ごとに1日につき	1 契約	6.260kWh	21 円 91 銭	28 円 17 銭
臨時電力	1 kW 1 日につき	1 kW	6.579kWh	23 円 03 銭	29 円 61 銭
	0.5kW の場合1日 につき (※3)	1 契約	—	11 円 52 銭	14 円 81 銭

※1 みなしkWhは、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1kWの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

2 特別措置の燃料費等調整単価

		令和8年8月分および令和8年10月分	令和8年9月分
1キロワット時 につき	高圧で供給を受ける場合	1 円 80 銭	2 円 30 銭

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第21条第2項ただし書の規定に基づき申請を行った離島等供給特例承認申請書（令和8年8月の料金に係る計量期間等の始期から令和8年10月の料金に係る計量期間等の終期までの期間適用）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価および燃料費等調整単価を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、別表Ⅰ（燃料費調整）1（2）ロ（ホ）に定める特別措置の燃料費調整単価ならびに別表Ⅱ（燃料費等調整）1（3）ロ（ロ）に定める特別措置の燃料費等調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表Ⅰ（燃料費調整）2に定める基準単価、別表Ⅱ（燃料費等調整）2に定める基準燃料単価ならびに別表Ⅱ（燃料費等調整）3に定める基準市場単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

- (1) 別表 I (燃料費調整) 1(2)ロ(ホ)に定める令和 8 年 8 月の料金に係る計量期間等および令和 8 年 10 月の料金に係る計量期間等に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯		
10 ワットまでの 1 灯につき	13.59	1.24
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	27.19	2.47
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	54.38	4.94
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	81.56	7.41
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	135.94	12.36
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワット までごとに	135.94	12.36
小型機器		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	40.60	3.69
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペ アまでの 1 機器につき	81.21	7.38
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき		
100 ボルトアンペアまでごとに	81.21	7.38
(ロ) 臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	1.10	0.10
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボル トアンペアまでの場合	2.19	0.20
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボル トアンペアまでの場合 100 ボルトアンペア までごとに	2.19	0.20
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロ ボルトアンペアまでの場合	21.91	1.99
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キ ロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルト アンペアまでごとに	21.91	1.99

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	23.03	2.09
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11.52	1.05
ロ 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	3.50	0.32

(2) 別表I(燃料費調整)1(2)ロ(ホ)に定める令和8年9月の料金に係る計量期間等に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	17.48	1.59
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	34.96	3.18
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	69.91	6.36
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	104.87	9.53
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	174.78	15.89
100ワットをこえる1灯につき100ワット までごとに	174.78	15.89
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	52.20	4.75
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペ アまでの1機器につき	104.41	9.49
100ボルトアンペアをこえる1機器につき		
100ボルトアンペアまでごとに	104.41	9.49
(ロ) 臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1.41	0.13
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボル トアンペアまでの場合	2.82	0.26

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2.82	0.26
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	28.17	2.56
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	28.17	2.56
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	29.61	2.69
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	14.81	1.35
ロ 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	4.50	0.41

(3) 別表I (燃料費調整) 2に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.710	0.065
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.418	0.129
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2.837	0.258
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4.255	0.387
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	7.092	0.645
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	7.092	0.645
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	2.119	0.193
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4.237	0.385
100ボルトアンペアをこえる1機器につき		
100ボルトアンペアまでごとに	4.237	0.385

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
(ロ) 臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	0.057	0.005
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	0.114	0.010
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	0.114	0.010
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1.143	0.104
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでごとに	1.143	0.104
(ハ) 臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	1.201	0.109
ロ 従量制供給の場合		
1 キロワット時につき	0.183	0.017

(4) 別表Ⅱ（燃料費等調整）1（3）ロ（ロ）に定める令和 8 年 8 月の料金に係る計量期間等および令和 8 年 10 月の料金に係る計量期間等に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費等調整単価

単位	特別措置の燃料費等調整単価	消費税等相当額
	円	円
1 キロワット時につき	1.80	0.16

(5) 別表Ⅱ（燃料費等調整）1（3）ロ（ロ）に定める令和 8 年 9 月の料金に係る計量期間等に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費等調整単価

単位	特別措置の燃料費等調整単価	消費税等相当額
	円	円
1 キロワット時につき	2.30	0.21

(6) 別表Ⅱ（燃料費等調整）2に定める基準燃料単価

単位	基準燃料単価	消費税等相当額
	円	円
1キロワット時につき	0.144	0.013

(7) 別表Ⅱ（燃料費等調整）3に定める基準市場単価

単位	基準市場単価	消費税等相当額
	円	円
別表Ⅱ（燃料費等調整）3(1)により基準市場単価を定める場合		
1キロワット時につき		
令和8年8月の料金に係る計量期間等	0.492	0.045
令和8年9月の料金に係る計量期間等	0.492	0.045
令和8年10月の料金に係る計量期間等	0.397	0.036
別表Ⅱ（燃料費等調整）3(2)により基準市場単価を定める場合		
1キロワット時につき		
令和8年8月1日から令和8年8月31日までの期間	0.492	0.045
令和8年9月1日から令和8年9月30日までの期間	0.492	0.045
令和8年10月1日から令和8年10月31日までの期間	0.397	0.036

離島等供給特例承認申請書

経企第2号

2026年6月2日

経済産業大臣 赤澤 亮正 殿

富山市牛島町15番1号
北陸電力送配電株式会社
代表取締役社長 棚田 一也

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2026年7月1日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

離島等供給約款以外の供給条件の内容

1 適用範囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（2025年3月14日届出。以下「離島約款〔低圧〕」といい、当該離島約款〔低圧〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔低圧〕をいいます。）または離島等供給約款〔高圧用〕（2026年3月5日届出。以下「離島約款〔高圧〕」といい、当該離島約款〔高圧〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔高圧〕をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)、(3)および(4)の場合を除き、2026年7月の検針日から2026年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、離島約款〔低圧〕の臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(4)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (4) 離島約款〔高圧〕にもとづき電気の供給を受けるお客さまで、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃料費調整

- (1) 離島約款〔低圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合

燃料費調整とは、離島約款〔低圧〕15(定額電灯)(4)もしくは離島約款〔低圧〕20(公衆街路灯)(1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(1)ニ、離島約款〔低圧〕19(臨時電灯)(1)ハ、離島約款〔低圧〕24(臨時電力)(3)イもしくは離島約款〔低圧〕25(農事用電力)(2)ニ(イ)の料金または離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(2)ニ、離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(3)ホ、離島約款〔低圧〕17(時間帯別電灯)(5)、離島約款〔低圧〕18(高負荷率電灯)(5)、離島約款〔低圧〕19(臨時電灯)(2)ハ、離島約款〔低圧〕19(臨時電灯)(3)ロ、離島約款〔低圧〕20(公衆街路灯)(2)ニ、離島約款〔低圧〕22(低圧電力Ⅱ)(3)、離島約款〔低圧〕23(低圧季節別時間帯別電力)(4)、離島約款〔低圧〕26(ホワイトプラン電力[24時間通電型])(1)ニもしくは離島約款〔低圧〕26(ホワイトプラン電力[24時間通電型])(2)ニの電力量料金において、燃料費調整額を差し引くことまたは加えることをいいます。

(2) 離島約款〔高圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合

燃料費調整とは、離島約款〔高圧〕15(業務用電力)(5)、離島約款〔高圧〕16(業務用季節別時間帯別電力)(5)、離島約款〔高圧〕17(高圧電力)(1)ホ、離島約款〔高圧〕17(高圧電力)(2)ニ、離島約款〔高圧〕18(季節別時間帯別電力)(1)ホ、離島約款〔高圧〕18(季節別時間帯別電力)(2)ニ、離島約款〔高圧〕19(臨時電力)(3)、離島約款〔高圧〕20(自家発補給電力A)(3)、離島約款〔高圧〕21(自家発補給電力B)(3)もしくは離島約款〔高圧〕22(予備電力)(3)電力量料金において、燃料費等調整額を加えることをいいます。

4 料 金

(1) 離島約款〔低圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合

2(適用期間)に定める適用期間における、離島約款〔低圧〕15(定額電灯)(4)もしくは離島約款〔低圧〕20(公衆街路灯)(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(1)ニ、離島約款〔低圧〕19(臨時電灯)(1)ハ、離島約款〔低圧〕24(臨時電力)(3)イもしくは離島約款〔低圧〕25(農事用電力)(2)ニ(イ)の料金または離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(2)ニ、離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(3)ホ、離島約款〔低圧〕17(時間帯別電灯)(5)、離島約款〔低圧〕18(高負荷率電灯)(5)、離島約款〔低圧〕19(臨時電灯)(2)ハ、離島約款〔低圧〕19(臨時電灯)(3)ロ、離島約款〔低圧〕20(公衆街路灯)(2)ニ、離島約款〔低圧〕22(低圧電力Ⅱ)(3)、離島約款〔低圧〕23(低圧季節別時間帯別電力)(4)、離島約款〔低圧〕26(ホワイトプラン電力[24時間通電型])(1)ニもしくは離島約款〔低圧〕26(ホワイトプラン電力[24時間通電型])(2)ニの電力量料金は、離島約款〔低圧〕に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表1(燃料費調整額の算定)(4)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表1(燃料費調整額の算定)(5)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表1(燃料費調整額の算定)(4)ロ(ニ)により算定される場合は、別表1(燃料費調整額の算定)(5)によって算定された燃料費調整額を加えるものといえます。

(2) 離島約款〔高圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合

2(適用期間)に定める適用期間における、離島約款〔高圧〕15(業務用電力)(5)、離島約款〔高圧〕16(業務用季節別時間帯別電力)(5)、離島約款〔高圧〕17(高圧電力)(1)ホ、離島約款〔高圧〕17(高圧電力)(2)ニ、離島約款〔高圧〕18(季節別時間帯別電力)(1)ホ、離島約款〔高圧〕18(季節別時間帯別電力)(2)ニ、離島約款〔高圧〕19(臨時電力)(3)、離島約款〔高圧〕20(自家発補給電力A)(3)、離島約款〔高圧〕21(自家発補給電力B)(3)もしくは離島約款〔高圧〕22(予備電力)(3)の電力量料金は、離島約款〔高圧〕に定める燃料費等調整によらず、別表2(燃料費等調整額の算定)(6)によって算定された燃料費等調整額を加えるものといえます。

5 そ の 他

その他の事項については、離島約款〔低圧〕または離島約款〔高圧〕に定めるところによるものといえます。

別 表（燃料費等調整）

1 燃料費調整額の算定

離島約款〔低圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合の燃料費調整額は次のとおり算定いたします。

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0415$$

$$\beta = 0.0745$$

$$\gamma = 1.2499$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 基準燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの基準燃料価格は、79,800円といたします。

(3) 調整上限燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの調整上限燃料価格は、119,700円といたします。

(4) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力または農事用電力の場合

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(6)の基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回り、かつ、調整上限燃料価格以下の場合

$$\frac{\text{基準燃料費}}{\text{調整単価}} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(6)の基準単価}}{1,000}$$

- (c) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が調整上限燃料価格を上回る場合
平均燃料価格は、調整上限燃料価格といたします。

$$\frac{\text{基準燃料費}}{\text{調整単価}} = (\text{調整上限燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(6)の基準単価}}{1,000}$$

b a以外の場合

- (a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\frac{\text{基準燃料費}}{\text{調整単価}} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(6)の基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$\frac{\text{基準燃料費}}{\text{調整単価}} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(6)の基準単価}}{1,000}$$

(㊦) 基準燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、bおよびcの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2026年3月1日から 2026年5月31日までの期間	2026年7月の検針日から 2026年8月の検針日の前日までの期間
2026年4月1日から 2026年6月30日までの期間	2026年8月の検針日から 2026年9月の検針日の前日までの期間
2026年5月1日から 2026年7月31日までの期間	2026年9月の検針日から 2026年10月の検針日の前日までの期間

- b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、aにいう検針日は、応当日といたします。

- c 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、dの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費

調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。

ロ 2 (適用期間)に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 + (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格の場合

燃料費調整単価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価 - 基準燃料費調整単価

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 - (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		2026年7月の 検針日から 2026年8月の 検針日の前日 までの期間	2026年8月の 検針日から 2026年9月の 検針日の前日 までの期間	2026年9月の 検針日から 2026年10月の 検針日の前日 までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	13円59銭	17円48銭	13円59銭
	10ワットをこえ20ワット までの1灯につき	27円19銭	34円96銭	27円19銭
	20ワットをこえ40ワット までの1灯につき	54円38銭	69円91銭	54円38銭
	40ワットをこえ60ワット までの1灯につき	81円56銭	104円87銭	81円56銭
	60ワットをこえ100ワット までの1灯につき	135円94銭	174円78銭	135円94銭
	100ワットをこえる1灯につ き100ワットまでごとに	135円94銭	174円78銭	135円94銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの 1機器につき	40円60銭	52円20銭	40円60銭
	50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1機器につき	81円21銭	104円41銭	81円21銭
	100ボルトアンペアをこえる 1機器につき100ボルトアン ペアまでごとに	81円21銭	104円41銭	81円21銭

(b) 臨時電灯A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、1日につき次のとおりといたします。

	2026年7月の 検針日から 2026年8月の 検針日の前日 までの期間	2026年8月の 検針日から 2026年9月の 検針日の前日 までの期間	2026年9月の 検針日から 2026年10月の 検針日の前日 までの期間
総容量が50ボルトアンペアま での場合	1円10銭	1円41銭	1円10銭
総容量が50ボルトアンペアをこ え100ボルトアンペアまでの場合	2円19銭	2円82銭	2円19銭
総容量が100ボルトアンペアをこ え500ボルトアンペアまでの場合 100ボルトアンペアまでごとに	2円19銭	2円82銭	2円19銭
総容量が500ボルトアンペア をこえ1キロボルトアンペア までの場合	21円91銭	28円17銭	21円91銭
総容量が1キロボルトアンペア をこえ3キロボルトアンペアま での場合1キロボルトアンペアま でごとに	21円91銭	28円17銭	21円91銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年7月の 検針日から 2026年8月の 検針日の前日 までの期間	2026年8月の 検針日から 2026年9月の 検針日の前日 までの期間	2026年9月の 検針日から 2026年10月の 検針日の前日 までの期間
契約電力0.5キロワットの場合 1日につき	11円52銭	14円81銭	11円52銭
契約電力1キロワット1日につき	23円03銭	29円61銭	23円03銭

(d) 農事用電力B

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年7月の 検針日から 2026年8月の 検針日の前日 までの期間	2026年8月の 検針日から 2026年9月の 検針日の前日 までの期間	2026年9月の 検針日から 2026年10月の 検針日の前日 までの期間
契約電力0.5キロワットの場合 1日につき	20円73銭	26円65銭	20円73銭
契約電力1キロワット1日につき	41円45銭	53円29銭	41円45銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年7月の 検針日から 2026年8月の 検針日の前日 までの期間	2026年8月の 検針日から 2026年9月の 検針日の前日 までの期間	2026年9月の 検針日から 2026年10月の 検針日の前日 までの期間
1キロワット時につき	3円50銭	4円50銭	3円50銭

(5) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(4)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A, 臨時電力, 農事用電力B

燃料費調整額は、(4)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(4)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(4)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(4)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(6) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	64銭1厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円28銭2厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2円56銭3厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3円84銭6厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6円40銭9厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	6円40銭9厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1円91銭4厘
	50ボルトアンペアをこえ	3円82銭8厘
	100ボルトアンペアまでの1機器につき	
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき	3円82銭8厘
	100ボルトアンペアまでごとに	

(ロ) 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	5銭2厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの場合	10銭3厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ 500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	10銭3厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1キロボルトアンペアまでの場合	1円03銭3厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ	1円03銭3厘

3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	
--------------------------------	--

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	
-----------------	--

	1円08銭6厘
--	---------

(ニ) 農事用電力B

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	
-----------------	--

	1円95銭4厘
--	---------

ロ 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	
------------	--

	16銭5厘
--	-------

(7) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(4)によって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

2 燃料費等調整額の算定

離島約款〔高圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合の燃料費等調整額は、次のとおり算定いたします。

(1) 燃料費調整単価の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0415$$

$$\beta = 0.0745$$

$$\gamma = 1.2499$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	15銭7厘
------------	-------

ハ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 79,800 \text{円}) \times \frac{\text{ロの基準燃料単価}}{1,000}$$

(2) 市場価格調整単価の算定

イ 平均市場価格

1キロワット時当たりの平均市場価格は、各平均市場価格算定期間における6時から18時までの北陸エリアプライスの単純平均価格といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、少数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 基準市場単価

基準市場単価は、平均市場価格が1円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	14銭9厘
------------	-------

ハ 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロワット時当たりの平均市場価格が5円00銭を下回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 5\text{円}00\text{銭}) \times \text{ロの基準市場単価}$$

(ロ) 1キロワット時当たりの平均市場価格が29円00銭を上回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 29\text{円}00\text{銭}) \times \text{ロの基準市場単価}$$

(ハ) 1キロワット時当たりの平均市場価格が5円00銭以上、29円00銭以下の場合
市場価格調整単価は零といたします。

(3) 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年8月1日 から2026年8月 31日までの期間	2026年9月1日 から2026年9月 30日までの期間	2026年10月1日 から2026年10月 31日までの期間
1キロワット時につき	1円80銭	2円30銭	1円80銭

(4) 燃料費等調整単価の算定

燃料費等調整単価は、次の算式により算定した値といたします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価} - \text{特別措置の燃料費調整単価}$$

(5) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する次の燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
2026年3月1日から 2026年5月31日までの期間	2026年6月24日から 2026年7月23日までの期間	2026年8月1日から 2026年8月31日までの期間
2026年4月1日から 2026年6月30日までの期間	2026年7月24日から 2026年8月23日までの期間	2026年9月1日から 2026年9月30日までの期間
2026年5月1日から 2026年7月31日までの期間	2026年8月24日から 2026年9月23日までの期間	2026年10月1日から 2026年10月31日までの期間

(6) 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に(4)によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定いたします。

(7) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)によって算定した燃料費調整単価、(2)により算定した市場価格調整単価および(4)により算定した燃料費等調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

別 添

電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、2026年5月25日の高市内閣総理大臣記者会見において中東情勢への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、離島等供給約款に基づき算定される2026年8月分および2026年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を、2026年9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき4.5円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき2.3円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要があるため、承認を申請する次第であります。

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間	2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間
		(a)	(b)	(c)
1キロワット時につき	離島約款〔低圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合	3円50銭	4円50銭	3円50銭
	離島約款〔高圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合	1円80銭	2円30銭	1円80銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	2026年7月の 検針日から 2026年8月の 検針日の前日 までの期間 (※2)	2026年8月の 検針日から 2026年9月の 検針日の前日 までの期間 (※2)	2026年9月の 検針日から 2026年10月の 検針日の前日 までの期間 (※2)
				(d)	(a)*(d)	(b)*(d)	(c)*(d)
定額電灯 および 公衆街路灯A	電灯	10Wまで	1灯	3.884	13円59銭	17円48銭	13円59銭
		10Wをこえ 20Wまで	〃	7.768	27円19銭	34円96銭	27円19銭
		20Wをこえ 40Wまで	〃	15.536	54円38銭	69円91銭	54円38銭
		40Wをこえ 60Wまで	〃	23.304	81円56銭	104円87銭	81円56銭
		60Wをこえ 100Wまで	〃	38.840	135円94銭	174円78銭	135円94銭
		100Wをこえる 100Wまで ごとに	〃	38.840	135円94銭	174円78銭	135円94銭
		小型 機器	50VAまで	1機器	11.601	40円60銭	52円20銭
	50VAをこえ 100VAまで		〃	23.202	81円21銭	104円41銭	81円21銭
	100VAをこえる 100VAまで ごとに		〃	23.202	81円21銭	104円41銭	81円21銭

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	2026年7月の 検針日から 2026年8月の 検針日の前日 までの期間 (※2)	2026年8月の 検針日から 2026年9月の 検針日の前日 までの期間 (※2)	2026年9月の 検針日から 2026年10月の 検針日の前日 までの期間 (※2)
				(d)	(a)*(d)	(b)*(d)	(c)*(d)
臨時電灯A		総容量が50VAまでの場合 1日につき	1契約	0.313	1円10銭	1円41銭	1円10銭
		総容量が50VAをこえ100VAまでの場合 1日につき	〃	0.626	2円19銭	2円82銭	2円19銭
		総容量が100VAをこえ500VAまでの場合 100VAまで ごとに1日 につき	〃	0.626	2円19銭	2円82銭	2円19銭
		総容量が500VAをこえ 1kVAまでの 場合1日に つき	〃	6.260	21円91銭	28円17銭	21円91銭
		総容量が1kVAをこえ3kVA までの場合 1kVAまでごと に1日につき	〃	6.260	21円91銭	28円17銭	21円91銭
臨時電力		契約電力0.5kWの場合 1日につき	1契約	—	11円52銭 (※3)	14円81銭 (※3)	11円52銭 (※3)
		契約電力1kW 1日につき	1kW	6.579	23円03銭	29円61銭	23円03銭

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間 (※2)	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間 (※2)	2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間 (※2)
				(d)	(a)*(d)	(b)*(d)	(c)*(d)
農事用電力B		契約電力0.5 kWの場合 1日につき	1契約	—	20円73銭 (※3)	26円65銭 (※3)	20円73銭 (※3)
		契約電力1 kW 1日につき	1 kW	11.842	41円45銭	53円29銭	41円45銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」(課税標準数量の計算等)に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1 kWの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

以上

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
(離島等供給約款以外の供給条件)

当社は、このたび、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により申請を行った離島等供給特例承認申請書（電気・ガス料金支援に係る電気料金の特別措置）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表1（燃料費調整額の算定）(4)ロ(ホ)および別表2（燃料費等調整額の算定）(3)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で四捨五入し、別表1（燃料費調整額の算定）(6)に定める基準単価、別表2（燃料費等調整額の算定）(1)ロに定める基準燃料単価および別表2（燃料費等調整額の算定）(2)ロに定める基準市場単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表1（燃料費調整額の算定）(4)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間		2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間		2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	
	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額
a 定額制供給の場合 (a) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
10ワットまでの 1灯につき	13.59	1.24	17.48	1.59	13.59	1.24
10ワットをこえ 20ワットまでの 1灯につき	27.19	2.47	34.96	3.18	27.19	2.47

区分および単位	2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間		2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間		2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	
	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54.38	4.94	69.91	6.36	54.38	4.94
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81.56	7.41	104.87	9.53	81.56	7.41
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135.94	12.36	174.78	15.89	135.94	12.36
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	135.94	12.36	174.78	15.89	135.94	12.36
小型機器料金						
50ボルトアンペアまでの1機器につき	40.60	3.69	52.20	4.75	40.60	3.69
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	81.21	7.38	104.41	9.49	81.21	7.38
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	81.21	7.38	104.41	9.49	81.21	7.38

区分および単位	2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間		2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間		2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	
	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
(b) 臨時電灯 A						
1日につき						
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1.10	0.10	1.41	0.13	1.10	0.10
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2.19	0.20	2.82	0.26	2.19	0.20
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合	2.19	0.20	2.82	0.26	2.19	0.20
100ボルトアンペアまでごとに						
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	21.91	1.99	28.17	2.56	21.91	1.99
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合	21.91	1.99	28.17	2.56	21.91	1.99
1キロボルトアンペアまでごとに						

区分および単位	2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間		2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間		2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	
	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額
(c) 臨時電力	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11.52	1.05	14.81	1.35	11.52	1.05
契約電力1キロワット1日につき	23.03	2.09	29.61	2.69	23.03	2.09
(d) 農事用電力B						
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	20.73	1.88	26.65	2.42	20.73	1.88
契約電力1キロワット1日につき	41.45	3.77	53.29	4.84	41.45	3.77
b 従量制供給の場合 1キロワット時につき	3.50	0.32	4.50	0.41	3.50	0.32

(2) 別表2（燃料費等調整額の算定）(3)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	2026年8月1日から2026年8月31日までの期間		2026年9月1日から2026年9月30日までの期間		2026年10月1日から2026年10月31日までの期間	
	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額
1キロワット時につき	円 銭 1.80	円 銭 0.16	円 銭 2.30	円 銭 0.21	円 銭 1.80	円 銭 0.16

(3) 別表1 (燃料費調整額の算定) (6)に定める基準単価

区分および単位	基準単価		消費税等相当額	
	円	銭厘	円	銭厘
イ 定額制供給の場合				
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A				
電灯				
10ワットまでの1灯につき	0.641		0.058	
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.282		0.117	
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2.563		0.233	
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3.846		0.350	
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6.409		0.583	
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	6.409		0.583	
小型機器料金				
50ボルトアンペアまでの1機器につき	1.914		0.174	
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3.828		0.348	
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	3.828		0.348	
(ロ) 臨時電灯A				
1日につき				
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.052		0.005	
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.103		0.009	
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.103		0.009	
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1.033		0.094	
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1.033		0.094	
(ハ) 臨時電力				
契約電力1キロワット1日につき	1.086		0.099	
(ニ) 農事用電力B				
契約電力1キロワット1日につき	1.954		0.178	
ロ 従量制供給の場合				
1キロワット時につき	0.165		0.015	

(4) 別表 2 (燃料費等調整額の算定) (1) ロに定める基準燃料単価

区分および単位	基準燃料 単価	消費税等相当額
1 キロワット時につき	円 銭厘 0.157	円 銭厘 0.014

(5) 別表 2 (燃料費等調整額の算定) (2) ロに定める基準市場単価

区分および単位	基準市場 単価	消費税等相当額
1 キロワット時につき	円 銭厘 0.149	円 銭厘 0.014

離島等供給特例承認申請書

2026年6月2日

中国電力ネットワーク株式会社

離島等供給特例承認申請書

企 託 サ 第 8 号

2026 年 6 月 2 日

経済産業大臣

赤澤 亮正 殿

広島市中区小町4番33号
中国電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 長谷川 宏之

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2026年7月1日 実施期間：別紙に記載のとおりであります。

離島等供給約款以外の供給条件の内容

1 適用範囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（2025年3月14日届出。以下「離島約款〔低圧用〕」といいます。ただし、当該離島約款〔低圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島等供給約款〔低圧用〕をいいます。）または離島等供給約款〔高圧用〕（2026年3月13日届出。以下「離島約款〔高圧用〕」といいます。ただし、当該離島約款〔高圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島等供給約款〔高圧用〕をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)、(3)および(4)の場合を除き、2026年7月の検針日から2026年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、低圧で供給を受ける場合で、臨時電灯、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力Cで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とするときは、(1)にいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 高圧で供給を受ける場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(4)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (4) 高圧で供給を受ける場合で、契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る自家発補給電力および予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、離島約款〔低圧用〕15（定額電灯）(4)もしくは離島約款〔低圧用〕20（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）(1)ニ、離島約款〔低圧用〕19（臨時電灯）(1)ハもしくは(2)ロ、離島約款〔低圧用〕20（公衆街路灯）(2)ロ、離島約款〔低圧用〕23（臨時電力）(3)イ、離島約款〔低圧用〕24（農事用電力）(2)ロ(イ)もしくは(3)ニ(イ)、離島約款〔低圧用〕26 深夜電力(1)ホの料金または離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）(2)ホ、離島約款〔低圧用〕17（時間帯別電灯）(5)、離島約款〔低圧用〕18（ファミリータイム）(1)ホもしくは(2)ホ、離島約款〔低圧用〕19（臨時電灯）(3)ロ、離島約款〔低圧用〕20（公衆街路灯）(3)ハ、離島約款〔低圧用〕21（低圧高負荷契約）(5)、離島約款〔低圧用〕22（低圧電力）(5)、離島約款〔低圧用〕23（臨時電力）(3)ロ、離島約款〔低圧用〕24（農事用電力）(1)ハ、(2)ロ(ロ)もしくは(3)ニ(ロ)、離島約款〔低圧用〕25（低圧季節別時間帯別電力）(4)、離島

約款〔低圧用〕26（深夜電力）（2）ニ、離島約款〔低圧用〕27（第2深夜電力）（4）、離島約款〔低圧用〕28（融雪用電力）（5）、離島約款〔高圧用〕15（業務用電力）（5）、離島約款〔高圧用〕16（業務用TOU）（6）、離島約款〔高圧用〕17（業務用高負荷率電力）（5）、離島約款〔高圧用〕18（業務用高負荷率TOU）（6）、離島約款〔高圧用〕19（業務用ウィークエンド）（6）、離島約款〔高圧用〕20（高圧電力）（1）ホもしくは（2）ニ、離島約款〔高圧用〕21（高圧TOU）（1）へもしくは（2）ホ、離島約款〔高圧用〕22（高圧高負荷率電力）（1）ホもしくは（2）ニ、離島約款〔高圧用〕23（高圧高負荷率TOU）（1）へもしくは（2）ホ、離島約款〔高圧用〕24（高圧ウィークエンド）（1）へもしくは（2）ホ、離島約款〔高圧用〕25（臨時電力）（4）、離島約款〔高圧用〕26（農事用電力）（3）、離島約款〔高圧用〕27（自家発補給電力）（1）ハもしくは（2）ハもしくは離島約款〔高圧用〕28（予備電力）（3）の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料金

2（適用期間）に定める適用期間における、離島約款〔低圧用〕15（定額電灯）（4）もしくは離島約款〔低圧用〕20（公衆街路灯）（1）ロの電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）（1）ニ、離島約款〔低圧用〕19（臨時電灯）（1）ハもしくは（2）ロ、離島約款〔低圧用〕20（公衆街路灯）（2）ロ、離島約款〔低圧用〕23（臨時電力）（3）イ、離島約款〔低圧用〕24（農事用電力）（2）ロ（イ）もしくは（3）ニ（イ）、離島約款〔低圧用〕26（深夜電力）（1）ホの料金または離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）（2）ホ、離島約款〔低圧用〕17（時間帯別電灯）（5）、離島約款〔低圧用〕18（ファミリータイム）（1）ホもしくは（2）ホ、離島約款〔低圧用〕19（臨時電灯）（3）ロ、離島約款〔低圧用〕20（公衆街路灯）（3）ハ、離島約款〔低圧用〕21（低圧高負荷契約）（5）、離島約款〔低圧用〕22（低圧電力）（5）、離島約款〔低圧用〕23（臨時電力）（3）ロ、離島約款〔低圧用〕24（農事用電力）（1）ハ、（2）ロ（ロ）もしくは（3）ニ（ロ）、離島約款〔低圧用〕25（低圧季節別時間帯別電力）（4）、離島約款〔低圧用〕26（深夜電力）（2）ニ、離島約款〔低圧用〕27（第2深夜電力）（4）、離島約款〔低圧用〕28（融雪用電力）（5）、離島約款〔高圧用〕15（業務用電力）（5）、離島約款〔高圧用〕16（業務用TOU）（6）、離島約款〔高圧用〕17（業務用高負荷率電力）（5）、離島約款〔高圧用〕18（業務用高負荷率TOU）（6）、離島約款〔高圧用〕19（業務用ウィークエンド）（6）、離島約款〔高圧用〕20（高圧電力）（1）ホもしくは（2）ニ、離島約款〔高圧用〕21（高圧TOU）（1）へもしくは（2）ホ、離島約款〔高圧用〕22（高圧高負荷率電力）（1）ホもしくは（2）ニ、離島約款〔高圧用〕23（高圧高負荷率TOU）（1）へもしくは（2）ホ、離島約款〔高圧用〕24（高圧ウィークエンド）（1）へもしくは（2）ホ、離島約款〔高圧用〕25（臨時電力）（4）、離島約款〔高圧用〕26（農事用電力）（3）、離島約款〔高圧用〕27（自家発補給電力）（1）ハもしくは（2）ハもしくは離島約款〔高圧用〕28（予備電力）（3）の電力量料金は、離島約款〔低圧用〕または離島約款〔高圧用〕に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）（2）ロ（イ）aからcまたは別表1（燃料費調整額の算定）（2）ロ（ロ）aからcにより算定される場合は、別表1（燃料費調整額の算定）（3）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）（2）ロ（イ）dまたは別表1（燃料費調整額の算定）（2）ロ

(ロ) dにより算定される場合は、別表1 (燃料費調整額の算定) (3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 その他

その他の事項については、離島約款〔低圧用〕または離島約款〔高圧用〕に定めるところによるものといたします。

別 表

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

イ 低圧で供給を受ける場合

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0406$$

$$\beta = 0.0992$$

$$\gamma = 1.1994$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 高圧で供給を受ける場合

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0406$$

$$\beta = 0.0982$$

$$\gamma = 1.2015$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 低圧で供給を受ける場合で、定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力および農事用電力

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (80,300 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を上回り、かつ、120,500 円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 120,500 円を上回る場合

平均燃料価格は、120,500 円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (120,500 \text{ 円} - 80,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

b 低圧で供給を受ける場合で、時間帯別電灯、ファミリータイム、低圧高負荷契約、低圧季節別時間帯別電力、深夜電力、第 2 深夜電力および融雪用電力

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (80,300 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

c 高圧で供給を受ける場合

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 41,900 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (41,900 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 41,900 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 41,900 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b、cおよびdの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2026年3月1日から 2026年5月31日までの期間	2026年7月の検針日から 2026年8月の検針日の前日までの期間
2026年4月1日から 2026年6月30日までの期間	2026年8月の検針日から 2026年9月の検針日の前日までの期間
2026年5月1日から 2026年7月31日までの期間	2026年9月の検針日から 2026年10月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、低圧で供給を受ける場合で、臨時電灯、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力Cで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とするときは、aにいう検針日は、応当日といたします。

c 高圧で供給を受ける場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、dの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。

d 高圧で供給を受ける場合で、契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る自家発補給電力および予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 低圧で供給を受ける場合

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 + e に定める特別措置の燃料費調整単価

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円の場合

燃料費調整単価 = e に定める特別措置の燃料費調整単価

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、e に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価 = e に定める特別措置の燃料費調整単価 - 基準燃料費調整単価

d 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、e に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 - e に定める特別措置の燃料費調整単価

e 特別措置の燃料費調整単価

(a) 定額制供給の場合

i 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	13円59銭	17円48銭
	10ワットをこえ 20ワットまでの1灯につき	27円19銭	34円96銭
	20ワットをこえ 40ワットまでの1灯につき	54円38銭	69円91銭
	40ワットをこえ 60ワットまでの1灯につき	81円56銭	104円87銭
	60ワットをこえ 100ワットまでの1灯につき	135円94銭	174円78銭
	100ワットをこえる 1灯につき	67円97銭	87円39銭
	50ワットまでごとに		
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの 1機器につき	40円60銭	52円20銭
	50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1機器につき	81円21銭	104円41銭
	100ボルトアンペアをこえる 1機器につき 50ボルトアンペアまでごとに	40円60銭	52円20銭

ii 臨時電灯A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
総容量が 50ボルトアンペアまでの場合	1円10銭	1円41銭
総容量が 50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの場合	2円19銭	2円82銭
総容量が 100ボルトアンペアをこえ 500ボルトアンペアまでの場合 100ボルトアンペアまでごとに	2円19銭	2円82銭
総容量が 500ボルトアンペアをこえ 1キロボルトアンペアまでの場合	21円91銭	28円17銭
総容量が 1キロボルトアンペアをこえ 3キロボルトアンペアまでの場合 1ボルトアンペアまでごとに	21円91銭	28円17銭

iii 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	23円03銭	29円61銭
契約電力0.5キロワットの場合 1日につき	11円52銭	14円81銭

iv 農事用電力B（脱穀調整需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合 1日につき	5円76銭	7円40銭
契約電力1キロワットの場合 1日につき	11円51銭	14円80銭
契約電力2キロワットの場合 1日につき	23円02銭	29円60銭
契約電力3キロワットの場合 1日につき	34円53銭	44円40銭
契約電力4キロワットの場合 1日につき	46円05銭	59円20銭
契約電力5キロワットの場合 1日につき	57円56銭	74円00銭

v 農事用電力C（育苗・栽培需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	41円45銭	53円29銭
契約電力0.5キロワットの場合 1日につき	20円73銭	26円65銭

vi 深夜電力A

特別措置の燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといたします。

	2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
1契約につき	350円00銭	450円00銭

(b) 従量制供給の場合

i 従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	52円50銭	67円50銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	3円50銭	4円50銭

ii i以外

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
	1キロワット時につき	3円50銭	4円50銭

(ロ) 高圧で供給を受ける場合

- a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が41,900円を下回る場合
 燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価＋eに定める特別措置の燃料費調整単価
- b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が41,900円の場合
 燃料費調整単価＝eに定める特別措置の燃料費調整単価
- c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が41,900円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、eに定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合
 燃料費調整単価＝eに定める特別措置の燃料費調整単価－基準燃料費調整単価
- d 1キロリットル当たりの平均燃料価格が41,900円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、eに定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合
 燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価－eに定める特別措置の燃料費調整単価
- e 特別措置の燃料費調整単価
 特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間	2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	1円80銭	2円30銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A、臨時電力、農事用電力B、農事用電力Cおよび深夜電力A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	82 銭 5 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1 円 64 銭 9 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	3 円 29 銭 8 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	4 円 94 銭 8 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	8 円 24 銭 6 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワットまでごとに	4 円 12 銭 3 厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 円 46 銭 3 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	4 円 92 銭 6 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	2 円 46 銭 3 厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	6 銭 6 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	13 銭 3 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	13 銭 3 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 32 銭 9 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 ボルトアンペアまでごとに	1 円 32 銭 9 厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円39銭7厘
-----------------	---------

ニ 農事用電力B（脱穀調整需要）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日	34銭	69銭	1円39銭	2円09銭	2円79銭	3円49銭
につき	9厘	9厘	7厘	4厘	3厘	1厘

ホ 農事用電力C（育苗・栽培需要）

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	2円51銭5厘
-----------------	---------

ヘ 深夜電力A

基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	21円23銭0厘
--------	----------

(2) 従量制供給の場合

イ 低圧で供給を受ける場合で、従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1契約につき 最初の15キロワット時まで	3円18銭5厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	21銭2厘

- ロ 低圧で供給を受ける場合で、イ以外
基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	21 銭 2 厘
------------	----------

- ハ 高圧で供給を受ける場合
基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	17 銭 7 厘
------------	----------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、別表1（燃料費調整額の算定）（1）の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および別表1（燃料費調整額の算定）（2）によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

以 上

電気事業法施行規則第 32 条の 規定に基づく添付書類

- 1 離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

1 離島等供給約款以外の供給条件による 離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、2026年5月25日の高市内閣総理大臣記者会見において中東情勢への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、離島等供給約款に基づき算定される2026年8月分および2026年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を、2026年9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき4.5円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき2.3円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

以 上

2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

○従量制供給の場合

		特別措置の燃料費調整単価	
		2026年 8月分および10月分 (a)	2026年 9月分 (b)
1キロワット時 につき	低圧で供給を受ける場合	3円50銭	4円50銭
	高圧で供給を受ける場合	1円80銭	2円30銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	特別措置の 燃料費調整単価(※2)	
					2026年 8月分および 10月分	2026年 9月分
					(c)	(a)*(c)
定額電灯 および 公衆街路灯A	電灯	10W まで	1 灯	3.884	13円59銭	17円48銭
		10W 超過 20W まで	1 灯	7.768	27円19銭	34円96銭
		20W 超過 40W まで	1 灯	15.536	54円38銭	69円91銭
		40W 超過 60W まで	1 灯	23.304	81円56銭	104円87銭
		60W 超過 100W まで	1 灯	38.840	135円94銭	174円78銭
		100W 超過 50W までごとに	1 灯	19.420	67円97銭	87円39銭
	小型 機器	50VA まで	1 機器	11.601	40円60銭	52円20銭
		50VA 超過 100VA まで	1 機器	23.202	81円21銭	104円41銭
		100VA 超過 50VA までごとに	1 機器	11.601	40円60銭	52円20銭

契約種別	範囲	単位	みなし kWh (※1)	特別措置の燃料費調整単価(※2)	
				2026年 8月分および 10月分	2026年 9月分
			(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
臨時電灯A	50VA まで1日につき	1契約	0.313	1円10銭	1円41銭
	50VA 超過 100VA まで 1日につき	1契約	0.626	2円19銭	2円82銭
	100VA 超過 500VA まで 100VA までごとに 1日につき	1契約	0.626	2円19銭	2円82銭
	500VA 超過 1kVA まで 1日につき	1契約	6.260	21円91銭	28円17銭
	1kVA 超過 3kVA まで 1kVA までごとに 1日につき	1契約	6.260	21円91銭	28円17銭
臨時電力	1kW 1日につき	1契約	6.579	23円03銭	29円61銭
	0.5kW の場合 1日につき	1契約	—	11円52銭 (※3)	14円81銭 (※3)
農事用電力B (脱穀調整需要)	0.5kW 1日につき	1契約	1.6445	5円76銭	7円40銭
	1kW 1日につき	1契約	3.289	11円51銭	14円80銭
	2kW 1日につき	1契約	6.578	23円02銭	29円60銭
	3kW 1日につき	1契約	9.867	34円53銭	44円40銭
	4kW 1日につき	1契約	13.156	46円05銭	59円20銭
	5kW 1日につき	1契約	16.445	57円56銭	74円00銭
農事用電力C (育苗・栽培需要)	1kW 1日につき	1契約	11.842	41円45銭	53円29銭
	0.5kW の場合 1日につき	1契約	—	20円73銭 (※3)	26円65銭 (※3)
深夜電力A	1月につき	1契約	100.000	350円00銭	450円00銭
従量電灯A、 臨時電灯Bおよび 公衆街路灯B	最初の15kWh まで	1契約	15.000	52円50銭	67円50銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1kW の場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

以上

2026年6月2日
中国電力ネットワーク株式会社

**消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
(離島等供給約款以外の供給条件)**

当社は、このたび、電気事業法第21条第2項ただし書の規定にもとづき申請を行なった離島等供給約款以外の供給条件において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(イ)eおよび(ロ)eに定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表2（基準単価）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表1 (燃料費調整額の算定) (2)ロ(イ) e および(ロ) e に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
<p>2 (適用期間) に定める適用期間のうち2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日までの期間 および2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間</p> <p>低圧で供給を受ける場合 定額制供給の場合 定額電灯および公衆街路灯A 電灯</p> <p>10ワットまでの1灯につき</p> <p>10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき</p> <p>20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき</p> <p>40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき</p> <p>60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき</p> <p>100ワットをこえる1灯につき</p> <p>50ワットまでごとに</p> <p>小型機器</p> <p>50ボルトアンペアまでの1機器につき</p> <p>50ボルトアンペアをこえ</p> <p>100ボルトアンペアまでの1機器につき</p> <p>100ボルトアンペアをこえる1機器につき</p> <p>50ボルトアンペアまでごとに</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p>13.59</p> <p>27.19</p> <p></p> <p>54.38</p> <p></p> <p>81.56</p> <p></p> <p>135.94</p> <p></p> <p>67.97</p> <p></p> <p></p> <p></p> <p>40.60</p> <p>81.21</p> <p></p> <p>40.60</p> <p></p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p>1.24</p> <p>2.47</p> <p></p> <p>4.94</p> <p></p> <p>7.41</p> <p></p> <p>12.36</p> <p></p> <p>6.18</p> <p></p> <p></p> <p></p> <p>3.69</p> <p>7.38</p> <p></p> <p>3.69</p> <p></p>

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1. 10	0. 10
総容量が50ボルトアンペアをこえ	2. 19	0. 20
100ボルトアンペアまでの場合		
総容量が100ボルトアンペアをこえ	2. 19	0. 20
500ボルトアンペアまでの場合		
100ボルトアンペアまでごとに		
総容量が500ボルトアンペアをこえ	21. 91	1. 99
1 キロボルトアンペアまでの場合		
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ	21. 91	1. 99
3 キロボルトアンペアまでの場合		
1 キロボルトアンペアまでごとに		
臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	23. 03	2. 09
契約電力 0. 5 キロワットの場合	11. 52	1. 05
1 日につき		
農事用電力 B (脱穀調整需要)		
契約電力0. 5キロワットの場合 1 日につき	5. 76	0. 52
契約電力 1 キロワットの場合 1 日につき	11. 51	1. 05
契約電力 2 キロワットの場合 1 日につき	23. 02	2. 09
契約電力 3 キロワットの場合 1 日につき	34. 53	3. 14
契約電力 4 キロワットの場合 1 日につき	46. 05	4. 19
契約電力 5 キロワットの場合 1 日につき	57. 56	5. 23
農事用電力 C (育苗・栽培需要)		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	41. 45	3. 77
契約電力0. 5キロワットの場合 1 日につき	20. 73	1. 88
深夜電力 A		
1 契約につき	350. 00	31. 82

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
従量制供給の場合		
従量電灯 A、臨時電灯 B および公衆街路灯 B 最低料金		
1 契約につき最初の15キロワット時まで 電力量料金	52.50	4.77
上記をこえる1キロワット時につき 上記以外	3.50	0.32
1 キロワット時につき	3.50	0.32
高圧で供給を受ける場合		
1 キロワット時につき	1.80	0.16

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
2 (適用期間) に定める適用期間のうち2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日までの期間		
低圧で供給を受ける場合		
定額制供給の場合		
定額電灯および公衆街路灯A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	17.48	1.59
10ワットをこえ20ワットまでの 1灯につき	34.96	3.18
20ワットをこえ40ワットまでの 1灯につき	69.91	6.36
40ワットをこえ60ワットまでの 1灯につき	104.87	9.53
60ワットをこえ100ワットまでの 1灯につき	174.78	15.89
100ワットをこえる1灯につき 50ワットまでごとに	87.39	7.94
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	52.20	4.75
50ボルトアンペアをこえ	104.41	9.49
100ボルトアンペアまでの1機器につき		
100ボルトアンペアをこえる1機器 につき50ボルトアンペアまでごとに	52.20	4.75

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1.41	0.13
総容量が50ボルトアンペアをこえ	2.82	0.26
100ボルトアンペアまでの場合		
総容量が100ボルトアンペアをこえ	2.82	0.26
500ボルトアンペアまでの場合		
100ボルトアンペアまでごとに		
総容量が500ボルトアンペアをこえ	28.17	2.56
1 キロボルトアンペアまでの場合		
総容量が1キロボルトアンペアをこえ	28.17	2.56
3 キロボルトアンペアまでの場合		
1 キロボルトアンペアまでごとに		
臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	29.61	2.69
契約電力0.5キロワットの場合	14.81	1.35
1日につき		
農事用電力B（脱穀調整需要）		
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	7.40	0.67
契約電力1キロワットの場合1日につき	14.80	1.35
契約電力2キロワットの場合1日につき	29.60	2.69
契約電力3キロワットの場合1日につき	44.40	4.04
契約電力4キロワットの場合1日につき	59.20	5.38
契約電力5キロワットの場合1日につき	74.00	6.73
農事用電力C（育苗・栽培需要）		
契約電力1キロワット1日につき	53.29	4.84
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	26.65	2.42
深夜電力A		
1 契約につき	450.00	40.91

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
従量制供給の場合		
従量電灯 A、臨時電灯 B および公衆街路灯 B 最低料金		
1 契約につき最初の15キロワット時まで 電力量料金	67.50	6.14
上記をこえる1キロワット時につき 上記以外	4.50	0.41
1 キロワット時につき	4.50	0.41
高圧で供給を受ける場合		
1 キロワット時につき	2.30	0.21

(2) 別表2 (基準単価) に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
定額制供給の場合		
定額電灯および公衆街路灯A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.825	0.075
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.649	0.150
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3.298	0.300
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4.948	0.450
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	8.246	0.750
100ワットをこえる1灯につき	4.123	0.375
50ワットまでごとに		
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	2.463	0.224
50ボルトアンペアをこえ	4.926	0.448
100ボルトアンペアまでの1機器につき		
100ボルトアンペアをこえる1機器につき	2.463	0.224
50ボルトアンペアまでごとに		

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.066	0.006
総容量が50ボルトアンペアをこえ	0.133	0.012
100ボルトアンペアまでの場合		
総容量が100ボルトアンペアをこえ	0.133	0.012
500ボルトアンペアまでの場合		
100ボルトアンペアまでごとに		
総容量が500ボルトアンペアをこえ	1.329	0.121
1 キロボルトアンペアまでの場合		
総容量が1 キロボルトアンペアをこえ	1.329	0.121
3 キロボルトアンペアまでの場合		
1 キロボルトアンペアまでごとに		
臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.397	0.127
農事用電力B（脱穀調整需要）		
1 日につき		
契約電力		
0.5キロワット	0.349	0.032
1キロワット	0.699	0.064
2キロワット	1.397	0.127
3キロワット	2.094	0.190
4キロワット	2.793	0.254
5キロワット	3.491	0.317
農事用電力C（育苗・栽培需要）		
契約電力1キロワット1日につき	2.515	0.229
深夜電力A		
1 契約につき	21.230	1.930

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
従量制供給の場合		
低圧で供給を受ける場合で、従量電灯 A、臨時電灯 B および公衆街路灯 B		
最低料金		
1 契約につき最初の15キロワット時まで	3.185	0.290
電力量料金		
上記をこえる 1 キロワット時につき	0.212	0.019
低圧で供給を受ける場合で、上記以外		
1 キロワット時につき	0.212	0.019
高圧で供給を受ける場合		
1 キロワット時につき	0.177	0.016

離島等供給特例承認申請書

契託制第2号
2026年6月2日

経済産業大臣 赤澤 亮正 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力送配電株式会社
代表取締役社長 今村 弘

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により，次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	2026年7月1日から2026年10月末日

離島等供給約款以外の供給条件の内容

1 適用範囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（2025年4月1日実施。以下「離島約款〔低圧用〕」）といえます。ただし、当該離島約款〔低圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔低圧用〕をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さままたは離島等供給約款〔高圧・特別高圧用〕（2025年4月1日実施。以下「離島約款〔高圧・特別高圧用〕」）といえます。ただし、当該離島約款〔高圧・特別高圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔高圧・特別高圧用〕をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)、(3)および(4)の場合を除き、令和8年7月の検針日から令和8年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 低圧で供給を受ける場合で、定額制供給のときの(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、離島約款〔低圧用〕における臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 高圧で供給を受ける場合で、記録型計量器により計量し、かつ、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(4)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。

(4) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限り。また、これらのお客さまに係る自家発補給電力、自家発補給電力Ⅰおよび予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、離島約款〔低圧用〕における15（定額電灯）(4)もしくは20（公衆街路灯）(1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、16（従量電灯）(1)ニ、19（臨時電灯）(1)ハ、23（臨時電力）(3)イ、24（農事用電力）(2)ロ(イ)、附則3（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)もしくは附則8（深夜電力のお客さまについての特別措置）(1)ホの料金、16（従量電灯）(2)ニ、16（従量電灯）(3)ホ、17（季時別電灯）(5)、18（高負荷率型電灯）(5)、19（臨時電灯）(2)ハ、19（臨時電灯）(3)ロ、20（公衆街路灯）(2)ニ、21（低圧電力）(5)、22（低圧季時別電力）(4)、23（臨時電力）(3)ロ、24（農事用電力）(1)ハ、24（農事用電力）(2)ロ(ロ)、25（深夜電力〔防霜用〕）(4)、附則6（時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）(5)、附則7（ピークシフト電灯のお客さまについての特別措置）(5)、附則8（深夜電力のお客さまについての特別措置）(2)ニ、附則9（第2深夜電力のお客さまについての特別措置）(4)もしくは附則10（第2深夜電力のお客さまの5時間供給についての特別措置）(2)の電力量料金または離島約款〔高圧・特別高圧用〕における15（業務用電力）(5)、16（業務用電力Ⅰ）(3)、17（産業用電力）(5)、18（産業用電力Ⅰ）(3)、19（臨時電力）(3)、20（臨時電力Ⅰ）(3)、21（かんがい排水用電力）(5)、22（自家発補給電力）(1)ハまたは(2)ハ、23（自家発補給電力Ⅰ）(1)ハまたは(2)ハ、24（予備電力）(3)、附則3（負荷率別契約のお客さまについての特別措置）(5)、附則4（深夜電力のお客さまについての特別措置）(5)もしくは附則5（第2深夜電力のお客

さまについての特別措置) (5)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

(1) 低圧で供給を受ける場合

2 (適用期間) に定める適用期間の離島約款 [低圧用] における15 (定額電灯) (4)もしくは20 (公衆街路灯) (1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金, 16 (従量電灯) (1)ニ, 19 (臨時電灯) (1)ハ, 23 (臨時電力) (3)イ, 24 (農事用電力) (2)ロ(イ), 附則3 (公衆街路灯のお客さまについての特別措置) (2)もしくは附則8 (深夜電力のお客さまについての特別措置) (1)ホの料金または16 (従量電灯) (2)ニ, 16 (従量電灯) (3)ホ, 17 (季時別電灯) (5), 18 (高負荷率型電灯) (5), 19 (臨時電灯) (2)ハ, 19 (臨時電灯) (3)ロ, 20 (公衆街路灯) (2)ニ, 21 (低圧電力) (5), 22 (低圧季時別電力) (4), 23 (臨時電力) (3)ロ, 24 (農事用電力) (1)ハ, 24 (農事用電力) (2)ロ(ロ), 25 (深夜電力 [防霜用]) (4), 附則6 (時間帯別電灯のお客さまについての特別措置) (5), 附則7 (ピークシフト電灯のお客さまについての特別措置) (5), 附則8 (深夜電力のお客さまについての特別措置) (2)ニ, 附則9 (第2深夜電力のお客さまについての特別措置) (4)もしくは附則10 (第2深夜電力のお客さまの5時間供給についての特別措置) (2)の電力量料金は、離島約款 [低圧用] に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表1 (燃料費調整額の算定) (2)ロ(イ) a, bまたはcにより算定される場合は、別表1 (燃料費調整額の算定) (3)イによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が別表1 (燃料費調整額の算定) (2)ロ(イ) dにより算定される場合は、別表1 (燃料費調整額の算定) (3)イによって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

(2) 高圧で供給を受ける場合

2 (適用期間) に定める適用期間の離島約款 [高圧・特別高圧用] にお

ける15（業務用電力）(5)，16（業務用電力Ⅰ）(3)，17（産業用電力）(5)，18（産業用電力Ⅰ）(3)，19（臨時電力）(3)，20（臨時電力Ⅰ）(3)，21（かんがい排水用電力）(5)，22（自家発補給電力）(1)ハもしくは(2)ハ，23（自家発補給電力Ⅰ）(1)ハもしくは(2)ハ，24（予備電力）(3)，附則3（負荷率別契約のお客さまについての特別措置）(5)，附則4（深夜電力のお客さまについての特別措置）(5)または附則5（第2深夜電力のお客さまについての特別措置）(5)の電力量料金は，離島約款〔高圧・特別高圧用〕に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ロ) a， b または c により算定される場合は，別表1（燃料費調整額の算定）(3)ロによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ロ) d により算定される場合は，別表1（燃料費調整額の算定）(3)ロによって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

5 そ の 他

その他の事項については，離島約款〔低圧用〕または離島約款〔高圧・特別高圧用〕に定めるところによるものとしたします。

別 表 燃 料 費 調 整

別表 燃料費調整

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

イ 低圧で供給を受ける場合

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0053$$

$$\beta = 0.1861$$

$$\gamma = 1.0757$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 高圧で供給を受ける場合

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された

値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0028$$

$$\beta = 0.1819$$

$$\gamma = 1.0863$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 低圧で供給を受ける場合で、定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力または農事用電力のとき。

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場

合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (27,400\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表2(基準単価)の基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り、かつ、41,100円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400\text{円}) \times \frac{\text{別表2(基準単価)の基準単価}}{1,000}$$

- (c) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が41,100円を上回る場合

平均燃料価格は、41,100円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (41,100\text{円} - 27,400\text{円}) \times \frac{\text{別表2(基準単価)の基準単価}}{1,000}$$

- b 低圧で供給を受ける場合で、a以外のとき。

- (a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (27,400\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表2(基準単価)の基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400\text{円}) \times \frac{\text{別表2(基準単価)の基準単価}}{1,000}$$

- c 高圧で供給を受ける場合

- (a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (46,100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表2(基準単価)の基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 46,100\text{円}) \times \frac{\text{別表2(基準単価)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 基準燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用する燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b、cおよびdの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和8年3月1日から 令和8年5月31日までの期間	令和8年7月の検針日から 令和8年8月の検針日の前日 までの期間
令和8年4月1日から 令和8年6月30日までの期間	令和8年8月の検針日から 令和8年9月の検針日の前日 までの期間
令和8年5月1日から 令和8年7月31日までの期間	令和8年9月の検針日から 令和8年10月の検針日の前日 までの期間

- b 低圧で供給を受ける場合で、定額制供給のときの各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、離島約款〔低圧用〕における臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合には、aにいう検針日は、応当日といたします。

- c 高圧で供給を受ける場合で、記録型計量器により計量し、かつ、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、dの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整

単価適用期間は、aに準ずるものいたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。

- d 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。また、これらのお客さまに係る自家発補給電力，自家発補給電力Ⅰおよび予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものいたします。この場合、aにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用する燃料費調整単価

(イ) 低圧で供給を受ける場合

- a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{基準燃料費調整単価} + \text{eに定める特別措置の燃料費調整単価}$$

- b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{eに定める特別措置の燃料費調整単価}$$

- c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、eに定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{eに定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

- d 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、eに定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃 料 費 = 基準燃料費調整単価－
調整単価

e に定める特別措置の燃料費調整単価

e 特別措置の燃料費調整単価

(a) 令和 8 年 7 月の検針日から令和 8 年 8 月の検針日の前日までの期間および令和 8 年 9 月の検針日から令和 8 年 10 月の検針日の前日までの期間

i 定額制供給の場合

(i) 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの 1 灯につき	1 3 円 5 9 銭
	10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	2 7 円 1 9 銭
	20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	5 4 円 3 8 銭
	40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	8 1 円 5 6 銭
	60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	1 3 5 円 9 4 銭
	100ワットをこえる 1 灯につき100ワットまでごとに	1 3 5 円 9 4 銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	4 0 円 6 0 銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	8 1 円 2 1 銭
	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき50ボルトアンペアまでごとに	4 0 円 6 0 銭

(ii) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1円10銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2円19銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2円19銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	21円91銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	21円91銭

(iii) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力1キロワット1日につき	23円03銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11円52銭

(iv) 農事用電力B（脱穀調整需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日につき	円 銭 5.76	円 銭 11.51	円 銭 23.03	円 銭 34.54	円 銭 46.05	円 銭 57.56

(v) 深夜電力A

特別措置の燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	350円00銭
--------	---------

ii 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	3円50銭
------------	-------

(b) 令和8年8月の検針日から令和8年9月の検針日の前日までの期間

i 定額制供給の場合

(i) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	17円48銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	34円96銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	69円91銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	104円87銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	174円78銭
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	174円78銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	52円20銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	104円41銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	52円20銭

(ii) 臨時電灯A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1円41銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2円82銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2円82銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	28円17銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	28円17銭

(iii) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力1キロワット1日につき	29円61銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	14円81銭

(iv) 農事用電力B（脱穀調整需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日につき	円 銭 7.40	円 銭 14.80	円 銭 29.61	円 銭 44.41	円 銭 59.21	円 銭 74.01

(v) 深夜電力A

特別措置の燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	450円00銭
--------	---------

ii 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	4円50銭
------------	-------

(ロ) 高圧で供給を受ける場合

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} +$$

eに定める特別措置の燃料費調整単価

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円の場合

燃 料 費
調整単価 = e に定める特別措置の燃料費調整単価

- c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円を上回り、かつ、
基準燃料費調整単価が、e に定める特別措置の燃料費調整単価
を下回る場合

燃 料 費
調整単価 = e に定める特別措置の燃料費調整単価 -

基準燃料費調整単価

- d 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円を上回り、かつ、
基準燃料費調整単価が、e に定める特別措置の燃料費調整単価以
上となる場合

燃 料 費
調整単価 = 基準燃料費調整単価 -

e に定める特別措置の燃料費調整単価

- e 特別措置の燃料費調整単価
特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。
- (a) 令和8年7月の検針日から令和8年8月の検針日の前日まで
の期間および令和8年9月の検針日から令和8年10月の検針日
の前日までの期間

1 キロワット時につき	1 円 8 0 銭
-------------	-----------

- (b) 令和8年8月の検針日から令和8年9月の検針日の前日まで
の期間

1 キロワット時につき	2 円 3 0 銭
-------------	-----------

(3) 燃料費調整額

イ 低圧で供給を受ける場合

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯 A，臨時電力，農事用電力 B および深夜電力 A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(㊦) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ロ 高圧で供給を受ける場合

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

(1) 低圧で供給を受ける場合

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	5 3 銭 0 厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1 円 0 5 銭 9 厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2 円 1 1 銭 9 厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3 円 1 7 銭 9 厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	5 円 2 9 銭 8 厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	5 円 2 9 銭 8 厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1 円 5 8 銭 3 厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3 円 1 6 銭 5 厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1 円 5 8 銭 3 厘

(ロ) 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	4 銭 3 厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	8 銭 6 厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	8 銭 6 厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	8 5 銭 4 厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	8 5 銭 4 厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	8 9 銭 8 厘
-----------------	-----------

(ニ) 農事用電力 B (脱穀調整需要)

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日につき	円 銭 厘 0.224	円 銭 厘 0.449	円 銭 厘 0.898	円 銭 厘 1.346	円 銭 厘 1.795	円 銭 厘 2.243

(ホ) 深夜電力 A

基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	13円64銭0厘
---------	----------

ロ 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	13銭6厘
-------------	-------

(2) 高圧で供給を受ける場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	9銭8厘
-------------	------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、別表1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および別表1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

- 1 離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

1 離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、令和8年5月25日の高市内閣総理大臣記者会見において中東情勢への対応として発表された内容にもとづく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、離島等供給約款にもとづき算定される令和8年8月分および令和8年10月分の電気に適用する燃料費調整単価から、低圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含みます。）を、高圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含みます。）を、令和8年9月分の電気に適用する燃料費調整単価から、低圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき4.5円（消費税等相当額を含みます。）を、高圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき2.3円（消費税等相当額を含みます。）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第21条第2項ただし書きの規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要性があり、承認を申請する次第であります。

以 上

2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

(円)

		令和8年8月分および10月分 (a)	令和8年9月分 (b)
1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	3.50	4.50
	高圧で供給を受ける場合	1.80	2.30

○定額制供給の場合

(kWh、円)

契約種別	対象	範囲	単位	みなしkWh ^{※1}	令和8年8月分および10月分 ^{※2}	令和8年9月分 ^{※2}
				(c)	(a) × (c)	(b) × (c)
定額電灯および公衆街路灯A	電灯	10ワットまでの1灯につき	1灯	3.884	13.59	17.48
	電灯	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1灯	7.768	27.19	34.96
	電灯	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	1灯	15.536	54.38	69.91
	電灯	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	1灯	23.304	81.56	104.87
	電灯	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1灯	38.840	135.94	174.78
	電灯	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1灯	38.840	135.94	174.78
	小型機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1機器	11.601	40.60	52.20
小型機器	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	1機器	23.202	81.21	104.41	
小型機器	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1機器	11.601	40.60	52.20	
臨時電灯A	電灯	総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1日	0.313	1.10	1.41
	電灯	総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1日	0.626	2.19	2.82
	電灯	総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1日	0.626	2.19	2.82
	電灯	総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1日	6.260	21.91	28.17
	電灯	総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1日	6.260	21.91	28.17
臨時電力	動力	契約電力1キロワット1日につき	1日	6.579	23.03	29.61
	動力	契約電力0.5キロワットの場合1日につき ^{※3}	1日	—	11.52	14.81
農事用電力B(脱穀調整需要)	動力	1日につき契約電力0.5キロワット	1日	1.645	5.76	7.40
	動力	1日につき契約電力1キロワット	1日	3.289	11.51	14.80
	動力	1日につき契約電力2キロワット	1日	6.579	23.03	29.61
	動力	1日につき契約電力3キロワット	1日	9.868	34.54	44.41
	動力	1日につき契約電力4キロワット	1日	13.158	46.05	59.21
深夜電力A	動力	1日につき契約電力5キロワット	1日	16.447	57.56	74.01
	動力	1契約につき	1契約	100.000	350.00	450.00

※1 みなしkWhは、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。
 具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」(課税標準数量の計算等)に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1kWの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、この度、電気事業法第21条第2項ただし書の規定に基づき承認にかかる申請を行なった離島等供給約款以外の供給条件（令和8年7月の検針日から令和8年10月の検針日の前日までの期間に適用）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(イ)eおよび(ロ)eに定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表2（基準単価）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(イ)eおよび(ロ)eに定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
令和8年7月の検針日から令和8年8月の検針日の前日までの期間および令和8年9月の検針日から令和8年10月の検針日の前日までの期間		
低圧で供給を受ける場合		
定額制供給の場合		
定額電灯および公衆街路灯A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	13.59	1.24
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27.19	2.47
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54.38	4.94
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81.56	7.41
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135.94	12.36
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	135.94	12.36
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	40.60	3.69
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	81.21	7.38
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	40.60	3.69

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
臨時電灯 A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1.10	0.10
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2.19	0.20
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2.19	0.20
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	21.91	1.99
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	21.91	1.99
臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	23.03	2.09
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11.52	1.05
農事用電力 B（脱穀調整需要）		
1日につき		
契約電力0.5キロワット	5.76	0.52
契約電力1キロワット	11.51	1.05
契約電力2キロワット	23.03	2.09
契約電力3キロワット	34.54	3.14
契約電力4キロワット	46.05	4.19
契約電力5キロワット	57.56	5.23
深夜電力 A		
1契約につき	350.00	31.82
従量制供給の場合		
1キロワット時につき	3.50	0.32
高圧で供給を受ける場合		
1キロワット時につき	1.80	0.16
令和8年8月の検針日から令和8年9月の検針日の前日までの期間		
低圧で供給を受ける場合		
定額制供給の場合		
定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	17.48	1.59
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	34.96	3.18
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	69.91	6.36
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	104.87	9.53
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	174.78	15.89
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	174.78	15.89

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	52.20	4.75
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの1機器につき	104.41	9.49
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50 ボルトアンペアまでごとに	52.20	4.75
臨時電灯A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1.41	0.13
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトア ンペアまでの場合	2.82	0.26
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルト アンペアまでの場合100ボルトアンペアまでご とに	2.82	0.26
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボル トアンペアまでの場合	28.17	2.56
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロ ボルトアンペアまでの場合1キロボルトアン ペアまでごとに	28.17	2.56
臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	29.61	2.69
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	14.81	1.35
農事用電力B（脱穀調整需要）		
1日につき		
契約電力0.5キロワット	7.40	0.67
契約電力1キロワット	14.80	1.35
契約電力2キロワット	29.61	2.69
契約電力3キロワット	44.41	4.04
契約電力4キロワット	59.21	5.38
契約電力5キロワット	74.01	6.73
深夜電力A		
1契約につき	450.00	40.91
従量制供給の場合		
1キロワット時につき	4.50	0.41
高圧で供給を受ける場合		
1キロワット時につき	2.30	0.21

(2) 別表2 (基準単価) に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭 厘	円 銭 厘
低圧で供給を受ける場合		
定額制供給の場合		
定額電灯および公衆街路灯A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.530	0.048
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.059	0.096
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2.119	0.193
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3.179	0.289
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	5.298	0.482
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	5.298	0.482
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	1.583	0.144
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3.165	0.288
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1.583	0.144
臨時電灯A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.043	0.004
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.086	0.008
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.086	0.008
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	0.854	0.078
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	0.854	0.078
臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	0.898	0.082
農事用電力B (脱穀調整需要)		
1日につき		
契約電力0.5キロワット	0.224	0.020
契約電力1キロワット	0.449	0.041
契約電力2キロワット	0.898	0.082
契約電力3キロワット	1.346	0.122
契約電力4キロワット	1.795	0.163
契約電力5キロワット	2.243	0.204
深夜電力A		
1契約につき	13.640	1.240
従量制供給の場合		
1キロワット時につき	0.136	0.012
高圧で供給を受ける場合		
1キロワット時につき	0.098	0.009

離島等供給特例承認申請書

令和8年6月2日

沖縄電力株式会社

離島等供給特例承認申請書

沖電送送企発第 13 号

令和 8 年 6 月 2 日

経済産業大臣 赤澤 亮正 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目 2 番 1 号

沖縄電力株式会社

代表取締役社長 横田 哲
社長執行役員

電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：令和 8 年 7 月 1 日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この離島等給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款[低圧用]（沖電送送企発第8号令和8年1月13日届出。以下「離島約款[低圧用]」）といいますが、ただし、当該離島約款[低圧用]が届出により変更された場合は、変更後の離島約款[低圧用]をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さままたは離島等供給約款[高圧・特別高圧用]（沖電送送企発第8号令和8年1月13日届出。以下「離島約款[高圧・特別高圧用]」）といいますが、ただし、当該離島約款[高圧・特別高圧用]が届出により変更された場合は、変更後の離島約款[高圧・特別高圧用]をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、令和8年7月の検針日から令和8年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 低圧で供給を受ける場合で、定額制供給のときの(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、離島約款[低圧用]の臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 高圧で供給を受ける場合で、記録型計量器により計量し、かつ、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、離島約款[低圧用]における 15（定額電灯）(4)もしくは 19（公衆街路灯）(1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、16（従量電灯）(4)、18（臨時電灯）(1)ハまたは(2)ロ、19（公衆街路灯）(2)ロもしくは 21（臨時電力）(3)イの料金、17（Eeらいふ）(4)、20（低圧電力）(5)、21（臨時電力）(3)ロ、22（農事用電力）(3)、附則3（時間帯別電灯についての特別措置）(4)もしくは附則5（深夜電力についての特別措置）(1)ニまたは(2)ニの電力量料金または離島約款[高圧・特別高圧用]における 15（業

務用電力) (5), 16 (業務用電力Ⅱ型) (3), 17 (業務用季節別時間帯別電力) (3), 18 (業務用ウィークエンド電力) (4), 19 (高压電力) (1)ホまたは(2)ニ, 20 (季節別時間帯別電力) (1)ハまたは(2)ハ, 21 (臨時電力) (3), 22 (農事用電力) (3), 23 (自家発補給電力) (1)ハまたは(2)ハもしくは 24 (予備電力) (3)の電力量料金において, 燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

(1) 低圧で供給を受ける場合

2 (適用期間) に定める適用期間の離島約款[低圧用]における 15 (定額電灯) (4) もしくは 19 (公衆街路灯) (1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金, 16 (従量電灯) (4), 18 (臨時電灯) (1)ハまたは(2)ロ, 19 (公衆街路灯) (2)ロもしくは 21 (臨時電力) (3)イの料金または 17 (Ee らいふ) (4), 20 (低圧電力) (5), 21 (臨時電力) (3)ロ, 22 (農事用電力) (3), 附則 3 (時間帯別電灯についての特別措置) (4) もしくは 附則 5 (深夜電力についての特別措置) (1)ニまたは(2)ニの電力量料金は, 離島約款[低圧用]に定める燃料費調整によらず, 燃料費調整単価が別表 1 (燃料費調整額の算定) (2)ロ(イ), (ロ)または(ハ)により算定される場合は, 別表 1 (燃料費調整額の算定) (3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし, 燃料費調整単価が別表 1 (燃料費調整額の算定) (2)ロ(ニ)により算定される場合は, 別表 1 (燃料費調整額の算定) (3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

(2) 高压で供給を受ける場合

2 (適用期間) に定める適用期間の離島約款[高压・特別高压用]における 15 (業務用電力) (5), 16 (業務用電力Ⅱ型) (3), 17 (業務用季節別時間帯別電力) (3), 18 (業務用ウィークエンド電力) (4), 19 (高压電力) (1)ホまたは(2)ニ, 20 (季節別時間帯別電力) (1)ハまたは(2)ハ, 21 (臨時電力) (3), 22 (農事用電力) (3), 23 (自家発補給電力) (1)ハまたは(2)ハもしくは 24 (予備電力) (3)の電力量料金は, 離島約款[高压・特別高压用]に定める燃料費調整によらず, 燃料費調整単価が別表 1 (燃料費調整額の算定) (2)ロ(イ), (ロ)または(ハ)により算定される場合は, 別表 1 (燃料費調整額の算定) (3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし, 燃料費調整単価が別表 1 (燃料費調整額の算定) (2)ロ(ニ)により算定される場合は, 別表 1 (燃料費調整額の算定) (3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については，離島約款[低圧用]または離島約款[高圧・特別高圧用]に定めるところによるものといたします。

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0065$$

$$\beta = 0.1632$$

$$\gamma = 1.1152$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとにa、bまたはcの算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 低圧で供給を受ける場合で、定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力または農事用電力のとき

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が81,500円を下回るとき

$$\text{基準燃料費調整単価} = (81,500 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が81,500円を上回り、かつ、122,300円以下のとき

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 81,500 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 122,300 円を上回るとき
平均燃料価格は、122,300 円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (122,300 \text{ 円} - 81,500 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- b 低圧で供給を受ける場合で、a 以外のとき

- (a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を下回るとき

$$\text{基準燃料費調整単価} = (81,500 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を上回るとき

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 81,500 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- c 高圧で供給を受ける場合

- (a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を下回るとき

$$\text{基準燃料費調整単価} = (81,500 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を上回るとき

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 81,500 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b および

c の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和 8 年 3 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日までの期間	令和 8 年 7 月の検針日から令和 8 年 8 月の検針日の前日までの期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までの期間	令和 8 年 8 月の検針日から令和 8 年 9 月の検針日の前日までの期間
令和 8 年 5 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日までの期間	令和 8 年 9 月の検針日から令和 8 年 10 月の検針日の前日までの期間

- b 低圧で供給を受ける場合で、定額制供給のときの各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、離島約款[低圧用]における臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、a にいう検針日は、応当日といたします。
- c 高圧で供給を受ける場合で、記録型計量器により計量し、かつ、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、計量日といたします。
- ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価
- (イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を下回る場合
燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価＋(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価
- (ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円の場合
燃料費調整単価＝(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価
- (ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合
燃料費調整単価＝(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価－基準燃料費調整単価
- (ニ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合
燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価－(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		令和8年7月の検針日から令和8年8月の検針日の前日までの期間および令和8年9月の検針日から令和8年10月の検針日の前日までの期間	令和8年8月の検針日から令和8年9月の検針日の前日までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	13円59銭	17円48銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27円19銭	34円96銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54円38銭	69円91銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81円56銭	104円87銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135円94銭	174円78銭
	100ワットをこえる1灯につき 100ワットまでごとに	135円94銭	174円78銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	40円60銭	52円20銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	81円21銭	104円41銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき 100ボルトアンペアまでごとに	81円21銭	104円41銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	令和8年7月の検針日から令和8年8月の検針日の前日までの期間および令和8年9月の検針日から令和8年10月の検針日の前日までの期間	令和8年8月の検針日から令和8年9月の検針日の前日までの期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1円10銭	1円41銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2円19銭	2円82銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2円19銭	2円82銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	21円91銭	28円17銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	21円91銭	28円17銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和8年7月の検針日から令和8年8月の検針日の前日までの期間および令和8年9月の検針日から令和8年10月の検針日の前日までの期間	令和8年8月の検針日から令和8年9月の検針日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合 1日につき	11円52銭	14円81銭
契約電力1キロワット1日につき	23円03銭	29円61銭

b 従量制供給の場合

(a) 従量電灯，臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

		令和8年7月の検針日から令和8年8月の検針日の前日までの期間および令和8年9月の検針日から令和8年10月の検針日の前日までの期間	令和8年8月の検針日から令和8年9月の検針日の前日までの期間
最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	35円00銭	45円00銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	3円50銭	4円50銭

(b) (a)以外の場合

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

		令和8年7月の検針日から令和8年8月の検針日の前日までの期間および令和8年9月の検針日から令和8年10月の検針日の前日までの期間	令和8年8月の検針日から令和8年9月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	3円50銭	4円50銭
	高圧で供給を受ける場合	1円80銭	2円30銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯Aおよび臨時電力

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の10キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの1灯につき	1 円 05 銭 9 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの1灯につき	2 円 11 銭 9 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの1灯につき	4 円 23 銭 8 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの1灯につき	6 円 35 銭 7 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの1灯につき	10 円 59 銭 5 厘
	100 ワットをこえる1灯につき 100 ワットまでごとに	10 円 59 銭 5 厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの1機器につき	3 円 16 銭 5 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの1機器につき	6 円 32 銭 9 厘
	100 ボルトアンペアをこえる1機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	6 円 32 銭 9 厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりいたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	8 銭 6 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	17 銭 1 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	17 銭 1 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 70 銭 7 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 70 銭 7 厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりいたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額いたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円79銭5厘
-----------------	---------

(2) 従量制供給の場合

- イ 従量電灯，臨時電灯Bおよび公衆街路灯B
 基準単価は，次のとおりといたします。

最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	2円72銭8厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	27銭3厘

- ロ イ以外の場合
 基準単価は，次のとおりといたします。

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	27銭3厘
	高圧で供給を受ける場合	26銭3厘

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は，1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

電気事業法施行規則第 32 条の規定に基づく添付書類

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

離島等供給約款以外の供給条件による
離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、令和8年5月25日の高市内閣総理大臣記者会見において中東情勢への対応として発表された内容にもとづく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、離島等供給約款にもとづき算定される令和8年8月分および令和8年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を、令和8年9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき4.5円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行なう場合は2.3円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

以 上

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		令和8年8月分および 10月分	令和8年9月分
		(a)	(b)
従量電灯 臨時電灯 B 公衆街路灯 B	1 契約につき最初の 10 キロ ワット時まで	35 円 00 銭	45 円 00 銭
	上記を超える 1 キロワット 時につき	3 円 50 銭	4 円 50 銭
上記以外の場合 1 キロワット時に つき	低圧で供給を受ける場合	3 円 50 銭	4 円 50 銭
	高圧で供給を受ける場合	1 円 80 銭	2 円 30 銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなしキロ ワット時 (※1)	令和8年8月分お よび10月分(※2)	令和8年9月分 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 公衆街路灯 A	電 灯	10 ワットまで	1 灯	3.884	13 円 59 銭	17 円 48 銭
		10 ワットをこえ 20 ワットまで		7.768	27 円 19 銭	34 円 96 銭
		20 ワットをこえ 40 ワットまで		15.536	54 円 38 銭	69 円 91 銭
		40 ワットをこえ 60 ワットまで		23.304	81 円 56 銭	104 円 87 銭
		60 ワットをこえ 100 ワットまで		38.840	135 円 94 銭	174 円 78 銭
		100 ワットをこえ100 ワットまでごとに		38.840	135 円 94 銭	174 円 78 銭
	小 型 機 器	50 ボルトアンペ アまで	1 機器	11.601	40 円 60 銭	52 円 20 銭
		50 ボルトアンペ アをこえ 100 ボル トアンペアまで		23.202	81 円 21 銭	104 円 41 銭
		100 ボルトアンペ アをこえ100ボルト アンペアまでごとに		23.202	81 円 21 銭	104 円 41 銭

契約種別	範囲	単位	みなしキロワット時 (※1)	令和8年8月分 および10月分(※2)	令和8年9月分 (※2)
			(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
臨時電灯 A	総容量が 50 ボルトアンペアまでの 1 日につき	1 契約	0.313	1 円 10 銭	1 円 41 銭
	総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 日につき		0.626	2 円 19 銭	2 円 82 銭
	総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに 1 日につき		0.626	2 円 19 銭	2 円 82 銭
	総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの 1 日につき		6.260	21 円 91 銭	28 円 17 銭
	総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに 1 日につき		6.260	21 円 91 銭	28 円 17 銭
臨時電力	0.5 キロワットの場合 1 日につき	1 契約	—	(※3) 11 円 52 銭	(※3) 14 円 81 銭
	1 キロワット 1 日につき	1 キロワット	6.579	23 円 03 銭	29 円 61 銭

※1 みなしキロワット時は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」(課税標準数量の計算等)に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1キロワットの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

以 上

令和 8 年 6 月 2 日
沖縄電力株式会社

**消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
(離島等供給約款以外の供給条件)**

当社は、このたび電気事業法第21条第2項ただし書の規定にもとづき申請を行なった離島等供給約款以外の供給条件（令和8年7月の検針日から令和8年10月の検針日の前日までの期間適用）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表2（基準単価）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ホ)に定める令和8年7月の検針日から令和8年8月の検針日の前日までの期間および令和8年9月の検針日から令和8年10月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	13.59	1.24
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27.19	2.47
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54.38	4.94
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81.56	7.41
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135.94	12.36
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	135.94	12.36
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	40.60	3.69
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	81.21	7.38
100ボルトアンペアをこえる1機器につき 100ボルトアンペアまでごとに	81.21	7.38
(ロ) 臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1.10	0.10
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2.19	0.20
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2.19	0.20
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	21.91	1.99
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	21.91	1.99
(ハ) 臨時電力		
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11.52	1.05
契約電力1キロワット1日につき	23.03	2.09

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯，臨時電灯B，公衆街路灯B		
最低料金		
1契約につき最初の10キロワット時まで	35.00	3.18
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	3.50	0.32
(ロ) (イ)以外の場合		
1キロワット時につき		
低圧で供給を受ける場合	3.50	0.32
高圧で供給を受ける場合	1.80	0.16

(2) 別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ホ)に定める令和8年8月の検針日から令和8年9月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	17.48	1.59
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	34.96	3.18
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	69.91	6.36
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	104.87	9.53
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につ き	174.78	15.89
100ワットをこえる1灯につき100ワットま でごとに	174.78	15.89
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	52.20	4.75
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペ アまでの1機器につき	104.41	9.49
100ボルトアンペアをこえる1機器につ き 100ボルトアンペアまでごとに	104.41	9.49
(ロ) 臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1.41	0.13
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボル トアンペアまでの場合	2.82	0.26
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボル トアンペアまでの場合100ボルトアンペ アまでごとに	2.82	0.26
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロ ボルトアンペアまでの場合	28.17	2.56
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キ ロボルトアンペアまでの場合1キロボルト アンペアまでごとに	28.17	2.56
(ハ) 臨時電力		
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	14.81	1.35
契約電力1キロワット1日につき	29.61	2.69

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価 円	消費税等相当額 円
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯, 臨時電灯B, 公衆街路灯B		
最低料金		
1契約につき最初の10キロワット時まで	45.00	4.09
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	4.50	0.41
(ロ) (イ)以外の場合		
1キロワット時につき		
低圧で供給を受ける場合	4.50	0.41
高圧で供給を受ける場合	2.30	0.21

(3) 別表2(基準単価)に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	1.059	0.096
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	2.119	0.193
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	4.238	0.385
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	6.357	0.578
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につ き	10.595	0.963
100ワットをこえる1灯につき100ワットま でごとに	10.595	0.963
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	3.165	0.288
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペ アまでの1機器につき	6.329	0.575
100ボルトアンペアをこえる1機器につ き 100ボルトアンペアまでごとに	6.329	0.575
(ロ) 臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.086	0.008
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボル トアンペアまでの場合	0.171	0.016
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボ ルトアンペアまでの場合100ボルトアンペ アまでごとに	0.171	0.016
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロ ボルトアンペアまでの場合	1.707	0.155
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キ ロボルトアンペアまでの場合1キロボルト アンペアまでごとに	1.707	0.155
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.795	0.163

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯, 臨時電灯B, 公衆街路灯B		
最低料金		
1契約につき最初の10キロワット時まで	2.728	0.248
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	0.273	0.025
(ロ) (イ)以外の場合		
1キロワット時につき		
低圧で供給を受ける場合	0.273	0.025
高圧で供給を受ける場合	0.263	0.024

以 上

経 済 産 業 省

20260602資第4号
令和8年6月4日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件の認可について

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第5条の規定による改正前のガス事業法（昭和29年法律第51号）第47条の6第1項第3号の規定に基づき、別添の申請に係る指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

特別供給条件認可申請書

2026年6月2日

東邦ガス株式会社

特別供給条件認可申請書

東ガ営計第2026-28号

令和8年 6月 2日

経済産業大臣

赤澤 亮正 殿

住所 名古屋市熱田区桜田町19番18号

氏名 東邦瓦斯株式会社

代表取締役社長 山崎 聡志

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第22条第4項の規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第5条の規定による改正前のガス事業法（昭和29年法律第51号）第20条ただし書の規定により、次のとおり指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙のとおり
実施の期日及び期間	別紙のとおり

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙

料金その他の供給条件の内容並びに実施期日及び実施期間

令和8年5月25日の高市内閣総理大臣記者会見において中東情勢への対応として発表された内容に基づく都市ガス料金の支援措置の実施について、「電気・ガス料金負担軽減支援事業」によりガス料金引下げ原資の交付を受けることに伴い、契約年間使用量が1,000万立方メートル未満のお客さまのガス料金について、次の供給条件を適用するものとします。ただし、発電事業の用に供するガスの供給条件については、指定旧供給区域等小売供給約款によるものとします。

1. 料金算定期間の末日が令和8年8月1日から8月31日に属する料金算定期間においては、基準単位数料金又は23の規定により調整単位数料金を算定した場合は、その調整単位数料金から、1立方メートル当たり14.00円（税込）を引き下げたものを、基準単位数料金又は調整単位数料金とする。
2. 料金算定期間の末日が令和8年9月1日から9月30日に属する料金算定期間においては、基準単位数料金又は23の規定により調整単位数料金を算定した場合は、その調整単位数料金から、1立方メートル当たり18.00円（税込）を引き下げたものを、基準単位数料金又は調整単位数料金とする。
3. 料金算定期間の末日が令和8年10月1日から10月31日に属する料金算定期間においては、基準単位数料金又は23の規定により調整単位数料金を算定した場合は、その調整単位数料金から、1立方メートル当たり14.00円（税込）を引き下げたものを、基準単位数料金又は調整単位数料金とする。
4. その他の事項については、指定旧供給区域等小売供給約款によるものとする。

指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、令和8年5月25日の高市内閣総理大臣記者会見において中東情勢への対応として発表された内容に基づく電気・ガス料金の支援措置の実施について、都市ガス料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、指定旧供給区域等小売供給約款に基づき算定される令和8年8月の基準単位料金又は調整単位料金から1立方メートルにつき14.00円（税込）を、令和8年9月の基準単位料金又は調整単位料金から1立方メートルにつき18.00円（税込）を、令和8年10月の基準単位料金又は調整単位料金から1立方メートルにつき14.00円（税込）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第22条第4項の規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて準用される改正法第5条の規定による改正前のガス事業法（昭和29年法律第51号）第20条ただし書の規定により指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件を設定する必要がある、認可を申請する次第であります。

以 上

料金の算出の根拠に関する説明書

令和8年5月25日の高市内閣総理大臣記者会見において中東情勢への対応として発表された内容を受けて表1の通り。

【表1】

	令和8年8月分、10月分	令和8年9月分
1立方メートルにつき	14円 00銭	18円 00銭

経 済 産 業 省

20260602資第1号

令和8年6月4日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

最終保障供給約款以外の供給条件の承認について

ガス事業法第177条第1項第10号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第51条第2項ただし書に規定する最終保障供給約款以外の供給条件の承認について、貴委員会の意見を求めます。

最終保障供給特例承認申請書

2026年6月2日

東京ガスネットワーク株式会社

様式第 5 4 (第 7 6 条関係)

最終保障供給特例承認申請書

504-2026:012

2026 年 6 月 2 日

経済産業大臣

赤澤 亮正 殿

東京都港区海岸一丁目 5 番 20 号
東京ガスネットワーク株式会社
代表取締役社長 棚澤 聡

ガス事業法第 51 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙のとおり
実施の期日及び期間	別紙のとおり

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別紙

料金その他の供給条件の内容並びに実施期日及び実施期間

令和8年5月25日の高市内閣総理大臣記者会見において中東情勢への対応として発表された内容に基づく都市ガス料金の支援措置の実施について、「電気・ガス料金負担軽減支援事業」によりガス料金引下げ原資の交付を受けることに伴い、契約年間使用量が1,000万立方メートル未満のお客さまのガス料金について、次の供給条件を適用するものとします。ただし、発電事業の用に供するガスの供給条件については、最終保障供給約款によるものとします。

1. 料金算定期間の末日が令和8年8月1日から8月31日に属する料金算定期間においては、基準単位料金又は28の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金から、1立方メートル当たり14.00円（税込）を引き下げたものを、基準単位料金又は調整単位料金とする。
2. 料金算定期間の末日が令和8年9月1日から9月30日に属する料金算定期間においては、基準単位料金又は28の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金から、1立方メートル当たり18.00円（税込）を引き下げたものを、基準単位料金又は調整単位料金とする。
3. 料金算定期間の末日が令和8年10月1日から10月31日に属する料金算定期間においては、基準単位料金又は28の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金から、1立方メートル当たり14.00円（税込）を引き下げたものを、基準単位料金又は調整単位料金とする。
4. その他の事項については、最終保障供給約款によるものとする。

最終保障供給以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は、令和8年5月25日の高市内閣総理大臣記者会見において中東情勢への対応として発表された内容に基づく電気・ガス料金の支援措置の実施について、都市ガス料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、最終保障供給約款に基づき算定される令和8年8月の基準単位数料金又は調整単位数料金から1立方メートルにつき14.00円（税込）を、令和8年9月の基準単位数料金又は調整単位数料金から1立方メートルにつき18.00円（税込）を、令和8年10月の基準単位数料金又は調整単位数料金から1立方メートルにつき14.00円（税込）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、ガス事業法第51条第2項ただし書の規定により、最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

以 上

料金の算出の根拠に関する説明書

令和8年5月25日の高市内閣総理大臣記者会見において中東情勢への対応として発表された内容を受けて表1の通り。

【表1】

	令和8年8月分、10月分	令和8年9月分
1立方メートルにつき	14円 00銭	18円 00銭

最終保障供給特例承認申請書

2026年6月2日

大阪ガスネットワーク株式会社

最終保障供給特例承認申請書

NW-26-1004

2026年6月2日

経済産業大臣

赤澤 亮正 殿

大阪府中央区平野町四丁目1番2号

大阪ガスネットワーク株式会社

代表取締役社長 植田 信一

ガス事業法第51条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙のとおり
実施の期日及び期間	別紙のとおり

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙

料金その他の供給条件の内容並びに実施期日及び実施期間

令和8年5月25日の高市内閣総理大臣記者会見において中東情勢への対応として発表された内容に基づく都市ガス料金の支援措置の実施について、「電気・ガス料金負担軽減支援事業」によりガス料金引下げ原資の交付を受けることに伴い、契約年間使用量が1,000万立方メートル未満のお客さまのガス料金について、次の供給条件を適用するものとします。ただし、発電事業の用に供するガスの供給条件については、最終保障供給約款によるものとします。

1. 料金算定期間の末日が令和8年8月1日から8月31日に属する料金算定期間においては、基準単位料金又は24.の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金から、1立方メートル当たり14.07円（税込）もしくは14.08円（税込）を引き下げたものを、基準単位料金又は調整単位料金とする。
2. 料金算定期間の末日が令和8年9月1日から9月30日に属する料金算定期間においては、基準単位料金又は24.の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金から、1立方メートル当たり18.08円（税込）もしくは18.09円（税込）を引き下げたものを、基準単位料金又は調整単位料金とする。
3. 料金算定期間の末日が令和8年10月1日から10月31日に属する料金算定期間においては、基準単位料金又は24.の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金から、1立方メートル当たり14.07円（税込）もしくは14.08円（税込）を引き下げたものを、基準単位料金又は調整単位料金とする。
4. その他の事項については、最終保障供給約款によるものとする。

※料金システム上、当社はLNG 価格やLPG 価格の入力値を調整することで値引き単価を調整するため、上記の通り、LNG 価格やLPG 価格に応じた値引き単価が2通り存在する。

最終保障供給以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は、令和8年5月25日の高市内閣総理大臣記者会見において中東情勢への対応として発表された内容に基づく電気・ガス料金の支援措置の実施について、都市ガス料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、最終保障供給約款に基づき算定される令和8年8月の基準単位数料金又は調整単位数料金から1立方メートルにつき14.07円

(税込)もしくは14.08円(税込)を、令和8年9月の基準単位数料金又は調整単位数料金から1立方メートルにつき18.08円(税込)もしくは18.09円(税込)を、令和8年10月の基準単位数料金又は調整単位数料金から1立方メートルにつき14.07円(税込)もしくは14.08円(税込)を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、ガス事業法第51条第2項ただし書の規定により、最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

以 上

料金の算出の根拠に関する説明書

令和8年5月25日の高市内閣総理大臣記者会見において中東情勢への対応として発表された内容を受けて表1の通り。

【表1】

	令和8年8月分、10月分	令和8年9月分
1立方メートルにつき	14円 07銭	18円 08銭
	もしくは	もしくは
	14円 08銭	18円 09銭

最終保障供給特例承認申請書

2026年6月2日

京葉ガス株式会社

最終保障供給特例承認申請書

2026年 6月 2日

経済産業大臣

赤澤 亮正 殿

住 所 千葉県市川市市川南二丁目8番8号

氏 名 京 葉 瓦 斯 株 式 会 社

代表取締役社長 江口 孝

ガス事業法第51条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙のとおり
実施の期日及び期間	別紙のとおり

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙

料金その他の供給条件の内容並びに実施期日及び実施期間

令和8年5月25日の高市内閣総理大臣記者会見において中東情勢への対応として発表された内容に基づく都市ガス料金の支援措置の実施について、「電気・ガス料金負担軽減支援事業」によりガス料金引下げ原資の交付を受けることに伴い、契約年間使用量が1,000万立方メートル未満のお客さまのガス料金について、次の供給条件を適用するものとします。ただし、発電事業の用に供するガスの供給条件については、最終保障供給約款によるものとします。

1. 料金算定期間の末日が令和8年8月1日から8月31日に属する料金算定期間においては、基準単位数料金又は25の規定により調整単位数料金を算定した場合は、その調整単位数料金から、1立方メートル当たり14.00円（税込）を引き下げたものを、基準単位数料金又は調整単位数料金とする。
2. 料金算定期間の末日が令和8年9月1日から9月30日に属する料金算定期間においては、基準単位数料金又は25の規定により調整単位数料金を算定した場合は、その調整単位数料金から、1立方メートル当たり18.00円（税込）を引き下げたものを、基準単位数料金又は調整単位数料金とする。
3. 料金算定期間の末日が令和8年10月1日から10月31日に属する料金算定期間においては、基準単位数料金又は25の規定により調整単位数料金を算定した場合は、その調整単位数料金から、1立方メートル当たり14.00円（税込）を引き下げたものを、基準単位数料金又は調整単位数料金とする。
4. その他の事項については、最終保障供給約款によるものとする。

最終保障供給以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は、令和8年5月25日の高市内閣総理大臣記者会見において中東情勢への対応として発表された内容に基づく電気・ガス料金の支援措置の実施について、都市ガス料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、最終保障供給約款に基づき算定される令和8年8月の基準単位数料金又は調整単位数料金から1立方メートルにつき14.00円（税込）を、令和8年9月の基準単位数料金又は調整単位数料金から1立方メートルにつき18.00円（税込）を、令和8年10月の基準単位数料金又は調整単位数料金から1立方メートルにつき14.00円（税込）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、ガス事業法第51条第2項ただし書の規定により、最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があると認め、承認を申請する次第であります。

以 上

料金の算出の根拠に関する説明書

令和8年5月25日の高市内閣総理大臣記者会見において中東情勢への対応として発表された内容を受けて表1の通り。

【表1】

	令和8年8月分、10月分	令和8年9月分
1立方メートルにつき	14円 00銭	18円 00銭